

令和2年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月  
くらしき作陽大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	19
基準 3. 教育課程	47
基準 4. 教員・職員	68
基準 5. 経営・管理と財務	80
基準 6. 内部質保証	89
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	95
基準 A. 社会貢献・地域連携	95
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	113
エビデンス集（データ編）一覧	113
エビデンス集（資料編）一覧	113

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

くらしき作陽大学（以下、「本学」という）の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、「慈悲と智慧」と「以和為貴」（和をもって貴しとなす）、「以礼為本」（礼をもって本となす）の精神を具えた清浄で円満な人格の持ち主の育成を目指している。

本学の教育理念（学是）である「念願は人格を決定す 継続は力なり」は、「慈悲と智慧」及び「和と礼」を身に付けた立派な人間になることへの他者（大いなるもの）からの願いに気づき、一途にそれに応え続けていく姿勢からその人の本当の人格が生まれるという考えからきている。

創立者の松田藤子は、若くして尾道実科女学校の教頭をしていたが、母の影響を受け仏教への信仰の篤い人であった。学校に勤めるかたわら、著名な宗教家である住岡夜晃につき大乘仏教の教義を学んでいた。同時に、わが国の学校教育が技術と知識の伝授に偏り、心の教育が軽んじられる傾向にあることを憂いていた。創立者は、人生の意義を教え、いかなる境遇にあっても、強く、正しく、明るく生きぬく力を与え、感謝とよろこびの人生に導くのは仏教であると悟り、若い学生にとって仏教を通じた心豊かな人間形成が最も大切なことと考えた。そこで、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」とする学校設立を決断し、大乘仏教に基づいた「念願は人格を決定す 継続は力なり」のこたばを学是に掲げて、津山女子高等技芸学院を、昭和5(1930)年4月岡山県津山市に設立した。

創立者の「み仏の教えは心の糧であり、真の人間形成の指針となるものである。真理を求めて、永遠の幸福とは何かを尋ね、人生生活を、強く、正しく、明るく生き抜き、逆境の中にも恩寵を見出し、無碍の一道と、喜びと感謝に満ちた人生は、若い日に聖賢の教えを聞くことにより実現できる」＜出典：松田藤子著「真理への道」＞との強い信念から、学校法人作陽学園（以下、本学園という）は宗教的情操教育を行うことを目的に創立されたものである。

### 2. 使命・目的

本学の使命・目的については、くらしき作陽大学学則の第1章総則第2条に「本学は、大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、心豊かにいきいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、本学大学院の使命・目的については、くらしき作陽大学大学院学則の第1章総則第2条に、「くらしき作陽大学大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。」と規定している。

建学の精神を基とした本学の使命については、さらに上記の学則の内容を簡潔にしかも分かりやすく「菩薩道を歩むプロの養成」と表現することとし、「学校法人作陽学園寄附行為細則」第2章第5条に明文化した。

「菩薩道を歩むプロ」とは、学是を具現化した姿であり、自己の人格を磨き、他者への

思いやり、献身、布施ができる「心豊かにいきいきと生きる職業人」を意味している。特に「菩薩道を歩む」とは音楽、食文化、子ども教育とそれぞれの専門分野は異なるが、各々がプロの職業人を目指すとともに菩薩（自利利他の実践者）を目指すことである。

### 3. 本学の個性・特色等

本学の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、本学では、人間教育と同時に、優れた知識と技能を有する職業人を養成する専門教育を担うことが求められている。

本学の個性・特色としては、建学の精神に基づいた人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育、並びに大学の教育研究機能を活かした地域貢献の3点であり、下記にその内容を説明する。

#### 1) 建学の精神に基づいた人間教育

建学の精神である「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」については、「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」「宗教Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の必修科目で講義を行い、理解と定着を促している。「アセンブリー・アワー」では、月に1度、月例集会を開き、学長自ら新入生に直接講話を行っている。また、年に1度、創立者と物故された教職員の追悼のために「報謝の集い」と称する音楽法要を開催しており、厳粛な雰囲気の中で、参会者が「生かされている」ということへの感謝と畏敬の念を共有することとしている。そのほか、入学式、卒業式等の学校行事においても、学長が建学の精神に関わる講話や挨拶を行っている。このように、学生にとっては「宗教」の授業にとどまらず、折に触れて建学の精神の理解を深める機会が設けられている。

「宗教」の授業については、これまでこの授業だけでは建学の精神を十分理解しないまま卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」、「掃除」、「合掌」を日頃の実践目標とし、自利利他を心がけ、明るく、元気にいきいきと生きる菩薩道の実践に務めることを具体的に指導している。

教職員に対しては、新任教職員研修会、「FD(Faculty Development)&SD(Staff Development)全教職員会議（以下、「FD&SD全教職員会議」という）」並びに、建学の精神に関するレポート作成により理念の共有化を図っている。

#### 2) 各学部における特色ある専門教育

本学は、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部で構成しており、それぞれの学部が以下のような特色ある専門教育を実施している。

音楽学部では、充実した指導陣による個人レッスンなどの実技指導を中核に据えて、進路支援を目的としたコース制度による教育を行い、多くの演奏家や音楽教育者を育て、音楽を通じて地域と連携し音楽文化の向上に寄与してきている。特に、ロシア国立モスクワ音楽院（ロシア）、カーセイジ大学（アメリカ）などの海外の大学との連携協力により、優れた音楽家・指揮者を招聘するなど質の高い教育研究を行ってきており、これは音楽学部の長い歴史に裏打ちされた伝統的特色である。

食文化学部では、栄養学科、現代食文化学科ともに栄養士養成を核に教育研究を行って

いるが、様々な実習やインターンシップなどの充実により実践力に優れ、資格取得に強い専門教育を行っている。特に栄養学科は、管理栄養士国家試験において、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度の直近 5 か年の平均の合格率が 98.7%と優秀な成績を上げている。当該学科に入学してくる学生の偏差値は国公立大や有名私立大に比べ必ずしも高くないが、そのような学生たちが 4 年間の教育で、管理栄養士国家試験受験時には、これらの大学と同等かそれ以上の成績を収めていることは、食文化学部教育力と学生の質の良さの証である。

子ども教育学部は、乳幼児期から児童期の教育を担う保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭を養成する学部として設置された。特に、乳幼児期から児童期の子どもへの教育のための幅広い知識と実践力の修得に加えて、特別な支援を必要とする子どもへの特別支援教育力の育成に力を入れている。特別支援教育については現場に強い専門家が連携し、一貫性のある指導をチームで行っている。平成 28(2016)年度には、特別支援教育における学生の実践的指導力の育成並びに地域連携・貢献の拠点となることをねらいとして特別支援教育ラボを学部に設立した。主な活動内容は、学生による地域存在の障害児（通常学級在籍児含む）への指導・支援、地域の関係機関との研究会の実施、教育実践活動に参加する学生と教員による学術研究である。こうした特別支援学校だけではなく通常学級や保育現場での特別支援教育の展開は、子ども教育学部の現代的教育ニーズに対応した優れた取り組みである。

以上、本学では音楽学部の質の高い音楽力、食文化学部の資格取得に強く優れた実践力、子ども教育学部の現代的教育ニーズに対応した特別支援教育力という特色のある専門教育に取り組んでいる。

### 3) 大学の教育研究機能を活かした地域貢献

本学を構成する音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の 3 学部の専門分野は、いずれも人間生活を送る上で大切な分野である。本学は、これまでそれぞれの学部の専門分野の教育・研究を活かしながら、大学が立地している倉敷市を中心に、地域と密着した社会貢献活動を行ってきた。

音楽学部では、「演奏芸術センター」を設置し、学内外で数多くの演奏会を開催している。県内唯一の音楽学部として、倉敷美観地区で開催される倉敷館コンサートへの教員・学生の出演や、総社市で催される年末の第九演奏会への教員と学生の協力、地域の学校や各種団体からの依頼を受けた出張演奏、各種音楽団体への指導等、音楽による多様な地域貢献を展開している。また、学内の音楽施設の自治体や地域住民、音楽団体等への開放も行っており、吹奏楽コンクール等の会場としても利用されている。そのほか、個々の教員は、地域で開催される各種コンクール等の審査なども担当している。

食文化学部では、地域の食文化振興に貢献するために、市民を対象とした食文化を見直す公開講座や栄養改善指導、一次予防啓発のためのパンフレット作成と公開講座の開催並びに地域からの要請に応えた商品開発等を行っている。とりわけ「商品開発交流研究センター」では、地場産品を活用する商品開発に向けた研究会の開催、各種技術相談への対応や産学共同による食品の開発、並びに地域開催行事の「玉島祭り」、「新倉敷駅前フェスタ」、「高梁川マルシェ」などへの出店等を積極的に行ってきた実績がある。

子ども教育学部は、「子ども教育研究センター」を設置するとともに、幼児教育・保育や子育て支援、特別支援に関する地域の教育委員会や学校での各種研修・教育相談・講演会、学部附属の児童文化部「ばれっと」の乳幼児を対象とした出張公演、地域開催行事へのボランティア活動を行っている。また平成 24(2012)年度からは倉敷市から委託された子育て支援事業を展開する場として「どんぐりっこ」を本学附属認定こども園内に開設している。

平成 26(2014)年度からは、岡山県から「おかやま子育てカレッジ」に指定され、学部が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用し、協働による地域ぐるみの子育て支援を行っている。このように幼児教育・保育や子育て支援の地域ネットワークづくりと、特別支援教育に関する実践研究の成果を地域貢献に生かしてきた。特に特別支援教育には力を入れており、特別支援教育ラボの活動を通して、障害のある子どもとその保護者の支援、倉敷市内小学校の特別支援学級の児童の学習支援や倉敷市特別支援アドバイザー事業への支援などを行っている。

このような学部や附属センターの教育研究の特色を生かした地域貢献活動に加えて、平成 22(2010)年度からは全学組織として学内に「地域・学校連携委員会」を組織し、倉敷市玉島地区を中心とした子どもと保護者のための「さくようキッズキャンパス」事業なども開催している。

加えて、平成 23(2011)年には総社市と連携協力に関する協定書を締結し、学校現場での巡回コンサートや学校支援ボランティア、市役所へのインターンシップ、市民向けコンサート等、さまざまな分野において連携を深めてきた。音楽・教育・文化・まちづくりの分野において連携・協力していくことで地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与している。

また、平成 26(2014)年度には、本学は文部科学省「地(知)の拠点(COC)整備事業(以下、「COC事業」という)」に採択された。共同申請した倉敷芸術科学大学と本学は地域志向の大学として、倉敷市とともに教育、研究、社会貢献の三位一体改革を推進し、課題解決能力を持った地域人材育成と産業活性化に寄与すべく、さまざまな展開を行ってきた。

「COC事業」は平成 30(2018)年度に終了したが、終了後もこれまで同様の活動を続けている。

これらの地域貢献活動は、教育研究成果の地域への還元というだけではなく、本学の使命である菩薩道の実践でもある。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学園の沿革

本学園は、昭和 5(1930)年 4 月に岡山県津山市に津山女子高等技芸学院の名称で創立したことに始まり、教育は松田藤子が、経営は夫の松田信夫が責任を持ってあたった。

昭和 25(1950)年頃から、全国に実学を中心とした修学年限 2 年の短期大学が全国各地で創立されはじめたが、本学園は、昭和 26(1951)年に岡山県では最初の短期大学として家政科を設立した。

昭和 41(1966)年 4 月には、4 年制の作陽学園大学が音楽学部のみ単科大学として創立され、その後作陽音楽大学に改称し発展してきた。平成 8(1996)年 4 月に、倉敷市の誘致により現在の倉敷市玉島地区に移転し、平成 9(1997)年 4 月には、くらしき作陽大学に改称するとともに、食文化学部を設置した。平成 20(2008)年 4 月には、子ども教育学部を新

くらしき作陽大学

たに設置し、現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。さらに平成22(2010)年4月には、大学院音楽研究科を設置した。平成25(2013)年4月には、くらしき作陽大学附属幼稚園を設置（平成27(2015)年3月廃止）し、平成27(2015)年4月、同幼稚園をくらしき作陽大学附属認定こども園（幼保連携型認定こども園）へと移行した。

以下に本学園の沿革について時系列で示す。

本学園の沿革		
昭和 5(1930)年	4月	津山女子高等技芸学院を津山市南新座に創立
昭和 11(1936)年	3月	文部大臣認定の甲種中等学校に昇格
昭和 19(1944)年	4月	岡山県作陽女子商業学校と改称
昭和 21(1946)年	3月	財団法人設立認可
昭和 22(1947)年	4月	岡山県作陽中学校設置
昭和 23(1948)年	4月	岡山県作陽女子高等学校と改称
昭和 25(1950)年	12月	学校法人作陽学園設立
昭和 26(1951)年	4月	岡山県作陽中学校募集停止
昭和 26(1951)年	4月	作陽短期大学設立
昭和 38(1963)年	4月	岡山県作陽女子高等学校を岡山県作陽高等学校に改称
昭和 41(1966)年	4月	作陽学園大学設立
昭和 43(1968)年	4月	作陽学園大学を作陽音楽大学に改称
昭和 50(1975)年	4月	作陽音楽大学音楽学部に教育音楽学科教育音楽専攻、幼児教育専攻増設
昭和 62(1988)年	4月	作陽短期大学に情報処理学科設置
平成 8(1996)年	4月	作陽音楽大学・作陽短期大学音楽科を倉敷へ移転
平成 9(1997)年	4月	作陽音楽大学をくらしき作陽大学に改称
平成 9(1997)年	4月	くらしき作陽大学に食文化学部設置
平成 11(1999)年	3月	作陽短期大学家政学科、幼児教育学科廃止
平成 11(1999)年	6月	チャイコフスキー記念ロシア国立モスクワ音楽院と芸術文化交流協定の締結
平成 14(2002)年	4月	くらしき作陽大学食文化学部食生活学科を現代食文化学科に改称
平成 15(2003)年	9月	作陽短期大学情報処理学科廃止
平成 20(2008)年	4月	くらしき作陽大学に子ども教育学部設置
平成 21(2009)年	4月	くらしき作陽大学食文化学部食生活学科を現代食文化学科に改称
平成 21(2009)年	4月	くらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科を食産業学科に改称
平成 21(2009)年	4月	作陽短期大学音楽科を作陽音楽短期大学音楽学科に改称

くらしき作陽大学

平成 22(2010)年	4 月	くらしき作陽大学に大学院音楽研究科設置
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科の募集停止
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学音楽学部音楽学科の定員変更
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学子ども教育学部子ども教育学科の定員変更
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学附属幼稚園を設置
平成 26(2014)年	3 月	くらしき作陽大学食文化学部食産業学科廃止
平成 27(2015)年	3 月	くらしき作陽大学附属幼稚園廃止
平成 27(2015)年	4 月	くらしき作陽大学附属認定こども園を設置
平成 27(2015)年	4 月	作陽音楽短期大学音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に分離
平成 29(2017)年	3 月	くらしき作陽大学音楽専攻科廃止
平成 31(2019)年	3 月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科廃止
令和 2(2020)年	4 月	作陽音楽短期大学を作陽短期大学に改称

## 2. 本学の現況

- ・ 大学名           くらしき作陽大学
- ・ 所在地           〒710-0292 岡山県倉敷市玉島長尾 3515
- ・ 学部、研究科構成     音楽学部  
                          音楽学科  
                          食文化学部  
                          現代食文化学科  
                          栄養学科  
                          子ども教育学部  
                          子ども教育学科  
                          大学院音楽研究科
- ・ 学生数、教員数、職員数（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

### 1) 学生数 (学部)

学年	音楽学部			食文化学部			子ども教育学部			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年	12	25	37	10	97	107	22	92	114	44	214	258
2 年	11	32	43	9	127	136	27	98	125	47	257	304
3 年	21	34	55	15	114	129	18	123	141	54	271	325
4 年	8	25	33	8	136	144	20	116	136	36	277	313
計	52	116	168	42	474	516	87	429	516	181	1,019	1,200

(大学院)

学年	音楽研究科		
	男	女	計
1年	1	0	1
2年	1	0	1
計	2	0	2

2) 教員数

(学部)

	音楽学部			食文化学部			子ども教育学部			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	4	1	5	8	3	11	7	9	16	19	13	32
准教授	3	2	5	0	7	7	1	2	3	4	11	15
講師	0	1	1	3	4	7	6	0	6	9	5	14
助教	0	0	0	1	0	1	1	0	1	2	0	2
計	7	4	11	12	14	26	15	11	26	34	29	63

(大学院)

	音楽研究科		
	男	女	計
教授	3	1	4
准教授	1	1	2
講師	0	0	0
助教	0	0	0
計	4	2	6

※音楽学部の教員が兼務

3) 職員数

職名	男	女	計
正職員	10	5	15
嘱託職員	7	14	21
臨時職員他	7	14	21
計	24	33	57

※法人所属の職員を含む

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、「学校法人作陽学園寄附行為細則」第 2 章第 2 条において、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を備えた人材を育成する」と明記し、第 3 条に学是を「念願は人格を決定す 継続は力なり」、第 5 条に使命を「菩薩道を歩むプロの養成」と明文化している。

本学の使命・目的については、「学校法人作陽学園寄附行為細則」に基づき、くらしき作陽大学学則及びくらしき作陽大学大学院学則において、下記のように規定している。

#### 使命・目的

##### くらしき作陽大学学則 第 1 章総則第 2 条

本学は、大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、心豊かにいきいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。

##### くらしき作陽大学大学院学則 第 1 章総則第 2 条

くらしき作陽大学大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

本学及び本学大学院の教育目的については、各学部・学科・研究科単位で下記のように、具体的かつ明確に定めている。

#### 音楽学部の教育目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、音楽に関する質の高い専門性を身につけた心豊かにいきいきと生きる職業人を養成するとともに、国際的な音楽文化の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。

### 音楽学科

国際的な音楽文化の教育研究を通して、音楽に関する豊かな感性と高度な技術とともに、社会性ある音楽家を養成する。

### 食文化学部の教育目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、食に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、食の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。

#### 現代食文化学科

食に関する教育研究を通して、食を総合的に学修した食文化に強い心豊かな栄養士ならびに教員等を養成する。

#### 栄養学科

食と健康に関する教育研究を通して、健全な未来社会を築くために貢献できる心豊かな管理栄養士を養成する。

### 子ども教育学部の教育目的

建学の精神に基づく人間教育のもとに、保育と教育及び子育て支援に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、保育と教育及び子育て支援の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。

#### 子ども教育学科

保育と教育、子育て支援に関する教育研究を通して、現代の保育・教育現場に求められる高度な専門性と実践力を持った、心豊かな保育・研究等に従事する人材を養成する。

### 大学院音楽研究科の教育目的

広い視野に立って音楽に関する精深な学識を授け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料1-1-1】学校法人作陽学園寄附行為【資料F-1と同じ】

【資料1-1-2】学校法人作陽学園寄附行為細則

【資料1-1-3】くらしき作陽大学学則【資料F-3と同じ】

【資料1-1-4】くらしき作陽大学大学院学則【資料F-3と同じ】

#### 1-1-② 簡潔な文章化

「学校法人作陽学園寄附行為細則」第2章に明記しているように、建学の精神と教育理念、大学の使命について以下の通り表して浸透を図っている。

##### ①建学の精神：

「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を備えた人材を育成する」

②教育理念（学是）：「念願は人格を決定す 継続は力なり」

③本学の使命：「菩薩道を歩むプロの養成」

これらのことは「本学ホームページ」「学生便覧」「教職員便覧」等に掲載し、周知を図っている。

また、1年生必修科目「アセンブリー・アワー」で使用するテキスト「まはーやーな」において、本学の使命・目的及び教育目的、創立者のことば等を簡潔に文章化し、示している。さらに入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における学長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるように努めている。教職員に対しては、「新入教職員研修会」、「FD&SD 全教職員会議」での講話等に加え、学園長から毎年示される建学の精神に係るテーマについて全教職員がレポートを執筆し、原稿をPDF化したうえで配付することにより、理念の共有化を図っている。また、正門付近に学是碑を建立し、教育理念のより広い浸透を図っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-1-5】本学ホームページ 大学概要 本学の理念

【資料1-1-6】学生便覧2020年度（P.1）【資料F-5と同じ】

【資料1-1-7】2020年度 教職員便覧（P.1）

【資料1-1-8】まはーやーな（P.4～5）

【資料1-1-9】建学精神レポート

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神を生かした人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育、また教育研究機能を活かした地域貢献である。建学の精神かつ地域貢献については、新入生に対して新入生オリエンテーション、全学部必修科目の「アセンブリー・アワー」及び地域貢献科目で詳細に説明している。

学生便覧においては、本学の理念、目的、教育方針、学則、各学部の教育目的としての養成すべき人材像を明示している。音楽学部の教育目的は「建学の精神に基づく人間教育のもとに、音楽に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、国際的な音楽文化の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。」である。食文化学部の教育目的は「建学の精神に基づく人間教育のもとに、食に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、食の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。」である。子ども教育学部では「建学の精神に基づく人間教育のもとに、保育と教育及び子育て支援に関する質の高い専門性を身につけた心豊かに生きいきと生きる職業人を養成するとともに、保育と教育及び子育て支援の教育研究拠点として社会に貢献することを目的とする。」と教育目的を明示している。

また、大学院音楽研究科では、「広い視野に立って音楽に関する精深な学識を授け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。」と明示している。

教職員全員に配付する教職員便覧においては、教育方針、建学の精神、学是、使命、各学部・学科の教育研究上の目的、「作陽学園教職員倫理憲章」を明示している。とくに本学の使命を实践する地域貢献については、各部門の目的において社会貢献に向けて全学的に取り組む姿勢を宣言している。

本学ホームページでは、建学の精神、学是、使命・目的等を公表している。

加えて平成 30(2018)年、ブランドコンセプトとしてのタグラインを作成した。その目的は学園としてどのような学生を育成したいのか、またどのような立場で地域社会とかがかわるのか、本学の現代や未来への価値や役割をわかりやすく言語化して、広く社会に伝えることである。作成の過程では、各学科、各部署の教育職員、事務職員の代表者が集まりワークショップを行い、学園の強み、可能性及びあるべき姿などを話し合い、共通のコンセプトを明確にした。その結果、本学のタグラインを「ひとの心を動かすひとになる。」とし、本学のホームページ、テレビ・新聞、交通広告及びパンフレット等に明示している。このタグラインは本学の建学の精神を分かりやすく伝えるものであり、本学園に関わる全教職員、全学生の行動指針となっている。

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料1-1-10】 学生便覧2020年度 (P.1～5) 【資料F-5と同じ】

【資料1-1-11】 2020年度 教職員便覧 (P.1～7) 【資料1-1-7と同じ】

【資料1-1-12】 本学ホームページ トップページ

【資料1-1-13】 大学案内2021 (大学案内 表紙) 【資料F-2と同じ】

#### 1-1-④ 変化への対応

本学は、平成 8(1996)年 4 月に岡山県北の津山市から倉敷市玉島地区に移転し、平成 9(1997)年 4 月にくらしき作陽大学に改称するとともに、音楽学部に加えて食文化学部を設置、平成 20(2008)年 4 月に子ども教育学部を設置、平成 22(2010)年 4 月には大学院音楽研究科を設置した。現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の 3 学部、1 大学院音楽研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間時代や社会の変化に応じて、学科編成を変えるなど様々な取組を行ってきた。

音楽学部では、平成 18(2006)年に教育音楽学科から音楽教育学科へ名称変更を行い、平成 19(2007)年に音楽学科に音楽デザイン専修を開設した。さらに、平成 24(2012)年より音楽教育学科に音楽デザイン専修とアートマネジメント専修を移し、音楽学科に演奏系専修を、音楽教育学科に教育文化系専修を集約した。そして平成 25(2013)年からは、様々な思いや学習動機をもって入学する学生の学習ニーズと多様な進路希望に対応するために、音楽学科と音楽教育学科を統合し、モスクワ音楽院特別演奏コース・演奏芸術コース・教育文化コースの 3 コース制に再編成した。

食文化学部の現代食文化学科は、栄養士養成を核にして教育課程を編成してきたが、栄養士法の改正による管理栄養士の役割の拡大と強化により、志願者数が減少した。また、フードシステム学科においては、食を取り巻く様々な状況を勘案し、未来のあるべき姿を見据えたフードシステムを構築し、その任を担い貢献できる人材の養成を目指したが、問題意識をもつ企業側には理解されたものの、既存の他大学になかったためか受験生やその

保護者の理解には至らなかった。そこで、更なるニーズ等を調査・検討し、平成 21(2009)年に食品産業界で活躍する人材の育成を目的とした食産業学科に改組したが、志願者数の低迷を回復するに至らなかった。以上のことから、平成 23(2011)年に 2 学科を統合し、新たに現代食文化学科に再編した。一方、栄養学科では、管理栄養士養成施設の使命を果たすべく、常に学生の動向等を見守りながら、主体的学修ができる環境を整え、効率的な学修へ導く教員のサポート体制を強化した。

子ども教育学部は、平成 20(2008)年に作陽短期大学幼児教育学科の伝統を引き継ぎ、子ども教育学科 1 学科で発足した。当学科は「保育士」「幼稚園教諭一種免許状」「小学校教諭一種免許状」の 3 つの免許・資格の取得を可能とし、建学の精神である大乘仏教に基づいた人間性の涵養を基軸に「子ども教育のプロ」の養成を目標とした。平成 21(2009)年度には、日本では 6.3%もいると言われる特別な支援を必要とする発達障害のある子どもたちに対する専門家が教育現場では少なく、これらの指導が行き届いていない現状に鑑みて、「特別支援学校教諭一種免許状」を取得できるようにした。このことに伴い、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生においても、特別支援教育に関する専門的な学修を通じて、保育士又は教員としての資質領域の幅を広げることが可能となった。平成 25(2013)年度からは、早期から目指す職業に向かって学ぶ体制を強化し、より高度で、より専門的で、より実践的なプロの教育者を養成するために子ども教育学科を「小学校・特別支援学校コース」と「保育園・幼稚園コース」の 2 コース制に再編成した。

平成 22(2010)年に開設した大学院音楽研究科音楽専攻については、器楽領域・声楽領域・作曲領域を、平成 25(2013)年から演奏芸術領域・教育文化領域・音楽文化領域に再編成。また、平成 28(2016)年からは演奏芸術領域・音楽文化領域の 2 領域で編成している。

さらに、学園全体としては、本学園の大学の使命・目的の実現を目指して、学園の長期ビジョンを「西日本一の学園づくり」とした、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度にかけての中期計画を策定し、①菩薩道（生き生きとした教育）に徹し、作陽学園の教職員として自己研鑽及び組織の調和と改善に努める、②学生が意欲を持って学べるよう、学生・生徒の満足度を高める、③学園財政の健全化を図る方向性を明らかにした。また、中期計画を加速させるために、平成 27(2015)年度に経営改善計画を立案し、成果を上げた。

また、従来、各学部で検討・設定していた教育目的や教育課程の編成方針について、中期計画を契機として全学的な見直しを行った。これにより全学部とも、社会環境に応じた新しいポリシーを設定し、平成 25(2013)年度には本学の使命・目的を実現するための方針として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針を見直した。平成 29(2017)年度、さらなる改訂を行い、組織的、総合的に教学運営を進めることとした。これらの 3 つの方針については、学内で共通理解するだけでなく、ホームページ等を通じて広く学外にも公表し、高等教育機関としての社会的責任を果たそうとしている。さらにその 3 つの方針を客観的に評価するために、平成 30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを策定した。本学のアセスメント・ポリシーでは「学校法人作陽学園寄付行為細則」第 6 条に基づき、上記 3 つの方針に鑑みて、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの 3 段階で学修成果を評価する方法を定めている。就職率や進路状況、資格・免許の取得状況、学位授与状況、学修行動調査結果等、それらの結果を本学ホームページで公開するとともに教育改善に活用している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-1-14】 中期計画

【資料1-1-15】 経営改善計画

【資料1-1-16】 本学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

21 世紀の課題は持続可能な社会への転換である。高度情報化と少子化、グローバル化が急速に進む中、世界的に経済、政治、教育、文化、環境などに大きな変化がおこっている。このような社会においては、高い教養と、専攻学科に関する高度の知識・技能を修得させることだけでなく、本学の特色である人間教育を中心とした教育がより重要になってくる。

前述したように、これまで建学の精神を十分に理解せずに卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」、「掃除」、「合掌」をさらに推奨している。

また、建学の精神を一層徹底する目的で、年に 1 度、創立者並びに物故された教職員と卒業生への報謝の追悼のための音楽法要（以下、「報謝の集い」という）を営み、その縮小版として月に 1 度「アセンブリー・アワー I」において月例集会も開催している。参会者全員で合掌礼拝をし、真宗宗歌の斉唱、当番学科の代表学生が四弘誓願の斉唱に合わせ献灯・献花を行う。続いて学生と教員が感話をし、学長が法話を行い、最後は全員で学園歌を斉唱して終わる。月例集会の狙いは、厳粛なセレモニーを行い、参会者が生かされていることへの感謝と報謝のひとときを共有することにある。今後はさらにその意義の浸透を図っていく。

本学園の「第二次経営改善計画(令和 2(2020)年～令和 6(2024)年)では、確固たる経営基盤を維持するための様々な計画、逐次具体的レベルへ絞り込む実施方策、何よりも建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上、並びに学生の学修力の向上を掲げている。今後も、教職員一人ひとりが建学の精神、学是及び本学の使命を深く理解し、特色ある専門的知識・技術を持ち社会に貢献できる豊かな人間性を備えた人材育成を担っていく。

本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、本学の学部学科構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、改善・向上を常に図っている。とくに、定員割れを起こしている学部・学科においては、教育内容の改革・充実や広報活動の強化などにより現状の改善を図るべくさらに努力する。また、本学では、安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と、人件費の適正管理及び経費の効率的な配分の実施に努めてきたが、今後はこれらをさらに徹底していく。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-1-17】 第二次経営改善計画

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

**1-2-② 学内外への周知**

**1-2-③ 中長期的な計画への反映**

**1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

**1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

建学の精神を基とした本学の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」は、平成 18(2006)年に「運営会議」、理事会の議を経て「学校法人作陽学園寄附行為細則」に明文化されている。

教職員は年間 2 回の「FD&SD 全教職員会議」と、毎年配付する建学の精神に関するレポートの執筆を通じて、本学園及び本学の建学の精神や使命・目的についての理解を深めてきた。このレポートは、毎年、理事長から建学の精神の理解を促進するためのテーマが示され、教職員はそのテーマについて執筆し、原稿を PDF 化したうえで、毎年全教職員に配付している。

また、毎年発行配付している「教職員便覧」の見開きページにも教育方針として学園長の言葉が明示され、教職員に理解を促している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-2-1】学校法人作陽学園寄附行為細則【資料1-1-2と同じ】

【資料1-2-2】2020年度 FD&SD全教職員会議（案）

【資料1-2-3】2020年度 教職員便覧（見開きページ）【資料1-1-7と同じ】

**1-2-② 学内外への周知**

受験生・保護者並びに社会に対しては、「本学ホームページ」「作陽学園報」等を通して周知を図っている。在学生には「学生便覧」等を配付し、「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」「宗教Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」などの卒業必修科目の授業及び「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」で使用するテキストである「まはーやーな」等で周知を図っている。

正門には学是「念願は人格を決定す 継続は力なり」を刻した石碑を設置しており、学生はこの学是を確認しながら通学している。また、「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」では、毎月 1 度、学長の法話があり、年に 1 度の学園行事として催される「報謝の集い」では、学園創立者並びに物故された教職員と卒業生に報謝の念が捧げられる。これらの法話や「報謝の集い」を通じて、学生は感謝と報恩の念を共有するとともに、建学の精神への理解を深めている。

教職員には、前述したように毎年「教職員便覧」を配付し、新任教職員採用時には創立者の伝記である「法灯永久に輝かん」を配付して、建学の精神の理解と共有を進めている。

また、平成 27(2015)年 2 月に本学創立 50 周年を記念して、図書館 1 階に松田藤子記念ホールを開設し、「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学図書館」から「松田藤子記念図書

館（以下、「図書館」という）」に改称した。同館では本学園創立者・松田藤子が残した芸術作品類や著作物等の収集、10数冊に及ぶ写真帳の時代考証、「松田藤子年譜（前史・本史）」の再整理を行い、建学の精神（教育信条）や教育思想（教え）など松田藤子に関する人物像、思想、事蹟などを解り易く展示紹介している。建学の精神の真髄に触れることができる同館には、教職員・学生・卒業生が多数訪れている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-2-4】本学ホームページ 大学概要 教育情報の公開

【資料1-2-5】作陽学園報Vol.72 (P.13)

【資料1-2-6】シラバス「アセンブリー・アワーⅠ」

【資料1-2-7】シラバス「宗教Ⅰ」

【資料1-2-8】創立者伝記「法灯永久に輝かん」

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

過去に策定された「中期計画（平成24(2012)年度-平成28(2016)年度）」では、まず「建学の精神の理解と実践」が掲げられており、その実現に向けては、教職員の教育力の向上と、学生の学修力の向上が必須であり、具体的な目標として、「挨拶、掃除、合掌を率先垂範する」、「菩薩道の実践に努める」ことが示されている。次いで「学士課程教育の質保証」が掲げられており、建学の精神を体した教養教育、専門教育、キャリア教育において、学年ごとに具体的な教育内容を定めた教学マネジメントにより本学の使命を具現化することが明示されている。

さらに「経営改善計画（平成27(2015)年度-令和元(2019)年度）」及び「第二次経営改善計画（令和2(2020)年度-令和6(2024)年度(5カ年)）」においては、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」が掲げられた。それにより「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」を建学の精神とし、自利利他（自己を磨き他者へ貢献）を行う菩薩の道を歩む職業人の養成を目指し、将来、音楽、食文化、子ども教育の各専門の分野で立派に社会貢献しつつ、かけがえのない人生を感謝の念で生きる、感性豊かな人材を育成するという本学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-2-9】中期計画【資料1-1-14と同じ】

【資料1-2-10】経営改善計画【資料1-1-15と同じ】

【資料1-2-11】第二次経営改善計画【資料1-1-17と同じ】

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーも、下記のように建学の精神を基とした本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

くらしき作陽大学の三つの方針

【ディプロマ・ポリシー】

くらしき作陽大学は、ディプロマ・ポリシーとして、下記の「学士力」を修得することを目標としています。

- ・建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・修得した専門知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

#### 【カリキュラム・ポリシー】

くらしき作陽大学では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育において下記のようなカリキュラム・ポリシーで教育課程を編成します。

- ・建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・各学部・学科独自の専門的知識と技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決できる実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるためのキャリア教育を行う。

#### 【アドミッション・ポリシー】

くらしき作陽大学では、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、下記のような人を受け入れます。

- ・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・学修に必要な専門的技術や基礎学力を身につけている人。
- ・目標をもって努力を続けることができる人。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学園は教育研究上の目的を果たすため、本学のほかに短期大学、高等学校、大学附属認定こども園を設置している【図1-2-1】【図1-2-2】。

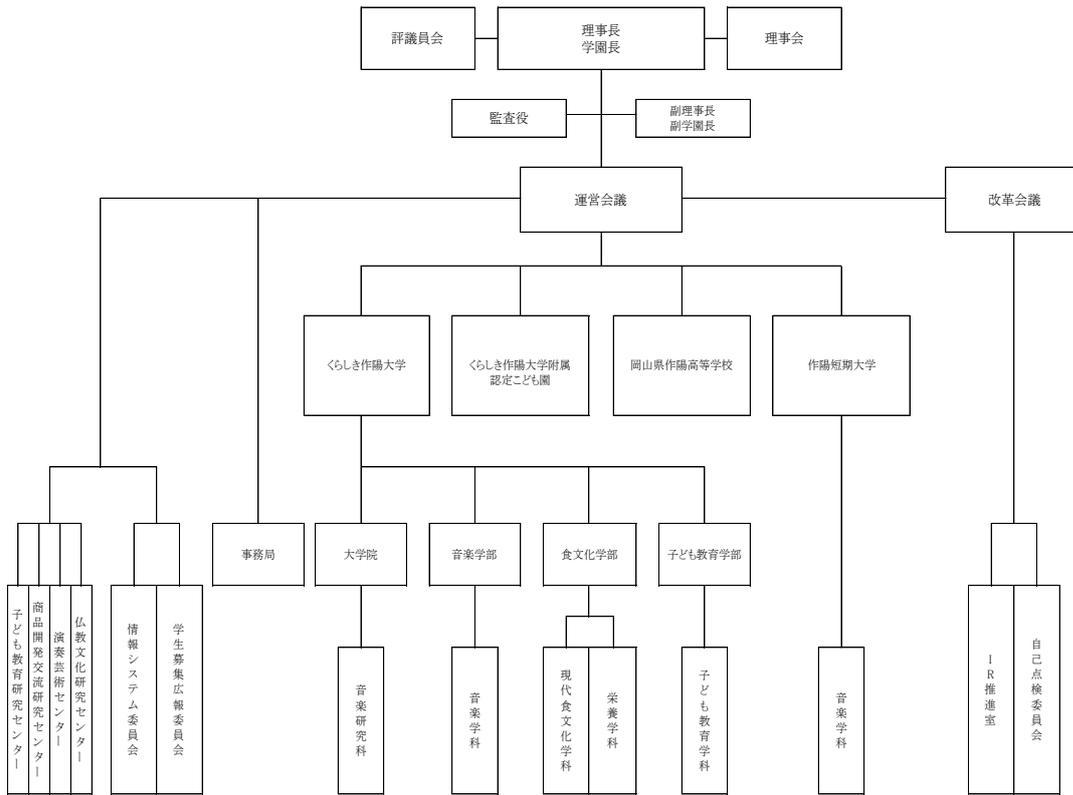
また、建学の精神の浸透と本学の宗教教育内容の検討を目的とした「仏教文化研究センター」、本学のIR(Institutional Research)機関としての機能を持つ「IR推進室」を設置して教育内容の質の向上を図っている。

さらに本学の教育研究成果の社会への還元を目的とした「演奏芸術センター」、「商品開発交流研究センター」、「子ども教育研究センター」を設置して、地域との交流を図っている。

本学の教育目的は、「学校法人作陽学園寄付行為細則」第4条の通り、くらしき作陽大学学則に定められている。本学の教育研究に係わる重要事項は、「くらしき作陽大学学則」の定めるところにより、本学の教授等で構成する「学部教授会（以下、「教授会」という）」の意見を聴き、学長が決定することとしている。また、本学3学部4学科の専攻編成も本学の教育目的の達成を図るために必要である多様な分野を包括したものである。

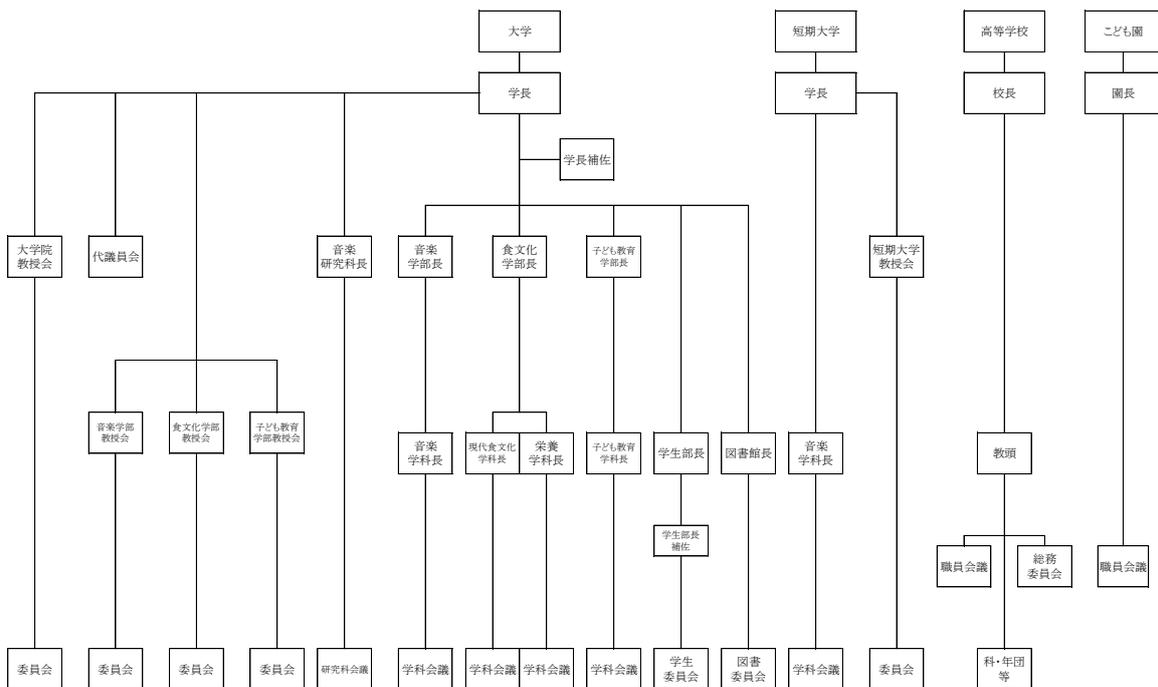
# くらしき作陽大学

2020年度 学校法人 作陽学園 組織図



【図 1-2-1】 学校法人作陽学園組織図

2020年度 作陽学園教育運営組織(くらしき作陽大学・作陽短期大学・岡山県作陽高等学校・くらしき作陽大学附属認定こども園)



【図 1-2-2】 学校法人作陽学園教育運営組織

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-2-12】くらしき作陽大学学則【資料F-3と同じ】

### (3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、本学の学部学科構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力及び志向に応じて、常に改善・向上を図っている。

具体的には、「中期計画(平成24(2012)年度-平成28(2016)年度)」において、①建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上と学生の学修力の向上を図ること、②本学の「学士課程教育の構想」に沿って教育の質の保証を促進すること、③安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と人件費の適正管理及び経費の効率的な配分を行うことを計画実施した。

さらにその後の「経営改善計画(平成27(2015)年度-令和元(2019)年度)」及び現行の「第二次経営改善計画(令和2(2020)年度-令和6(2024)年度(5カ年))」の内容を実施することで、本学の使命・目的及び教育目的の反映の実現につながっていくものと考えている。

### 【基準1の自己評価】

本学の建学の精神を基とする使命・目的、教育目的は、学則等に明示しており、法令にも適合している。使命・目的の個性・特色は、建学の精神に基づいた人間教育と、特色ある専門教育、並びに使命である菩薩道の実践としての地域貢献の3点であり、その使命は「運営会議」、「改革会議」、理事会を通じて教職員の意見を反映したものである。そのことは「FD&SD全教職員会議」、建学の精神に関するレポート等を通じて教職員は理解している。在学生に関しては「宗教」や「アセンブリー・アワー」の授業、追悼法要等の行事を通じて理解を得ている。

また、改善・向上のために、「改革会議」の設置や「経営改善計画」の策定による管理等の施策を講じており、基準1を満たしている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、建学の精神を基礎とした大学（学部）及び大学院それぞれの特色、教育方針及び使命から導かれる理想の学生像を実現するための入学者受け入れ方針である。アドミッション・ポリシーは「学科会議」、「教授会」及び上位会議等で協議を重ねた上で入念に審議され、全教職員の共通認識の下、次の通り定めている。

学部・研究科ごとのアドミッション・ポリシーは次の通りである。

《音楽学部のアドミッション・ポリシー》

- ・ 本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・ 音楽に関する学修に必要な専門的技術と基礎学力を身につけている人。
- ・ 音楽に関する専門的能力を生かした職業人を目指す人。

《食文化学部のアドミッション・ポリシー》

- ・ 本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・ 食に関する学修に必要な基礎学力を身につけている人。
- ・ 食に関する専門的能力を生かした職業人を目指す人。

《子ども教育学部のアドミッション・ポリシー》

- ・ 本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・ 保育、教育、および子育て支援に関する学修に必要な基礎学力を身につけている人。
- ・ 子どもの保育と教育に関する専門的能力を生かした職業人を目指す人。

《大学院音楽研究科のアドミッション・ポリシー》

- ・ 大学院音楽研究科での学修・研究に必要な専門知識、研究能力および意欲を有し、かつ各領域・専攻で必要とされる資質・態度を有する人。

これらのアドミッション・ポリシーは、本学のホームページ及び入学試験要項に明示することによって広く周知を図っている。さらに、受験生、高校及び短期大学に対しては、高校訪問、短期大学訪問、進学説明会、受験相談、オープンキャンパス、オープンセミナー、音楽講習会等の機会を利用して、高校生及び高校教員、保護者等へ直接説明することによって周知に努めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-1-1】 大学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー

【資料1-1-16と同じ】

【資料2-1-2】 入学試験要項 【資料F-4と同じ】

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学試験は、アドミッション・ポリシーにかなう入学者を選抜するため、学部、学科、コースごとに入試区分ごとに募集人員、試験の時期、試験の回数及び試験科目や配点を工夫しながら、適切に選抜を実施している。各学部ではそれぞれ独自に入学前導入教育プログラムを実施しており、入学試験合格の通知から入学するまでの期間を利用して、アドミッション・ポリシーにかなう理想的な学生像へより一層近づける努力を行っている。

### 《音楽学部》

音楽学部は、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜を行なうため、各コースや専修によって異なる試験科目や実技課題を与え、それぞれに一定の選考基準を設けて公正で適切な合否判定を実施している。入学試験は、一般選抜、総合型選抜（AO）、学校推薦型選抜（公募）、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（作陽高校）などを実施しているが、令和元(2019)年度入学試験から、入学試験に先立って実施する音楽講習会を春期・夏期・秋期・冬期の4期から1月、4月、8月を除く年9回開催に実施回数を増やし、受験生が、より本学の理念とアドミッション・ポリシーを理解したうえで受験するように改善した。さらに、総合型選抜（AO）合格者に対しては入学前導入教育プログラムを実施し、本学の教育理念と入学後に必要とされる基礎的な専門知識を事前に学習する機会を提供している。このほか、外国人留学生入学試験、帰国子女入学試験、社会人入学試験も国内外で実施しており、留学生に対しては秋入学も認めて学びの門戸を開いている。

前述の音楽講習会のほか、中四国・九州の吹奏楽連盟と連携した高等学校でのレッスン会、学内外で多数開催する演奏会等においても本学の建学の精神と指導力や音楽力をアピールし、アドミッション・ポリシーに沿った優秀な学生の獲得につなげている。

### 《食文化学部》

食文化学部は、アドミッション・ポリシーに沿った公正かつ妥当な方法で、適切な入学者の選抜を行い、学科ごとに合否判定を実施している。入学試験は、一般選抜、総合型選抜（AO）、学校推薦型選抜（公募）、センター試験利用入試、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（作陽高校）、外国人留学生入試、社会人入学試験及び帰国子女入学試験等の制度を設け、実施している。平成29(2017)年度入学試験から食文化学部のAO入試を改革した。現代食文化学科は小論文型及び口頭試問型の二方式を導入し、特性やニーズが多様化する受験生に対応しながらアドミッション・ポリシーに沿った優秀な学生の獲得を図っている。栄養学科はAO入試を新たに導入して、管理栄養士に対する高い志と適性を備えた学生の受入れを図るようにした。なお、現代食文化学科は平成28(2016)年度から、栄養学科は令和元(2019)年度からそれぞれ高校生を対象としたオープンセミナーを導入し、セミナーを通じて本学の特長と魅力を高校生へ伝えている。

両学科とも一般選抜及びセンター試験利用入試を除く入学試験時には受験者に面接を課しており、アドミッション・ポリシーに沿った受験生の選考を行っている。

さらに、両学科とも入学前導入教育プログラムとして、総合型選抜（AO）合格者に対して課題を課し、入学予定者を対象とした「化学と生物学 入門講座」を2～3月に開講している。これらは、入学後に必要とされる栄養士・管理栄養士として修得すべき科学的知識や思考の基礎を築くことが目的である。

#### 《子ども教育学部》

子ども教育学部は、アドミッション・ポリシーに則り、適切かつ公正・妥当な方法で、入学者の選抜を行っている。入学試験は、一般選抜、総合型選抜（AO）、学校推薦型選抜（公募）、センター試験利用入試、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（作陽高校）の制度を設け、実施している。令和元(2019)年度実施の入学試験からは、総合型選抜（AO）における選抜方法を改善し、保育園・幼稚園コースにおいて、小論文型試験に加えてプレゼンテーション型試験を設けた。これにより、高等学校在学中から保育者・教員の専門性に繋がる活動を行っている受験生に対して、オープンセミナーを通して実践力をさらに高め、その成果に応じた出願ができるようにした。豊かな人間性と高い専門性を備えた職業人の養成に向けた学生募集に努め、必要に応じて、制度の改善を図っている。

なお、総合型選抜（AO）合格者に対しては、入学後、大学での学修や生活がスムーズに始められるよう入学前導入教育プログラムを実施している。内容は、大学が選定した課題図書「大学生 学びのハンドブック（第4版）」を読み、5つのテーマについて原稿用紙にまとめるものである。

補足すると、AO入試による入学生（5年間分）の成績を追跡調査したところ、他の選抜試験入学者と変わらない結果を得ている。

これらに加えて、2年次の保育実習（7月：施設実習、11～12月：保育所実習）、3年次の幼稚園教育実習（9月）、小学校教育実習（10月）、特別支援学校教育実習（10～12月）などに併せて、入学時から、専門職就職に向かう学生の成長と変容に寄り添い、適宜、指導・助言を行う体制を整えている。これにより、子ども教育学部の専門職への就職率は堅調である。このように、学生が在学中に専門性を高め、専門職に就職したかどうかによって、アドミッション・ポリシーの検証を行っている。

#### 《大学院音楽研究科》

大学院音楽研究科の入学試験では、口頭試験、面接、外国語試験、専攻科目試験を実施している。また、外国で受験資格を得た志願者に対しては、通常の外国語試験に代えて、日本語の試験を実施している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜を行なうため、専攻科目試験は、領域や専攻ごとに異なる課題を課し、より深い知識と研究能力及び意欲を有する学生の受け入れを図っている。入学試験は第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期に分けて3回実施しており、志願者は複数回の受験が可能である。

なお本学には、入試の基本方針を定める「全学入試委員会」があり、その下に「入学試験問題作成委員会」を設置している。「入学試験問題作成委員会」では入試科目に応じて専

門性の高い適格な教員を学長に推薦し、最終的には学長が入試問題作成を当該教員に委嘱している。当該委員会は、試験問題の校正・点検も行い、試験問題作成に係るミス防止（チェック）体制も整えている。このように本学では入試問題の作成は大学が自ら行っている。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料2-1-3】 作陽音楽講習会2020要項
- 【資料2-1-4】 音楽学部 入学前導入教育プログラム案内
- 【資料2-1-5】 オープンセミナー2020要項
- 【資料2-1-6】 食文化学部 入学前導入教育プログラム案内
- 【資料2-1-7】 子ども教育学部 入学前導入教育プログラム案内
- 【資料2-1-8】 入学試験要項（大学院）【資料F-4と同じ】
- 【資料2-1-9】 全学入試委員会規程
- 【資料2-1-10】 入学試験に係る試験問題作成委員会内規

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員は370人であるが、令和2(2020)年度の入学者数は258人で、充足率は69.7%であった。学部ごとの入学定員と入学者数は、音楽学部の入学定員が60人に対して入学者数が37人、食文化学部の入学定員が160人に対して入学者数が107人、子ども教育学部の入学定員が150人に対して入学者数が114人であった。音楽学部については恒常的に入学定員を充足していない状況が続いており、平成27(2015)年度に定員削減を実施した。しかし、現在も入学定員は充たされていない。食文化学部では、栄養学科はこれまで入学定員を充足していたが、令和2(2020)年度は定員を充たすことができず、両学科とも定員が充足されていない。子ども教育学部は、平成27(2015)年度より入学定員を増やしたが、入学定員に準じた入学者数となっており、充足率も上がっていたが、近年充足されていない状況が続いている。

下表【表2-1-1】に平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの全学の入学定員とその充足率の推移を示す。入学定員は充足されていない状況にあっても、充足率は80%以上を維持していたが、今年度の定員充足率は70%を切る状況となった。改めて本学の強みとともに受験生のニーズ、外的環境の変化、志願者の増減にあわせた対応を考えている。

【表2-1-1】 定員充足率（全学部）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入学定員(人)	370	370	370	370	370
入学者数(人)	324	317	326	311	258
充足率(%)	87.6%	85.7%	88.1%	84.1%	69.7%

大学院音楽研究科の入学者は、平成30(2018)年度が6人、令和元(2019)年度が1人、令和2(2020)年度は1人であり、大学音楽学部同様に入学者確保に一層の努力を要する。

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員の確保を図ることは、最重要課題である。高校生及び社会のニーズを把握して学科及びコース編成を改革するとともに、教育の質保証と就業力の向上によって、入学希望者を増加させていく。

高校生に対しては、本学に関する的確かつ適切な情報を発信し、本学の理解を深められるように導くことによって、入学後に発生する入学者の学びのニーズと本学の教育内容及び方針との間のミスマッチを防ぐとともに、本学の建学の精神に基づく教育目的の実現を図る。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って学生を育成するにあたり、アドミッション・ポリシーにかなった学生を受け入れるために、今後も外部へアドミッション・ポリシーを周知させる継続的な努力をしていく。特に受験生、保護者及び高校の教員に対しては、進学説明会や高校訪問、オープンキャンパスやオープンセミナー、音楽講習会等の様々な機会を通じて、さらに理解が得られるように努める。

入学者の選抜方法は、アドミッション・ポリシーに沿った選考を行うために、多様な入試形態を用意するとともに、入学試験の時期、方法、試験科目及び選考基準等について、入学後の学修の状況等も勘案して一層改善していく。

さらに、教育内容や方法、募集方法の再検討や社会人入学者の受入れ等を検討していきたい。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

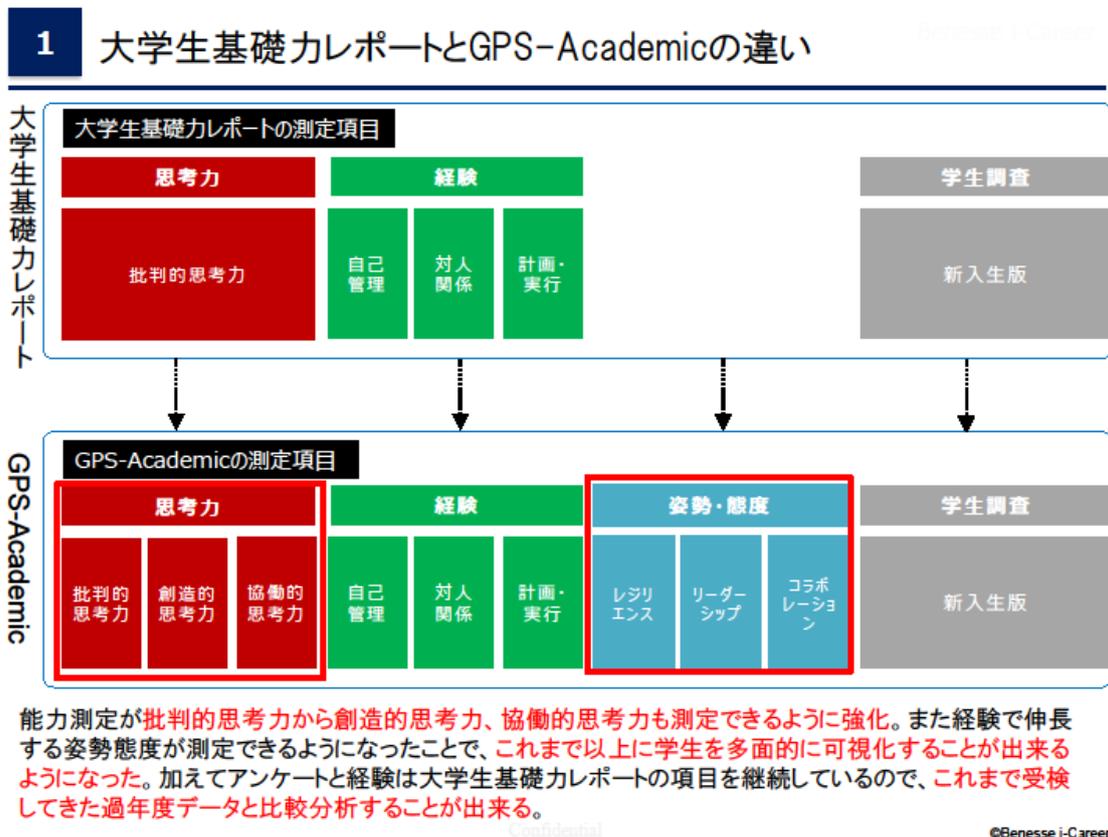
本学では、平成 8(1996)年度から教員組織と事務組織を明確に区分しつつも、各種会議や委員会は原則として教員と職員双方によって構成することとしている。これは、教員と職員それぞれがもっている知識、技能、考え方等のよさを発揮する協働体制の確立を志向したものである。したがって、学生の学修支援や授業支援に係る会議体である「教授会」や「全学教務委員会」、「教務委員会」、「教養教育専門部会」、「全学教職課程運営部会」等も教員と事務職員によって構成しており、学生の学修支援に関する教員と職員の協働体制は整えられている。

また、本学では、入学生に「株式会社ベネッセ i-キャリア」による協調的問題解決力及び批判的思考力を調査する試験を課している。この試験により得られた結果は、「大学生基礎力レポートⅠ」としてまとめられ、学生と面談しながらフィードバックしている。また本調査は 3 年次に再度実施し、「大学生基礎力レポートⅡ」として学生にフィードバックし、1 年次の結果と比較検証させて自省と成長を個別指導により促している。

令和 2(2020)年度からは上記の「大学生基礎学力レポートⅠ・Ⅱ」に代わり、

「GPS-Academic」【図 2-2-1】を導入し、能力測定が批判的思考力のみならず創造的思考力、協働的思考力も測定できるように強化し、また経験で伸長する姿勢態度も測定できるようにした。このことで、これまで以上に学生を多面的にアセスメントすることが可能になった。

なお、検証が目的ではないが、1年次の必修科目である「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」では、月に1度のペースで学長による法話が実施される。法話には建学の精神をテーマにしたものが多く、聴講した学生はテーマに対して感じたことや考えられることをレポートにまとめ、アドバイザーである教員が添削をする。その際に、学生たちが抱く考えや置かれている状況のある程度把握することができ、結果的には入学者が建学の精神を理解し、アドミッション・ポリシーへの適合に関する検証の一助となっている。



【図 2-2-1】「GPS-Academic」測定項目

#### 1) アドバイザー制度

教員による学修・生活支援体制の一環として、アドバイザー制度をすべての学部に向けており、各学部の学生の状況に応じた支援を行っている。アドバイザーは、担当学生の成績や授業出欠状況、履修登録の状況、ポートフォリオなどを本学ポータルサイト【図 2-2-2】「UNIVERSAL PASSPORT (以下、「UNIPA」という)」上で常にモニターし、かつ定期的な面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的事情を配慮した指導、助言を行い、体系的な学修・生活支援を行っている。学部ごとのアドバイザー制度の概要は次の通りである。



【図 2-2-2】「UNIVERSAL PASSPORT」

音楽学部は、アドバイザー制度を、平成 25(2013)年度から、進路就職支援サポートを手厚くする目的で改善した。「UNIPA」上で行った進路希望調査に基づき、学生の望む進路・分野についての専門的情報を持つ教員が対応するアドバイザー制度に変更したのである。その結果、各分野のより詳細な情報提供と的確な進路指導ができるようになった。アドバイザーは、担当学生の成績や授業出欠状況、履修登録の状況、ポートフォリオなどを「UNIPA」上で常にモニターし、かつ定期的な面談を重ねることによって、学生一人ひとりに指導、助言を行い、継続的な学修支援を行っている。

食文化学部の学生への学修支援は、アドバイザー、「卒業研究」担当教員による個別指導をもとに、各学科、「教務委員会」、教育支援室が協力・連携して行っている。アドバイザー、「卒業研究」担当教員による支援は以下の通りである。

- ① 1年生のアドバイザーは、入学時のオリエンテーションや履修登録の指導を行う。
- ② 1年生全員を対象に開講している「アSEMBリー・アワー I、II」のホームルームにおいて、担当学生と自由に話や相談ができる関係を構築する。
- ③ 「UNIPA」で担当学生の履修登録状況、出席状況、成績をモニターし、適宜助言や指導を行う。
- ④ 定期的に面談を行い、学生の様々な学習に対するニーズを把握して、可能性を最大限に引き出す。
- ⑤ 担当学生に面談可能な時間（オフィス・アワー）やメールアドレスを示すなど、随時学生が連絡を取りやすい環境を整える。
- ⑥ 「卒業研究」担当教員は、「卒業研究」の指導のみならず、就職相談、各種免許資格およ

び国家試験に対する指導をする。

アドバイザーからの学生に関する情報は「学科会議」で報告し合い、情報を共有する体制を構築している。徹底した少人数制の支援体制を整備し、学生の学修の基礎となる履修指導は、きめ細かい適切な指導により登録ミスがないように努め、効果を上げている。特に、4年生には「卒業研究」担当教員が、希望の業界や職種に就職できるよう、学生一人ひとりの相談や個別指導をしている。

学生の保護者対象の「保護者懇談会」では、大学の教育目標、カリキュラム、就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。

子ども教育学部は、1・2年次においては15人前後の学生に対しアドバイザー2、3人を充て、教員がお互いに情報共有しながら種々の相談事やトラブルに対応できるようにしている。また3・4年次は「ゼミナール制度」を設け、各教員のゼミナールに配属された学生に対し、担当教員が1・2年次のアドバイザーと同様、学修面はもちろんのこと生活、進路・就職等、あらゆる面において、支援を行うシステムになっている。学生の保護者対象の「保護者懇談会」では、大学の教育目標、カリキュラム、就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。

なお、平成30(2018)年度以降は、アドバイザーが行うべき事項について全教職員に配付する「教職員便覧」に記載するとともに、「学生便覧」にも明記し学生へ周知している。

## 2) オフィス・アワー制度の実施

オフィス・アワーについては、「UNIPA」上に各教員の時間割を掲載しており、学生はそれを見てオフィス・アワーを確認し、担当教員にアポイントをとって研究室を訪問することで、目的の教員の指導が受けられるようになっている。

また、本学では、学生が随時教員に学修や生活上の相談等を行うことができるよう配慮しており、「学生便覧」にもその旨明示している。また、学生が教員の在否を確認し易いよう、1号館、5号館及び学生食堂のある7号館に教員の在否を示すデジタルサイネージを設置している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-2-1】くらしき作陽大学、作陽短期大学委員会等設置規程

【資料2-2-2】2020年度 委員会等任命簿

【資料2-2-3】2020年度 教職員便覧「アドバイザー」(P.20) 【資料1-1-7と同じ】

【資料2-2-4】UNIPA「アドバイザー関連資料」

【資料2-2-5】UNIPA「オフィス・アワー関連資料」

【資料2-2-6】学生便覧2020年度「オフィス・アワー」(P.13) 【資料F-5と同じ】

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1) TA(Teaching Assistant)等の活用

本学ではTA制度に代わり、平成27(2015)年度から「COC事業」においてSA(Student Assistant)制度を実施してきた。SA制度とは教員の指導の下、上級生が下級生の学修の手

伝いをすることを通して、自らも学んでいく制度である。全学に関わる主な活動としては、「アゼンブリー・アワー（くらしき学講座）」の時間において、1年生が地域貢献活動に取り組むためのグループワークや活動報告（くらしき学発表会）に向けての指導・援助が挙げられる。

その他学修支援についての各学部の取り組み概要は次の通りである。

音楽学部では、専門科目の「合奏」や「アンサンブル」において、多数必要な楽器や不足する楽器の演奏者は卒業生の中から演奏助手を選考し、授業に参加させている。また、「合唱」や「オペラ」等の伴奏を必要とする授業についても同様に選考した者を伴奏要員として採用し、授業での伴奏を行わせている。

大学院の授業「実技教授法研究」では、教授法を習得させる指導の一環として、学部生の基礎段階の指導に履修生をTAとして活用している。

食文化学部ではSA制度の活用はないが、実習助手、教務助手を9人配置し、各種の実験・実習や学生の学修支援を行っている。

子ども教育学部では、教育実習の事前事後に実施する「教育実習指導」の中で、実習の実際、指導案や実習日誌の書き方等について上級生の体験談を聞く会を設けたり、「教職論」や「実務基礎Ⅱ」「キャリア形成基礎講座Ⅱ」において、最上級生である4年生が下級生に就職活動の実際についての体験を伝える会を開催したりするなどのSAと同等の活動を行ってきた。

なお、令和元(2019)年度からこれまでの取り組みを踏まえ、新たに「教育向上支援者制度（支援者名称：学士課程学生はSA、修士課程学生はTA）」を設けた。この制度は、本学に在学する学業及び人物ともに優秀な学生を教育向上支援者として認定し、該当者に教育課程に定める授業科目の教育的補助業務に従事することによる教育トレーニングの機会を提供するとともに、本学の使命である人間教育の具現化に資することを目的としている【表2-2-1】。

所属	要件
大学	「くらしき若衆」認定制度における「中老」保持者で、1、2年次開講の専門必修科目の通算GPAが3.0以上の者。
大学院	1年次終了時のGPAが3.0以上の者。
短期大学	「くらしき若衆」認定制度における「小若」保持者と同等の成績で、1年次開講の専門必修科目の通算GPAが3.0以上の者。

【表2-2-1】教育向上支援者認定要件

## 2) 退学者、休学者、留年者への対応

本学においては、「健康上の理由」、「進路再考」、「経済的な理由」による休退学がみられる。特に近年は休退学につながる精神的な病を抱えた学生が増加している。このような学生に対する健康相談や心的支援のため、保健室員が常駐して対応している。特に、メンタル面の相談には、スクール・カウンセラーによるカウンセリングを実施し、必要に応じて

専門医への相談や診断につなげている。

生活相談や学修相談等は、アドバイザー（全学部）や「卒業研究」・ゼミナール担当教員（食文化学部・子ども教育学部）を中心に、学科所属の教員と教育支援室職員が対応している。特に新入生に対しては、個別相談とともに「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」の中で、「生活安全講座」、「人権教育講座」「ホームルーム」等を実施し、1年間を通じて学生生活全般の指導をしている。

経済的な理由による休退学の防止のためには、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金手続を取り扱っているほか、本学独自の奨学金制度を設けて、学生の経済的な負担の軽減に努めている。アルバイトに関しても、教育支援室が情報を提供している。

修得単位数の不足による留年者を減少させる対策としては、アドバイザー（全学部）や「卒業研究」・ゼミナール担当教員（食文化学部・子ども教育学部）によるきめ細かな履修登録指導と学修状況の確認を行っている。

兼務教員を含めた全教員は1回の授業実施ごとに学生の出席状況を「UNIPA」上に登録することとしており、したがってアドバイザー等は、随時学生の出席状況を確認することが可能である。また、出席状況に問題のある学生の早期発見に努めるため、初期段階において連続で授業を欠席した学生は、科目担当者が教育支援室を通じて当該学生の所属する学科に報告する。そして、欠席理由をアドバイザー又は「卒業研究」・ゼミナール担当教員が本人に確認し、「学科会議」で対応を協議するとともに、その対応を「改革会議」へ報告することとしている。なお、中期・後期段階においては、「UNIPA」上に登録された各学生の出席状況を適宜アドバイザー等が確認して「学科会議」で報告・対応している。

さらに、学生の保護者も「UNIPA」を通じて、学生の出欠状況を確認することができ、保護者と連携した学生指導が可能な体制を整備している。

これらの対策により、退学の前兆や修得単位数の不足の可能性のある学生の早期発見に努めるとともに「学科会議」等で当該学生に関する各種の情報交換や指導内容・方法についての検討等を行い、退学者、休学者、留年者の減少に努めている。

### 3) 障害のある学生への配慮

障害のある学生に対しては、入学時保護者に提出してもらった「学生健康調査表」や本人からの申し出等を基に、担当アドバイザー、当該学科教員、教育支援室職員、保健室職員、スクール・カウンセラー、特別支援教育担当者のアドバイスを受けながら対応している。なお、視覚障害、聴覚障害、病後等で授業での席の位置等で合理的配慮が必要な学生については、「学科会議」で共通理解した上で、全員で配慮している。さらに、保護者とは「保護者懇談会」や必要と思われる場合は直接の電話連絡を通して支援の相談を行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-2-7】教育向上支援者制度に関する取扱規程

【資料2-2-8】本学ホームページ 在学生・保護者の方 カウンセリングのお知らせ

【資料2-2-9】学生便覧「各種奨学金および特待生制度について」(P.28～30)

【資料F-5と同じ】

【資料2-2-10】2019年度 第6回改革会議・自己点検委員会 議事録

【資料2-2-11】UNIPA利用ガイド（保護者版）

【資料2-2-12】学生健康調査表

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化等により、学生への一次対応者であるアドバイザーや「卒業研究」・ゼミナール担当教員（食文化学部・子ども教育学部）、職員のカウンセリング能力やアドバイスに関する知識・技術の向上が求められている。教員からの要望によって、「FD&SD 全教職員会議」でカウンセラーや特別支援教育に携わる教員による講演等も行っているが、さらに今後このような研修等の機会を設けていく。

また、各学生の担当（アドバイザー、ゼミナール）が代わっても、「UNIPA」のプロファイル機能、マイステップフォロー機能を活用すれば、それまでの学修・生活相談、指導内容、保護者との面談内容、学生の履修状況が把握できることから、それらを踏まえたきめ細やかで個に応じた学修支援を一層推進する。

さらに、SA 制度は下級生ばかりでなく上級生自身も資質・能力と人間性の向上が期待できることから、今後は、令和元(2019)年度から実施している「教育向上支援者制度」を充実発展させていく必要がある。

音楽学部では、大学院の授業「実技教授法研究」の一環として、学部生の基礎段階の指導に TA を一部活用しているが、その一層の充実を図っていく。

食文化学部では、一部の科目において、上級生と下級生が互いに学び合う機会があるものの、継続されていない。今後継続化に向けて具体的な方策の検討を進めていく。

子ども教育学部では、各科目における受講生の学修補助や授業の準備等に関しての SA 等の活用について、具体的な方策を今後検討していく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 1) キャリア教育のための支援体制の整備

多様化し知識や技術が高度化する社会の要請に応えるため、また、学生の職業意識の涵養と知識や技能の習得を促す就業体験として、平成 27(2015)年度より全学部の教養科目に「インターンシップ」を開設した。

音楽学部では、平成 26(2014)年度から実施されている高梁川流域の企業を一同に集めた企業展「龍の仕事展」への参加を通して、就業体験を行っている。なお、毎年 10 月に「龍の仕事展」の成果発表会に参加している。また、令和 2(2020)年度から総社市並びに倉敷市と提携したプログラムも全学共通科目として開講した。

食文化学部では、平成 16(2004)年度からインターンシップを実施しており、現在は、教

養科目「インターンシップ A」(2単位)並びに現代食文化学科の専門科目「キャリアデザイン研修」(2単位)において8・9月に2週間程度実施している。インターン先は、学生自らが交渉してきた企業や以前から本学と関わりの深い企業、加えて業者が主催するインターンシップ専用サイトに掲載された企業等である。なお、インターン終了後、授業の最終評価として学内で公開の報告会を開き、各自の評価・感想を発表することにより、体験していない学生の「仕事」に対する意識の高揚も図っている。過去3年間(平成29(2017)～令和元(2019)年)の受入企業・団体は30団体、参加学生は30人である。また、音楽学部と同様、令和2(2020)年度から総社市並びに倉敷市と提携したプログラムも全学共通科目として開講した。

子ども教育学部では、平成22(2010)年度から市内の幼稚園と小学校で、平成23(2011)年度からは近隣の市に設置された特別支援学校を対象に加え、学校支援ボランティアを押し進めている。また、平成23(2011)年度から小学校・特別支援学校教員を目指す学生に対しては、岡山県教育委員会が実施する「教師への道」研修への参加を勧めている。これは、学校での教育活動の体験に必要な知識の獲得や技能の習得を図るとともに、教師として必要な態度、豊かな人間性を養うことを目的として実施されているものである。

平成26(2014)年からは後述の「COC事業」(くらしき学講座)の一環として、初年次学生に向けた地域貢献活動コースを設置し、学生の参加を推進し、「COC事業」終了後も継続して取り組んでいる。さらに、平成28(2016)年から「保育・教職インターンシップ」(1単位)を開講し、2・3月に1週間程度、幼稚園や小学校での研修を実施している。これらの体験により学生は自己の知識や技能を正しく認識し、仕事観・人生観を向上させるとともに、残りの学生生活で何をすべきかを明確化できることから、具体的な目標の設定と学生の主体的な学修を推進する上で効果を上げている。また、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度には、岡山県「保育士養成施設連携強化事業」の指定を受けた。この補助金によって、キャリア教育科目「実務基礎BII」の一環として、経験年数が異なる卒業生を大学に招き、仕事のやりがい等について講話をしてもらい、学生のキャリア形成の質の向上を目指した。

全学的には、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度にかけて、文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業「テーマB」インターンシップ等の取組拡大」、並びに平成27(2015)年度文部科学省「大学教育再生プログラム」(インターンシップ等を通じた教育強化)に採択され、「中国・四国圏域での産官学協働によるインターンシップ等の推進」を中国四国グループの大学と連携し実施してきた。

平成24(2012)年度からはじめた総社市との包括協定締結に伴う全学共通の「インターンシップ」に加えて、平成27(2015)年度から、倉敷市とも同様のプログラムを協定し実施している。令和元(2019)年度の実績としては、総社市で15人が5日間、倉敷市に24人が5日間のインターンに取り組んだ。

また、平成28(2016)年度の岡山県中小企業団体中央会と「大学コンソーシアム岡山」との連携協力により岡山県しごと情報センター事業「学生インターンシップ(就業体験)事業」にも参加している。

キャリア教育支援としては、以下の通り各学部学科と進路支援室が連携し、学生のキャリア形成、自己理解・分析、業界・分野研究等の能力を養成している。

平成 26(2014)年度に、本学は「COC 事業」に採択された。共同申請した倉敷芸術科学大学と本学は地域志向の大学として、倉敷市とともに教育、研究、社会貢献の三位一体改革を推進し、課題解決能力を持った地域人材育成と産業活性化に寄与すべく、さまざまな展開をしてきた。

平成 27(2015)年度より、1 年次の全学部共通の「教養に関する科目」である「アセンブリー・アワー」においてフィールド系教育として「くらしき学講座」を開設した。2 年次では、産学連携並びに地域連携による PBL(Problem Based Learning)形式の実践科目「地域貢献実践」を通して社会人基礎力育成に取り組んだ。3 年次では、倉敷芸術科学大学とともに開設した「若衆実践演習」を通して、まちづくりリーダーに求められる資質能力を育成してきた。

全学的には、導入教育科目である「教養基礎（音楽学部・食文化学部）」「スタディ・サポート（子ども教育学部）」において、国語力の向上と、読む、書く、聴く、話す能力を養成するとともに、報告・発表と討論・記録等を行うことで、自ら考え相手に論理的に伝える主体性とコミュニケーション力の養成を図っている。

音楽学部では、「実務基礎」を 3 年次に開講している。これは、企業、警察等の音楽隊、音楽教室等への就職、教員採用試験、進学や留学などにおいて求められる人材像を分析し、必要な能力を修得することを目的とする科目である。「実務基礎 A（キャリア教育基礎講座）」は必修としており、それに加えて学生に、それぞれの進路希望に応じた「実務基礎 B（一般企業就職対策講座）」「実務基礎 C（音楽隊・企業採用試験対策講座）」「実務基礎 D（進学対策講座）」「実務基礎 E（ピアノ指導者講座）」「実務基礎 F（教員採用試験対策講座）」から 1 科目以上を選択必修として履修させることで、細かく対応している。

食文化学部では、学生に産学連携の実践科目を履修させるだけでなく、「キャリアデザイン研修」において社会的視点やグローバルな視野を養うとともに、コミュニケーション力や文章力、礼儀作法、ビジネスマナーを習得させている。

子ども教育学部では、平成 26(2014)年度からキャリア教育科目を再編したが、さらに平成 30(2018)年度から、より学生のキャリア発達の段階に沿ったキャリア教育を目指して、それまで 15 回開講で実施していた一部のキャリア教育科目を 8 回開講の 2 つの科目（1 年前期「ライフスタート」及び「キャリア形成基礎講座Ⅰ」1 年後期「スタディ・サポート」及び「キャリア形成基礎講座Ⅱ」2 年前期「教育実践基礎演習Ⅰ」及び「キャリア形成基礎講座Ⅱ」3 年前期「教育実践基礎演習Ⅱ」及び「キャリア形成セミナー」）に分割した。

## 2) 資格取得等のための支援体制

就職等の要件ともなる各種資格の取得等については、学部ごとに多様な教育課程と支援体制を整えている。

音楽学部では、中学校・高等学校教諭一種免許状（音楽）、日本マーチングバンド協会指導者ライセンス（1・2・3 級）が取得可能である。正課外ではあるが教職科目担当教員による定期模擬試験や対策講座を実施し、二次試験対策として和楽器（箏）への対策を取り入れるなどの教員採用試験対策には特に力を入れている。令和元(2019)年度は 7 人（のべ 10 人）の現役合格者を出すなどその成果を示すことができた。

食文化学部栄養学科では、管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許、栄養教諭一種免許状、栄養心理サポーター資格、製菓衛生師受験資格（京都製菓製パン技術専門学校スクーリング）、食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格が取得可能である。特に管理栄養士国家試験に向けては、1年次での導入教育として「管理栄養士入門」（専門教養必修）という科目を独自に設定し、管理栄養士資格の魅力ややりがい伝え、管理栄養士になりたいという気持ちをはぐくむようにしている。そして、国家試験模擬試験体験及び国試ノート作成による学習指導、個別指導を2年、3年、4年と独自のプログラムで実施している。

食文化学部現代食文化学科では平成 30(2018)年度に従来の食と健康コース及びフードコーディネーターコースを統合し、4領域を設置した。それは、①食育・教育（家庭科教諭）と総合調理 ②健康増進とスポーツ栄養 ③商品開発と流通 ④フードコーディネーターと食環境であり、4領域のいずれにおいても、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格（実務要1年以上）、中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）、食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格、フードコーディネーター資格、HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)管理者、家庭料理技能検定（1・2・3級）、製菓衛生師受験資格（京都製菓製パン技術専門学校スクーリング）、栄養心理サポーター資格、リテールマーケティング（販売士）が取得可能である。そして本学独自の認定資格として災害食コンシェルジュ、商品企画開発士及び健康増進栄養指導者資格が取得可能である。これらの資格取得については、履修登録オリエンテーションで、資格取得に必要な関連科目について周知を図り、4年生でのゼミナールにおいて支援している。さらに平成 30(2018)年度入学生からは「食文化演習（資格対策関連選択必修科目）」を設置し支援している。

子ども教育学部では、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状、認定ベビーシッター資格が取得可能である。教育実習や保育所実習において、実習の継続が困難になる場合もあるが、実習担当教員は、体調管理に関する指導（検温の習慣化、予防接種の促進、腸内細菌検査の実施等）や個別相談をきめ細かく実施しており、より多くの学生が資格取得できるよう支援している。

### 3) 就職・進学に対する相談・助言体制の整備と運営

本学では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し、入学から卒業までをフォローするキャリアサポート講座、丁寧な個人指導、受入れ企業との良好な関係づくりなど、多様なサポート体制を整備しており、きめ細かい進路指導・支援を行っている。

本学では事務局に学生への就職・進学に対する相談・助言を主務する進路支援室を設けている。

進路支援室は、キャンパスの中心である1号館の2階に独立した事務室として開設し、学生が自由に出入りし、カウンターで個別相談できるオープンスペース形式である。就職等に関する多くの資料（企業別求人ファイル、先輩達の受験報告書、大学院募集要項、各種資格取得のための教材等）も備え、学生が閲覧しやすいよう整理している。また、学生用パソコンを設置し、学生が自由にインターネット（「UNIPA」や「求人検索 NAVI」等）を通じて即時に情報を取得できるよう整備している。

進路支援室は、学生のキャリアアップやスキルアップのために各種講座を開催し、入学時から就職・進学までのサポートを行っており、1年次より就職決定までの間の「就職指

導スケジュール」を作成して、集団指導と個別指導を併用した指導を行っている。また、学部単位で設置された「進路就職委員会」と連携し、毎月就職支援の進捗状況や学生の動向等について教員と進路支援室とが情報共有し、適切な就職支援ができるよう配慮している。

学生への就職等に関する情報提供も進路支援室が行っている。平成 27(2015)年度からは、進路支援システム「求人検索 NAVI」を導入し、学生動向やキャリア教育対策講座、正課外活動の業界勉強会等の紹介を行っている。同システムは、求人情報の配信により求人社数を増加させ、進路の選択肢を広げている。

このように進路支援室は“Face to Face”を基本としており、学生がまず進路支援室に足を運び、進路支援室員と直接面談することによって、就職・進学に対する意識を高められるよう指導している。また、就職活動の基本知識をまとめた「就職の手引き」を 3 年次の 4 月に配付し、進路の決定や就職に対する意識の向上を図るとともに、就職に関する具体的な手順や心構え等を示すことによって、学生が積極的に就職活動に取り組むよう配慮している。

さらに、本学学生に対する企業のニーズを探り、特に過去 2 年において本学卒業生の採用実績がある企業に対しては、当該卒業生に関する評価を調査している。これらの調査結果は本学のキャリア教育や就職・進学のための指導支援に活用している。

また、教員が担当学生を受け持つアドバイザー制度を徹底しており、就職・進学を含めた学生生活全般の相談・助言体制を整備している。教員が学生と個別相談した内容や進路支援室での就職等の相談内容、その他学生の様々な情報が「求人検索 NAVI」及び「UNIPA」に蓄積しており、その情報を教職員が相互に共有し、学生個々に適時アドバイスできる体制を整備している。

#### <エビデンス集(資料編)>

- 【資料2-3-1】 シラバス (キャリア科目 一部抜粋)
- 【資料2-3-2】 進路決定先一覧表
- 【資料2-3-3】 就職の手引き
- 【資料2-3-4】 進路面談記録一覧表
- 【資料2-3-5】 進路支援システム (求人検索NAVI) サイト
- 【資料2-3-6】 進路支援システム (求人検索NAVI) 利用件数
- 【資料2-3-7】 進路状況一覧表
- 【資料2-3-8】 就職講座、キャリアガイダンス実施一覧
- 【資料2-3-9】 進路決定者アンケート
- 【資料2-3-10】 企業アンケート結果
- 【資料2-3-11】 卒業生アンケート結果

#### (3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

音楽学部では、就職に対する学生自身の意識向上を図り、就職を望む学生の就職率 100% を目指したチーム教育を実現するため、1 学科 3 コース制を導入し、「実務基礎」などキャリア教育のための授業の充実を図っている。今後は、「求人検索 NAVI」の活用をさらに拡

大していく予定である。また、従来からのアドバイザー制度を、進路希望調査に基づき、学生の望む進路・分野についての専門的情報を持つ教員が対応するアドバイザー制度に変更した。そのため、各分野のより詳細な情報提供と的確な進路指導ができるようになった。今後さらに、的確な情報提供と進路指導に努めていく。また、大学院進学や留学を希望する学生に対する組織的なサポート体制についても充実させていく。

食文化学部では、3年生対象に「就職講座」を実施している。「就職講座」は正課外の講座だが、学生に就職への具体的な動機づけや方向性を持たせるために大きな役割を果たしている。今後、同取り組みの効果をより高めるために、開始時期の早期化を検討し、また卒業生を採用した企業や卒業生との連携強化を目指し、就職実績の情報集約と卒業生の動向把握を推進していく。

子ども教育学部では、令和2(2020)年3月に9期生が卒業した状況であり、今後も就職に関する成果を上げるため、「進路就職委員会」、進路支援室、学部教員が連携を進めていく。また、正課外ではあるが教員による「教職講座」「専門別講座」を2・3・4年次に実施し、学生個々の進路に沿った採用試験対策を強化する。さらに、一般企業就職者の増加や、多様なキャリア形成の必要性に鑑み、子ども教育の実践力向上事業の新規構築を通して、系統的なキャリア教育と就職支援の連動を目指す。

前述の本学卒業生の採用企業の調査により、本学卒業生に対する率直な評価、本学に対して求められる教育・指導の方向性、企業との対話の必要性等の結果が得られた。今後、こうした結果も活かし、教職員一丸となって、様々な学生の要望に対応できるよう進路・就職支援の充実を図る。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定化に関連した部署又は活動として挙げられるのは、「教授会」、「学科会議」、「学生委員会」、アドバイザー、教育支援室、保健室、必修科目である「アセンブリー・アワー」、「保護者懇談会」などである。本学では、これらを有機的に連携させて学生生活の安定を図っている。

各学部の「教授会」及び「学科会議」は学生の生活全般の安定を図るため、個々の学生のアドバイザーから報告される学生生活についての具体的問題に随時対応している。アドバイザーは、1人当たり10～20人の学生を担当し、担当学生の学修、進路、生活等を指導支援している。音楽学部では、原則として学生の希望進路に応じられる教員がアドバイザーを務めている。食文化学部では、1～3年生のアドバイザーは学科所属の教員が分担して務めている。4年生のアドバイザーはゼミナールの担当教員が兼任している。子ども教育学部では、1・2年次は15人程度の学生を2人の教員がアドバイザーとして指導支援する体制をとっている。3年生以上の学生に対してはゼミナールの担当教員がアドバイザーを兼

ねている。学部を問わず、アドバイザーは担当学生の出席状況をはじめ、学修や進路に関する詳細な情報を「UNIPA」から取得できるので、それに基づき細やかに指導支援している。問題を抱える学生については、アドバイザーが必要に応じて面談やSNS等を利用し、指導・アドバイスを実施している。指導・アドバイス内容は「UNIPA」上に都度記録し、教職員と学生情報を共有するとともに、アドバイザーが交代しても情報を引き継ぐことができるようにしている。このほかにも、音楽に関する個人実技科目は原則として教員と学生が1対1で行う授業であり、それらを担当する教員は、アドバイザーでなくとも学生の生活面にまで踏み込んで指導支援している。

「学生委員会」は、各学部から選出された教員と事務職員によって構成され、学生生活の安定のための全学的なサービス、厚生補導、学生会を通じての指導支援を行っている。

教育支援室は、学生生活の安定のための指導支援や厚生補導に直接当たるとともに、アドバイザーや「学生委員会」を通して間接的な指導支援も行っている。

課外活動支援としては、「学生会」、「大学祭実行委員会」、「学生図書委員会」、運動系クラブ9団体、文化系クラブ9団体に経済的な支援として活動費を助成している。また、課外活動において学生が有意義に活用できるよう、各館にフリースペースを設置するとともに各教室、ホール等の貸し出しをしている。

保健室は、教育支援室に所属しており、専任職員を配置して、全学生の心身の健康の維持増進を図っている。特に心理的な専門的支援を要する学生については、スクール・カウンセラー、校医などに相談し、連携した対応をしている。

前述の諸部署による生活の安定のための指導支援のほか、1年生に対しては、必修科目である「アセンブリー・アワー」においても生活及び健康に関する指導支援をしている。地元の玉島警察署の交通安全課員、生活安全課員、警備課員による「交通安全・生活安全講座」、本学教員による「カルト対策講座」、学生生活全般のトラブル対策をまとめた冊子「学生生活は危険がいっぱい」を配付している。また、災害への備えも生活の安定には重要であるため、防災訓練も毎年実施している。令和元(2019)年度においては、平成30(2018)年7月豪雨災害の犠牲者追悼のための黙祷を行った後、玉島消防署員の指導の下に防災訓練を行った。さらに、この科目の一環として学科ごとに毎月1回実施するホームルームでは、担当教員が生活全般の指導支援を行っている。

学生生活の安定には保護者との連携や協力も重要であるので、全学で「保護者懇談会」を毎年6月に開催している。「保護者懇談会」では、教職員と保護者間で学生に関する情報の共有を図り、細やかな指導支援ができるよう個別懇談を行い、担当教員がアドバイザーや個人実技担当教員からの報告を基に懇談し、正確な学生情報を保護者へ提供するよう努めている。また、保護者からの要望や情報は、該当する学部・学科、アドバイザー、「学生委員会」、教育支援室、保健室等に伝えられ、それらへの対応をしている。

経済的な支援としては、本学奨学金制度である「兄弟姉妹が同時に在学する場合の授業料減免制度」、「卒業生の子の入学料減免制度」、「高等教育の修学支援制度に基づく授業料減免制度」及び「特待生制度」による授業料の減免等を行っているほか、学外の奨学金である日本学生支援機構及び各市町村、企業からの奨学生募集を紹介している。各種奨学金の紹介方法については、「UNIPA」、掲示を通じて周知を行い、説明会や、個別の面談も行っている。面談では在学期間に必要な奨学金額の算出や返済計画を視野に入れ、対応をし

ている。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料2-4-1】 UNIPA「スチューデントプロフィール」
- 【資料2-4-2】 カルト勧誘防止パンフレット
- 【資料2-4-3】 「学生生活は危険がいっぱい」パンフレット
- 【資料2-4-4】 「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」日程表
- 【資料2-4-5】 保護者懇談会開催案内
- 【資料2-4-6】 くらしき作陽大学奨学金制度に関する規程
- 【資料2-4-7】 兄弟姉妹が同時に在学する場合の授業料減免要項
- 【資料2-4-8】 卒業生の子の入学料減免要項
- 【資料2-4-9】 高等教育の修学支援制度に基づく授業料等減免取扱内規
- 【資料2-4-10】 くらしき作陽大学特待生規程
- 【資料2-4-11】 くらしき作陽大学教育ローン利子補給奨学金取扱内規
- 【資料2-4-12】 UNIPA「奨学金情報」

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

学生支援の相談内容は多様化、複雑化している。多様で幅の広い支援をするためには教職員間における必要な情報の共有化が重要である。「UNIPA」には学生情報を入力するプロフィール機能が付いており、教職員はこのサイトに全員記入でき、教職員のみがそこに記載された相談内容や対応歴が閲覧できるようになっている。この機能の一層の活用によって、アドバイザーのみに依存せずチームで卒業まで一貫した対応をし、学生生活を安定したものにする。

**2-5. 学修環境の整備**

**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理**

**2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用**

**2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

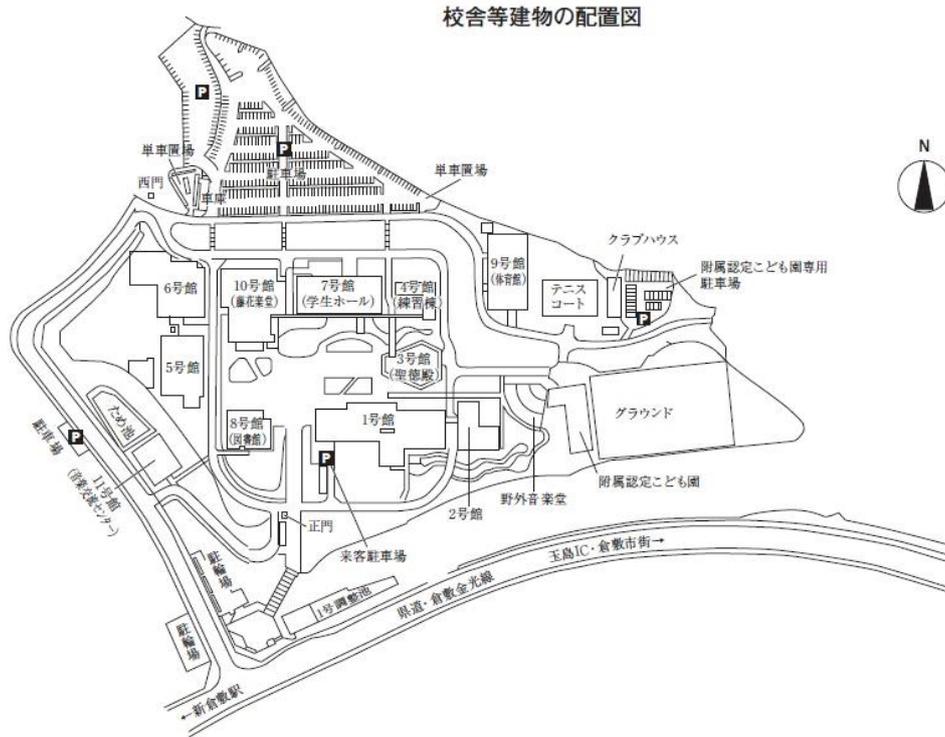
(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理**

本学の校地は倉敷市西部、玉島地区の閑静で自然環境に恵まれた丘陵上にある。位置、形状、周辺地域との調和等の点で大学用地として恵まれた条件を備えており、学生が情操を養い学習に励むのに適した環境である。

校地面積は、作陽短期大学(以下、「併設短期大学」という)の校地面積を含めて13万1,262㎡ある。これは大学設置基準が求める面積(完成年度時:1万5,660㎡)を大きく上回っている。

校地は JR 山陽本線の新倉敷駅から徒歩で約 15 分の交通至便の地にある。また、山陽自動車道の玉島インターチェンジから車で約 5 分の距離にあるため自家用車で通学する学生も少なくない。それらの学生のために 380 台駐車できる無料駐車場を設けている。この駐車場は、学生の学習成果発表の機会である演奏会や本学主催の市民向け各種講座等の集客の点でも機能している【図 2-5-1】。



【図2-5-1】校舎等建物の配置図

運動場には簡易的な夜間照明設備を設置しているので夜間も安全である。

校舎は1号館から11号館までの11棟を設けており、校舎面積は3万3,262㎡である。これは大学設置基準が求める校舎面積1万3,249㎡の2倍以上ある。これらの校舎は、自然との調和を重視する思想に基づいて設計されており、形状、色彩ともに周囲と調和している。

講義室は1号館、2号館、5号館及び6号館に設けている。1号館は主として音楽学部が、2号館は併設短期大学が、5・6号館は食文化学部と子ども教育学部がそれぞれ使用している。講義室は合計31室あり、1室の平均面積は約127㎡である。本学（大学院を含む）の収容定員1,586人に対して、講義室の収容人員は3,128人である。定員49人から294人に至るまで大小の講義室があり、多様な授業形態に備えている。大型講義室の机と椅子は固定式であり、中型・小型の講義室を含めた全室に視聴覚設備を備えている。

1・2号館には、講義室のほかに「合唱」、「合奏」、「オペラ」等の演習形態の授業に対応するために演習室とアンサンブル室を設けている。邦楽合奏用のアンサンブル室（1号館）もある。演習形態の授業だけでなく演奏会にも使用できる大講義室（定員294人）も設けている。専任教員には全員に個室の研究室を配備している。音楽学部の演奏系の教員の研究室では、実技の個人レッスンを行うことができる。この研究室は音響効果を考慮して設

計しており、二重扉等の防音設備を備えている。ピアノ専門のレッスン室には2台のグランドピアノを、ピアノ以外の楽器のレッスン室にも1台のグランドピアノを常備している。そのほかの管弦打楽器などの楽器も学生数に応じた数量を備えており、定期的に調律等の整備をしている。

5・6号館には、講義室のほかに、栄養士、管理栄養士、中・高等学校家庭科教諭、保育士、小学校教諭、幼稚園教諭、特別支援学校教諭を養成するための演習室、実習室及び実験室を設けている。専任教員には個人研究室を配備しており、実験系教員の研究室には専用実験室を付設して、学生実験ができるようにしている。非実験系教員の研究室には専用演習室を付設しており、ゼミナールや卒業研究の指導に使用している。専用実験室及び専用演習室は、研究室と研究室の間に配置し、廊下側からのみならず両側の研究室からも直接出入りができる構造である。

講義棟以外の校舎として3号館（聖徳殿）、4号館（音楽練習棟）、7号館（食堂棟）、8号館（図書館）、10号館（藤花楽堂）、11号館（音楽交流センター）を設けている。

3号館は本学の建学の精神である「大乘仏教に基づく宗教的情操教育」に直接取り組む授業である「宗教」を行う講義室・兼ホールであり、法隆寺の夢殿をモチーフとした六角堂である。ここには岡山県下最大級のパイプオルガンを設置し、儀式のほかに講義や講演だけでなく演奏会にも使用している。

4号館は学生用の音楽練習棟であり、ここには77室の練習室を設け、67室にピアノを配置している。アンサンブルができる部屋もあり、学生は手続きを経て8時から20時45分まで無料で使用できる（一部期間を除く）。

7号館は食堂や売店を設けている食堂棟である。10号館は定員810人の多目的ホールである。各種の演奏会、オペラ公演、日本伝統芸能などの公演も行える設備を備えている。

8号館は図書館であり、1階には、受付カウンター、オーディオルーム（40ブース）、グループ視聴室（2室）、開架書庫（電動）、閉架書庫（手動）等があり、本学園の創立者である松田藤子を記念した資料を展示している。2階には、書架、雑誌架、閲覧室、個人閲覧室等がある。昇降は、階段のほかにエレベーターでも行える。

11号館は音楽を通じて地域住民と交流するための拠点としての音楽交流センターの機能を担っている。学生用の自習室も配置している。

体育施設としては、前述の運動場のほかに、温水シャワーを備えた体育館である9号館（1,470㎡）と、ナイター設備を備えた2面のテニスコートを設けている。これらの施設は体育関係の授業のほかクラブ活動でも利用されている。

付属施設としては、野外音楽堂、クラブハウスなどを設けている。野外音楽堂は屋外でのコンサート用のものであり、屋根付きステージと無蓋の250席の座席を備えている。クラブハウスは2階建て20室の建物でクラブ活動のための部室棟であり、使用できるクラブの選定をはじめ運営は学生会が行っている。学生会のために専用の学生会室を7号館内に設けている。

校地は、全体に亘って緑化を行っており、通路、広場、駐車場等を除いた地表面は植生で覆われている。また、各建物を地下共同溝で結び、送電や送水のための配線や配管も地中に埋設しているので、電柱がないだけでなくメンテナンスや将来の増設も容易である。これらの景観面や機能面の工夫により校地内は見通しが良く開放的である。その上、車両

用道路を校舎群の外に周回させて車両と歩行者の動線を分離しているため、校地の大部分は歩行者にとって安全である。校地内の移動は専ら歩行によって行われるが、主要校舎を中央広場周辺に適度な間隔を置いて配置しているため、移動は容易である。

校舎はすべて冷暖房を完備している。大講義室、実習室、実験室等の空調や防災に関する事柄は、省力化や効率化を図るため1号館地下にある中央監視室で一元的に管理している。特に冷暖房に関しては、外気温や室内温度に基づいて温度調整を行い、時間割などに応じて稼働の時間帯を決めている。一方、研究室、レッスン室、演習室等の小規模な部屋の空調や防災は、それぞれの使用者がその部屋ごとに行っている。

学生の日常の福利厚生に資する環境としては、フリースペース（6号館1階）と複数の休憩コーナーを設けている。フリースペースには机と椅子を備え、学生が自由に学習や談話ができるようにしてある。休憩コーナーは1・2・4・5・6号館のほぼ全階と7号館外部に設け、各所にベンチを設置している。テーブル、ロッカー、情報紙、自動販売機を備えているコーナーもある。

施設・設備の安全性については、校舎はすべて平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、建設当時の「建築基準法」の基準を超える安全対策が採られ、耐震性もその基準に合致している。アスベストは使用していない。

防火に関しては、消防法に基づき、各所に消火器を配置し、各室に煙熱感知器を設けている。また、屋内消火栓、感知器と連動した防火シャッター、停電に備えた非常用発電機等を設置し、専門技術員と委託警備員が24時間体制で監視している。委託警備員は夜間の巡視と防犯活動も行っている。

避難については、「二方向避難路」の原則を貫き、講義室には原則として2つの出入口を設けて安全を図っている。消防設備等は消防法に基づいて定期的に点検し、消火器、非常用発電機、自動火災報知設備等の点検結果は消防署に適宜報告している。改正健康増進法に基づき、敷地内は、指定の喫煙場所を除き、禁煙である。また、AED（自動体外式除細動器）を1号館事務局と5号館事務室に設置して非常時に備えている。さらに、倉敷市との協定によって、学内の所定の施設が倉敷市玉島地区の災害時の避難場所に指定されている。

災害時への対応のため毎年、「アセンブリー・アワー」の1コマを用い防災訓練を実施しており、避難訓練とともに玉島消防署の署員によるAEDについての講習や防災講話も行っている。

実験などに伴う危険の防止に関しては、薬品等の管理には慎重を期し、必ず施錠して保管するなどの注意を払っている。実験排水は、すべて生活排水とは別の専用タンクに回収し、専門処理業者に定期的に引き渡し、マニフェスト伝票を保管している。

衛生管理は、「学校保健安全法」の学校環境衛生基準に基づいて空気環境測定、受水槽の清掃、残留塩素の測定、防虫及び防鼠を定期的に行っており、水質汚濁防止法に基づいてpHの測定も行っている。

1号館、5号館、6号館及び8号館に備えているエレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法に基づいてそれぞれ実施している。主たる校舎の清掃は業者に委託して日常的に行っている。

施設・設備に対する学生の意見等は「改善提案箱」によって汲み上げている。改善提案

箱は1号館、5号館、6号館及び7号館に1箱ずつ設置している。駐車場の舗装や校舎内の全面禁煙は学生の意見を反映した結果である。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-5-1】 学生便覧2020年度「校舎案内図・講義室等配置図」 (VIII-1～VIII-10)

【資料F-5と同じ】

【資料2-5-2】 令和2年度 学校基本調査 学校施設調査表

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学の実習施設、図書館等として挙げられるのは、1号館、2号館、3号館（聖徳殿）、4号館（音楽練習棟）、5号館、6号館、8号館（図書館）、10号館（藤花楽堂）、11号館（音楽交流センター）、野外音楽堂及び附属認定こども園である。

音楽学部の学生が授業以外でも日常的に主として利用する施設は、1号館、3号館（聖徳殿）、4号館（音楽練習棟）、10号館（藤花楽堂）、11号館（音楽交流センター）及び野外音楽堂である。

1号館には大小のアンサンブル室を3室、板張りの邦楽合奏用のアンサンブル室を1室、キーボード室を2室備えており、それぞれは授業のほかに学生の自主練習で活用されている。3号館（聖徳殿）はパイプオルガンを備え、音響効果にも配慮した設計となっており、授業のほか演奏会などに使用されている。4号館は、多用途の77室の練習室を備えた音楽練習棟である。

10号館（藤花楽堂）は810席を有する多目的ホールであり、地下には各種アンサンブル室や機材の整ったスタジオを備え、授業でも使用している。11号館は、音楽学部と併設短期大学の学生、教職員、卒業生が音楽を通じて地域社会と交流するための施設でもあり、大小のレッスン室とアンサンブル室などを設けている。子ども教育学部においては、授業や学生のピアノ練習の場として活用している。野外音楽堂は主として学生サークルの演奏会に用いられている。

食文化学部の学生が主として利用する施設は5号館及び6号館である。5号館には講義室以外に、栄養士養成課程及び管理栄養士養成課程の実験・実習に必要な調理実習室、食品加工実習室、給食経営管理実習室、理化学実験室、微生物培養室、機器室などがあり、授業のほか卒業研究でも使用されている。5号館には「アクティブ・スタディ・ベース（ASB）」と呼ばれるラーニングコモンズもあり、演習等に用いられている。また、6号館には調理実習室、臨床栄養実習室、栄養生理・生化学実験室、栄養教育実習室などがあり、各授業で使用されている。6号館には被服実習室や保育実習室もあり、主として家庭科教諭養成に関わる授業で使用されている。5号館の演習室は、授業以外では食文化学部学生の学習室として供されている。

子ども教育学部の学生が主として利用する施設は主に2号館、6号館、11号館及び附属認定こども園である。6号館には保育実習室、図画工作室、被服実習室（食文化学部と共用）、実験室（食文化学部と共用）、特別支援教育ラボなどを設けており、小学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成に必要な実習で使用している。また、11号館の各教室にはピアノを配置しており、音楽系の授業で使用している。附属認定こども

園では、保育士や幼稚園教諭を目指す学生が自主実習やボランティアをしている。2号館及び6号館の演習室は、授業以外では子ども教育学部学生の学習室として供されている

コンピュータ等を設置したICT（情報通信技術）施設としては、情報教育用教室（1号館1室、2号館1室、5号館2室、6号館2室）がある。それらにはインターネットへのアクセスが常時可能な情報ネットワーク（学内LAN）に接続するための情報コンセントを設け、コンピュータやプリンタを設置して、基本的なICT環境を整えている。

音楽学部の学生が日常的に利用する1・2号館の情報教育用教室と図書館には学生用のコンピュータとプリンタを設置している。食文化学部及び子ども教育学部の学生が日常的に利用する5・6号館の情報教育用実習室には、電源、情報コンセント、プリンタ、プロジェクターを設けている。情報教育用教室は、授業時間以外は学生に開放しており、学生は自由に情報ネットワークやプリンタ等を利用できる。学生は課題作成や卒業研究等を行うために利用している。

図書館は平日9時30分から19時まで開館している。土日祝日は閉館している。

館員は館長のほか、外部委託職員が6人いる。教員を構成員とする「図書委員会」と、学生を構成員とする「学生図書委員会」を設置しており、「図書委員会」では図書館の円滑な運営や有効活用を図るための協議等を行っている。「学生図書委員会」は、選書、館内展示、飾り付け、図書館行事の共催等を行っている。また、図書館では図書館の利用促進による学生への学習支援のために新入生全員に対して必修授業において担当教員の協力の下に図書館ガイダンスを実施している。図書館ガイダンスでは図書館利用法の紹介のほかに情報収集の方法に関する指導なども行っている。さらに、情報収集の手引きを発展させたサービスとして、卒業論文執筆に向けての文献検索演習も学生からの申し込みに応じて行っている。

図書館は現在、図書、楽譜及び視聴覚資料等を合わせて約18万6,000点所蔵することができる（文部科学省実施学術情報基盤実態調査指定の計算方法〔棚板総計÷0.9×25（棚板90cm当たり25冊）〕による）。現在の所蔵量は、図書・楽譜合わせ17万7,750冊である。学術・一般雑誌は和洋合わせて122誌を受け入れている。そのほか205誌の研究紀要や報告書等を受け入れている。視聴覚資料は1万8,781点所蔵している。平成30(2018)年5月1日現在の本学及び併設短期大学の学生1人当たりの図書・楽譜蔵書冊数は128.1冊であり、学部数2～4の私立大学生の平成30(2018)年5月1日現在の平均103.2冊を上回っている（文部科学省「学術情報基盤実態調査平成30年度大学図書館編」掲載〈総括事項〉より）。

図書などの資料は、本学の教育目的と現状に合ったものを重点的に収集している。具体的には、音楽、食文化及び子ども教育に関して必要性の高い資料を重点的に収集するという基本方針の下、教職員と学生の要望に基づいて収集している。できるだけ遺漏がないようにするため、図書委員、学生図書委員及び図書館員も選書している。

利用者の利用情報の管理は、磁気カードである学生証又は職員証の読み取りによって行っている。貸出・返却処理は、図書と楽譜に関しては、それらに貼付したバーコードの読み取りによって行っている。

図書、楽譜、視聴覚資料（DVD/VHS/LD/CD）はコンピュータ検索ができる。雑誌は、受け入れから製本までの全処理を雑誌管理システムによって行っており、タイトルやフリ

ワード等でコンピュータによる検索ができる。また、館外の文献や学術情報を調査可能にするため、NII（国立情報学研究所）が運営・提供している学術コンテンツサービス（論文・図書データベース）や、JST（科学技術振興機構）が運営・提供している電子ジャーナル公開システム「J-STAGE」、医学論文情報提供サイト「PubMed」、教育論文情報提供サイト「ERIC」、国立国会図書館サーチ、新聞データベース、他館の所蔵資料を検索できるサイト等、計 43 種のサイトにリンクを張っている。これらはすべて図書館のホームページ上に公開しているので、希望者はインターネットを經由して学内外から検索ができる（一部学内限定）。また、図書館が発行しているパスワードを取得すれば、利用者自身の利用状況の確認、貸出履歴の確認、資料の予約、図書の購入申請、文献の借入・複写依頼、新着図書情報の収集等を図書館ホームページから行うことができる。

閲覧席は、2 階に 176 席と個人閲覧室の 6 席を設けている。無線 LAN を配備しているので学内 LAN 設定のノートパソコンを持参すれば、どの席でもインターネットを利用できる。一部の机には情報コンセントも設けている。1 階には、平成 26(2014)年 1 月に開設したラーニングcommonsがある。ラーニングcommonsは活発に意見交換しながら学習できるスペースで、48 席を設けている。また、可動式のホワイトボードやテーブルがあり、自由に組み替えてディスカッションやグループワークを行うことができる【写真 2-5-1】。加えて、電子黒板、備え付けのモニター、パソコン、タブレット、プロジェクター、壁面ホワイトボード、視聴覚設備も利用することができる。それらは館内資料やパソコンを使った数人から 40 人程度での授業、ゼミナール、グループワーク、図書館ガイダンス、文献探索演習、授業課題や部活のグループワーク、実習前の授業練習等において利用されている。

平成 30(2018)年度の利用状況は前年比で、入館者数は 0.88 倍、貸出冊数は 1.06 倍、視聴覚資料の利用点数は 1.20 倍、パソコンの使用件数は 0.66 倍である。平成 30(2018)年度の本学及び併設短期大学の学生 1 人当たりの貸出冊数は 14.5 冊であり、平成 30(2018)年度の私立大学全国平均（7.2 冊）を上回っている（日本図書館協会「日本の図書館」掲載く大学図書館経年変化（私立大学）>より）。



【写真 2-5-1】 図書館ラーニングcommons

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-5-3】 図書館利用案内

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の安全性に関しては、全校舎がバリアフリーの設計思想に基づいて建設されており、床には段差がない。エレベーター（1・5・6・8号館）、スロープ、身体障害者用トイレ等も備えている。そのため、車椅子でも容易に各校舎を利用できる。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業は講義、演習、実習、実験及び個人実技の形態で行っている。クラスサイズは、授業の形態に応じて多様であるが、法令上の基準に基づいている。栄養士養成課程で授業（講義、実習、実験）を行う際の1クラスの学生数は概ね40人（「栄養士法施行規則」）であり、保育士養成課程の講義科目以外の1クラスの学生数は50人以下である（「児童福祉法施行規則」）。一般的な講義科目の1クラスの学生数は数十人であり、100人を超えるクラスはほとんどない。演習のクラスサイズは演習内容に即して決めているので、数人のクラスもあれば、「合唱」や「合奏」のように人数を要する授業では数十人のクラスもある。個人実技は基本的に1人の教員が1人の学生を指導する個人レッスン形式である。

#### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、令和2(2020)年度は25年目にあたるが、学修環境は比較的整備された状態を保っている。ただし、施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っているが、経年による劣化は避けられない。そのため、施設・設備の更新も視野に入れた整備計画を策定し、実施中である。特に屋外の空調熱源（氷蓄熱）設備機器は設置後、古いものは20年以上が経過していることから「経営改善計画」及び「第二次経営改善計画」における施設等整備事業に基づき、年度ごとの予算計画（平成29(2017)年度1・2・3号館、平成30(2018)年度4・7号館、令和元(2019)年度5・8号館、令和2(2020)年度6号館、令和3(2021)年度10号館）を立てた。その上で、設置後の経過年数が長い設備機器から順次整備している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-5-4】第二次経営改善計画【資料1-1-17と同じ】

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

#### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望について、授業単位では、主として各授業における「授業評価アンケート」によって把握している。このアンケートは、大学教育の質を確保するために、学生がその授業をどのように捉えているかの実態を把握し、授業を実際に受けた学生からの意見に耳を傾け、授業の改善に役立てることを目的として、前期と後期の年2回実施している。各授業のアンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、授業改善に役立てることとしており、専任教員については、毎年度「業績貢献自己報告書・人事評価表」にて改善内容を報告することが定められている。また、学部・学科ごとの集計・分析については「IR推進室」が行い、調査報告書をもって全学に周知している。

また、学生の学修行動や学修実態を把握し、学修環境や学修支援体制の改善に役立てるため、「学修行動に関する調査」を毎年、全学生を対象に実施している。これも上述の「授業評価アンケート」同様、「IR推進室」が集計・分析を行い、調査報告書をもって全学に周知している。

さらには、アドバイザーは少なくとも半期に1回、通期で2回以上は学生と面談を行うこととしており、その際に聴取した意見・要望は、各種委員会、「学科会議」、「教授会」等を通じて学修支援体制や授業の改善に反映させている。

<エビデンス集(資料編)>

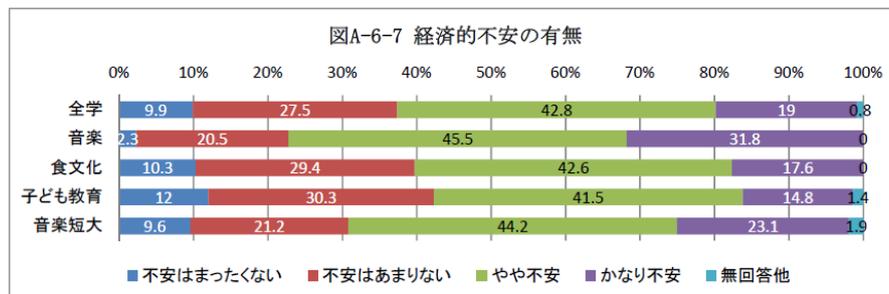
【資料2-6-1】 授業評価アンケート

【資料2-6-2】 業績貢献自己報告書・人事評価表

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

学生生活に関する学生の意見・要望については、毎年、全学生を対象に「学生生活満足度調査」を実施しており、「IR推進室」が調査・分析を行っている。

本調査内には、経済的不安の有無についての設問も設けており、約6割の学生が少なからず不安であると回答していることから、経済的支援の充実が望まれていることが分かる【図2-6-1】。また、経済的支援に関する学生の意見・要望は、学生の申告やアドバイザー等からの情報提供によっても把握しているため、奨学金に関する業務を担当する教育支援室から必要に応じて各種奨学金等の案内及び応募を勧めている。



【図2-6-1】平成30(2018)年度学生生活に関するアンケート調査より

心身に関する健康相談については、主として保健室が対応している【表2-6-1】。保健室が対応した健康相談や学生の意見等の内容は、保健室が月ごとにまとめて文書で関係部署

に報告及び情報共有し、相談内容に対して適切な対応ができるよう努めている。なお、精神的支援が必要な学生もいるため、令和元(2019)年度よりカウンセリング室を保健室と隣接した場所に移設し、学生がより利用しやすい環境を整えるとともに、保健室とスクール・カウンセラーの連携強化を図ることで、多様な学生に対応している。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
413 名	390 名	373 名	262 名	295 名

【表 2-6-1】保健室が対応した健康相談延べ人数（全学）

また、学生生活に関する意見・要望は、学生会を通じても受け取っている。学生会は各種イベント、スポーツ大会、ボランティア活動を主催するとともに、「学生図書委員会」、「大学祭実行委員会」、クラブ、同好会等を傘下に置いている。その結果、学生会役員からも多くの学生の意見・要望を聴取できる。さらに、「学生委員会」の委員等は年 2 回開催される学生総会においても、学生の意見・要望を聴取している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-6-3】学生満足度調査

【資料2-6-4】保健室月報

【資料2-6-5】学生会・サークル一覧

【資料2-6-6】学生会年間行事一覧

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望を把握するため、「改善提案箱」を学内の4箇所（1号館、5号館、6号館の各1階及び7号館（食堂）入り口）に設置しており、学生が「改善提案箱」に意見・要望等を自由に投函できる環境を整えている。「改善提案箱」に投函された意見・要望は月末に回収し、教育支援室にて内容を取り纏め、学長、学生部長、学部長、事務局長等に報告している。

また、「大学生生活に関する学生の満足度調査」として、キャンパス環境における満足度を問い、その結果を「IR推進室」にて分析し、調査報告書としてまとめている。

こうして把握・分析した学生の意見・要望は、その内容に応じて、教育支援室、「学生委員会」、「学科会議」、「教授会」等でさらに検討し、改善のために活用している。

なお、子ども教育学部においては、年2回学生の意見を聞く会を設けるなど、改善に資する新たな取り組みを行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-6-7】改善提案書

#### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生の意見・要望を様々な機会や方法を用い把握し、分析・検討している。その内容については、教育方法、施設設備等の改善から食堂メニューに至るまで様々であ

るが、可能なものから順次対応している。今後は一層スピード感をもって対応するため、学生の意見・要望を検討するための会議体等を整理して結論をより速く出せるよう工夫していく。また、決定された対応策を速やかに遺漏なく遂行するため、学生の協力を得ることも検討する。

### **【基準 2 の自己評価】**

学生の受け入れについては、入学定員充足に至っておらず、最重点課題である。課題解決のために、大学入試改革と連動し高校生が参加する各種イベント（オープンキャンパス・オープンセミナー・音楽講習会・入試説明会・出前講座）の見直しを行う。また、「学生募集広報委員会」での戦略的議論を進め、より強固な教職協働体制をつくる。外的環境の整備として高大接続事業の強化、高等学校、同窓会組織、吹奏楽連盟、レスナーとの関係性を向上させることで志願者の積み上げを図り、入学定員の確保を目指す。

また、大学案内・本学ホームページ・演奏会活動等のメディアを統合した募集広報戦略の実行・検証を進め、さらに TVCM などのマスメディア広告を継続し、パブリシティの獲得を強化する。

学修支援については、教員と職員の協働による学生への学修・授業支援体制を適切に整備・運営している。

また、「IR 推進室」による各種アンケート分析結果を活用した自己点検・評価により抽出された教学面の課題を、「改革会議」で検討して改善する PDCA サイクルが確立されている。

学生生活の安定のための支援については、アドバイザーやゼミナール担当教員、関係職員のカウンセリング能力や学生個々の多様な悩み等に適切に対応できる知識や技能を向上させるべく「FD&SD 全教職員会議」等での研修に取り組んでいる。

キャリア支援については、系統的なキャリア教育を実施するとともに進路支援室と「進路就職委員会」とアドバイザーとが相互に連携を図るなど、組織的なサポート体制を構築し、社会人力向上と的確な進路指導を展開している。

以上、定員確保等での課題はあるものの、全体的には適切に行われており基準 2 を満たしている。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

各学部及び研究科のディプロマ・ポリシーは、教育目的（1-1-①にて前掲）に基づき策定し、それぞれ本学ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

各学部・研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は次の通りである。

###### 《音楽学部のディプロマ・ポリシー》

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 修得した音楽に関する専門的知識と技能を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、音楽に関する専門的能力を生かし「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

###### 《食文化学部のディプロマ・ポリシー》

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 修得した食に関する専門的知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、食に関する専門的能力を生かして「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

###### 《子ども教育学部のディプロマ・ポリシー》

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・ 修得した保育、教育、および子育て支援に関する専門的知識と技術を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・ 目標を掲げて主体的に学び続け、子どもの保育と教育に関わる職業人として「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

###### 《大学院音楽研究科のディプロマ・ポリシー》

- ・ 建学の精神を体得し、豊かな人間性と高度の音楽的知識・技能や研究能力を身につけている。

- ・ 深い専門知識と豊かな独創性を備えた音楽人として主体的に学び続け、「自利利他」の精神で学術の進歩、社会の発展に貢献できる。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-1-1】 本学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー

【資料1-1-16と同じ】

【資料3-1-2】 学生便覧2020年度 (P.1～4) 【資料F-5と同じ】

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、大学のディプロマ・ポリシーを踏まえて、大学学則第 10 条及び大学院学則第 35 条において単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し、本学ホームページ及び学生便覧等に明示し、周知している。なお、学生に対しては、入学時に行う「新入生オリエンテーション」及び前期・後期の授業開始前に行う「履修登録オリエンテーション」においても、上述の各基準を周知している。

単位認定基準について、履修細則及び担当教員の評価方針により、試験、レポート、授業の取り組み状況などにおける学生の学修実績に基づき、単位認定を行い、学生に対しては、成績発表日を設けて周知するとともに、「UNIPA」で素点及び秀・優・良・可・不可の標語を確認することができる。また、単位制度に関する学生の理解を深めるために、学生便覧に単位制に関する項目を設け、学生の自主的な学習が単位制度にとって不可欠な要素であることを説明するとともに GPA (Grade Point Average) 制度、CAP 制度等の説明も行っている。具体的な成績評価の方法と基準については、各科目のシラバスに記載し、オンライン上の「UNIPA」で周知している。さらに、平成 30 (2018) 年度より「UNIPA」のログイン ID 及びパスワードを各学生の保護者に配付し、学生の授業出欠状況の確認や成績の照会をすることができるようになり、単位認定基準に基づいた評価について、保護者・学生・教職員の三者による確認が可能な体制を整備した。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-1-3】 くらしき作陽大学学則 【資料F-3と同じ】

【資料3-1-4】 くらしき作陽大学大学院学則 【資料F-3と同じ】

【資料3-1-5】 学生便覧2020年度 (P.9～11) 【資料F-5と同じ】

【資料3-1-6】 シラバス作成要領

【資料3-1-7】 UNIPA利用ガイド (保護者版) 【資料2-2-11と同じ】

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位の修得はシラバスに定める評価基準に基づく評価が秀、優、良、可の場合に認定され、不可の場合は不認定となる旨、【表 3-1-1】の通り学則及び学生便覧に明示し、厳正に適用している。

また、他大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定も行っており、これらを学則に明示し、単位の認定は、

「教授会」の議を経て厳正に行っている。単位認定の基準については、シラバスに成績評価の方法と基準を履修前に周知した上で、各担当教員が授業終了後に評価し、各学生の成績によって標語、GPA、単位認定の判定を行う。この基準については、適切に定めている。

【表 3-1-1】単位認定基準

成績	標語	GPA	判定
90～100点	秀	4	合格
80～89点	優	3	
70～79点	良	2	
60～69点	可	1	
0～59点	不可	0	不合格
出席不足	-		
未受験	-		
履修取消	-	対象外	対象外

また、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については、次の通り定め、「教授会」での十分な審議を経て厳正に適用されており、学位はこれらの卒業・修了要件を満たした者について、学長が「教授会」の意見を聴き授与している。

## 音楽学部

### 1. 音楽学科 演奏芸術コース

#### ・進級要件

3年次修了時において「教養に関する科目」26単位以上、「専門に関する科目」64単位以上、合計90単位以上を修得していない者は、4年次への進級を認めない。

#### ・卒業要件

音楽学部音楽学科に4年以上在学し、「教養に関する科目」36単位以上、「専門に関する科目」88単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

### 2. 音楽学科 教育文化コース

#### ・進級要件

3年次修了時において「教養に関する科目」26単位以上、「専門に関する科目」64単位以上、合計90単位以上を修得していない者は、4年次への進級を認めない。

#### ・卒業要件

音楽学部音楽学科に4年以上在学し、「教養に関する科目」36単位以上、「専門に関する科目」88単位以上、合計124単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

## 食文化学部

### 1. 栄養学科

- ・進級要件

2 年次修了時において、「教養に関する科目」20 単位以上、「専門に関する科目」51 単位以上を修得していない者は、3 年次への進級を認めない。

- ・卒業要件

食文化学部栄養学科に 4 年以上在学し、教養に関する科目については 35 単位以上、専門に関する科目 89 単位以上、合計 124 単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

### 2. 現代食文化学科

- ・進級要件

3 年次修了時において「教養に関する科目」、「専門に関する科目」あわせて 90 単位以上を修得していない者は、4 年次への進級を認めない。

- ・卒業要件

食文化学部現代食文化学科に 4 年以上在学し、教養に関する科目については 34 単位以上、専門に関する科目 90 単位以上、合計 124 単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

## 子ども教育学部

### 1. 子ども教育学科 小学校・特別支援学校コース

- ・進級要件

3 年次終了時において、「教養に関する科目」、「専門に関する科目」合わせて 90 単位以上修得していない者は、4 年次への進級を認めない。

- ・卒業要件

子ども教育学部子ども教育学科に 4 年以上在学し、教養に関する科目については 34 単位以上、専門に関する科目については 90 単位以上、合計 124 単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

### 2. 子ども教育学科 保育園・幼稚園コース

- ・進級要件

3 年次終了時において、「教養に関する科目」、「専門に関する科目」合わせて 90 単位以上修得していない者は、4 年次への進級を認めない。

- ・卒業要件

子ども教育学部子ども教育学科に 4 年以上在学し、教養に関する科目については 34 単位以上、専門に関する科目については 90 単位以上、合計 124 単位以上を修得し、教授会の意見を聴き学長が卒業を認めた者。

## 大学院 音楽研究科

- ・修了要件

大学院音楽研究科に2年以上在学し、修了要件単位32単位以上を修得し、修了論文、修了演奏、作品発表の審査に合格し、大学院教授会の意見を聴き学長が修了を認めた者。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-1-8】くらしき作陽大学学則【資料F-3と同じ】

【資料3-1-9】くらしき作陽大学大学院学則【資料F-3と同じ】

【資料3-1-10】学生便覧2020年度(P.9~10)【資料F-5と同じ】

### (3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については、「教務委員会」及び「教授会」において各学科教員と調整を図りながら検討してきた。しかし、社会が求める大学における質保証への要求は今後さらに高まることが予想される。そのため、各基準を精査し、見直していくことが必要である。また、本学では学外実習も多いため、在学中の教育の質を確保していく必要があることから、単位認定基準や進級基準についても、学外実習の受け入れ先等広く社会からのニーズや要望等も踏まえて、検討していく。

また、平成25(2013)年度からGPA制度を全学的に導入し、その効果等についても検証がなされ、現状では特に大きな問題無く適用している。ただ、GPAについては、各学部、学科、授業科目が設定する教育目標により、評価が異なってくる場合も推定されることから、今後は、3つのポリシーの実現や質の保証の観点からも検討を行う。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

#### (2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学部及び研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー(1-2-④)にて前掲)に基づき策定し、それぞれ本学ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは次の通りである。

《音楽学部のカリキュラム・ポリシー》

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 音楽の理論と実技、ならびに演奏法や指導法などについて系統的に学ぶとともに、地

域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。

- ・ 音楽に関する専門的能力を生かした職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるキャリア教育を行う。

《食文化学部のカリキュラム・ポリシー》

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 食に関する専門的知識と技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ 食に関する職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるキャリア教育を行う。

《子ども教育学部のカリキュラム・ポリシー》

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 保育、教育、および子育て支援に関する専門的知識・技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決できる実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ 子どもの保育と教育に関わる職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるためのキャリア教育を行う。

《大学院音楽研究科のカリキュラム・ポリシー》

- ・ 理論と実践の調和を図りながら、高度の専門的能力と独創的研究能力を涵養・伸長する。
- ・ 社会における音楽文化の役割の重要性を認識し、そのニーズに柔軟に応えつつ啓発する力を身につける。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-1】 本学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー

【資料1-1-16と同じ】

【資料3-2-2】 学生便覧2020年度 (P.1~4) 【資料F-5と同じ】

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、ディプロマ・ポリシーの達成のためにカリキュラム・ポリシーを策定し、教養教育、専門教育、キャリア教育からなる教育課程を編成しており、両ポリシーにおいて一貫性は確保されている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、学生の主体的な学修を尊重しながら、豊かな知性と人間性を育む教養教育とともに、社会人基礎力形成のためのキャリア教育、並びに各学部・学科の専門教育を積み上げて、体系的な教育課程を編成することを念頭において、各学部、学科、コース、専修の特性に応じた履修系統図を作成している。これらの履修系統図に沿って履修を進めていくことにより、本学のカリキュラム・ポリシーに基づく教育効果が発揮される。

また、授業を担当とする全教員に対して、シラバス作成要領を事前に説明・配布し、授業内容を明確に示すとともに、評価方法についても、できるだけ詳細に示すように求めている。すべてのシラバスが提出された後、各学科教務委員長によるシラバスチェックを行い、単位認定基準を含めて、記載に誤りがないかの確認を行い、公開している。さらに、学生の自主的な学修を促すために、全ての授業科目のシラバスに「自学・自習内容」、「自学・自習時間」に関する項目を設け、学生が行うべき自学・自習の内容とその時間を明示している。

CAP 制度については、各学年とも 49 単位を履修登録の上限単位数として定めており、この単位数以上の履修登録をすることはできない。ただし、所定の単位を優れた成績（GPA3.0 以上）をもって修得した学生については、定められた上限を超えて履修科目の登録を認め、過度な学習負担とならない範囲での追加履修を可能とし、幅広い知識や技術を身に付けられるようにしている。このことは学生便覧に明記し、上記単位数を超えて履修登録をした場合、「UNIPA」上でエラー表示が出て履修登録ができないシステムになっており、今後も引き続き厳正な運用をしていく。

#### 音楽学部における教育課程編成

音楽学部音楽学科は、モスクワ音楽院特別演奏コース、演奏芸術コース、教育文化コースの 3 コースを設定している。それぞれの教育課程は、学部のカリキュラム・ポリシーに沿って、各コースの専門領域にかかわる「専修科目」、各コース共通の「共通科目」、「教養に関する科目」、「教職に関する科目」で構成している。

できるだけ幅広い領域について学修できるようにするという方針から、「専修科目」は個人実技や専門性の高い授業科目に限定し、多くの科目を「共通科目」として開設しているのが特徴である。なお、一部の科目については、専門楽器の種類によって履修が制限される科目や、オーディションによって選抜された履修生のみを履修対象とする科目もある。

モスクワ音楽院特別演奏コースは、原則としてロシア国立モスクワ音楽院（以下、「モスクワ音楽院」という）の教育課程に基づいて、卒業後のモスクワ音楽院への留学やプロの演奏家を養成することを念頭において、高度な演奏能力と音楽理論を修得させることと、ロシア語教育の充実に配慮した教育課程を定めている。

演奏芸術コースは、演奏家や楽団員等として活躍する人材の養成を目的としている。その教育課程は、個人実技レッスンによる実技科目と少人数クラス編成による演習科目を中心に構成している。

教育文化コースは、音楽教育専修と音楽デザイン専修に区分される。前者は音楽科教諭

の養成、後者は様々な音楽業界で活躍する人材の養成を行うため、それぞれ専門性の高い特色ある教育課程を設定している。

### 食文化学部における教育課程編成

食文化学部の教育課程は、学部のカリキュラム・ポリシーに沿って「教養に関する科目」、「専門に関する科目」に区分している。さらに、学科ごとに必修科目、選択必修科目、選択科目の3つに分け、これらを各年次の履修単位数及び教育効果を考慮した上で、1年次から4年次まで教養教育と専門教育のバランスをとって開講している。「教養に関する科目」をさらに「一般教養科目」、「地域貢献科目」、「専門教養科目」、「保健体育」、「外国語科目」に区分している。「専門教養科目」は、各学科の専門科目を受講する際の基礎となる自然科学・健康科学・情報処理に関する科目によって構成している。「専門に関する科目」は、「専門基礎科目」と「専門科目」（栄養学科）、「専門実践科目」（現代食文化学科）に区分し、学科ごとに特色ある教育課程を設定している。

栄養学科は、管理栄養士養成課程としての質を保証するために基礎教育と専門教育のバランスをとりながら実践教育を重視しつつ、管理栄養士免許を取得できるよう教育課程を編成している。厚生労働省の認定基準に沿った管理栄養士養成に係る科目のほぼ全てを卒業要件とした上で、本学独自の科目も加え専門基礎科目と専門科目を充実させている。「専門に関する科目」は、教育内容別に科目群として「専門基礎分野」と「専門分野」に区分しており、いずれの科目も管理栄養士養成課程に必要とされる科目である。「専門基礎分野」には、「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」に関する科目を置いている。「専門分野」には、「基礎栄養学・応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」、「総合演習」、「臨地実習（校外実習）」の教育内容に関する科目を置いている。

現代食文化学科では、平成23(2011)年度に設けた2コース制を平成29(2017)年度に廃止し、平成30(2018)年度から新たに4領域を設け、栄養士養成課程の基盤の上に学生の進路希望に応じて充実した教育を行っている。「専門に関する科目」は、教育内容別に「専門基礎科目（栄養士関連科目）」と「専門実践科目」に区分している。「専門基礎科目（栄養士関連科目）」には、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」に関する科目を置いている。「専門実践科目」は、「共通科目」及び4領域を特色づける「食育・教育（家庭科教論）と総合調理」、「健康増進とスポーツ栄養」、「商品開発と流通」、「フードコーディネーターと食環境」の各領域内容に関する科目を置いている。

### 子ども教育学部における教育課程編成

子ども教育学部子ども教育学科の教育課程は、学部のカリキュラム・ポリシーに沿って「教養に関する科目」、「専門に関する科目」に区分している。

子ども教育学部子ども教育学科は、小学校・特別支援学校コースと保育園・幼稚園コースの2コースを設定しており、「教養に関する科目」、「専門に関する科目」についてコース共通であるが、科目の開講年次や卒業要件、実習科目の履修条件はコースにより異なっている。

両コース共通の「教養に関する科目」には、本学のカリキュラム・ポリシーに沿った「宗教Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」、「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」のほかに、「情報活用演習」や「日本国憲法」、「英語」や「英会話」、「スポーツ実技」や「健康科学」を開設している。

「専門に関する科目」は「キャリア教育に関する科目群」、「保育・教育の本質・基礎的理解に関する科目群」、「子どもの理解に関する科目群」、「保育・子育てを学ぶ科目群」、「保育・教育の専門性を高める科目群」、「保育・教育の方法・指導法を学ぶ科目群」、「特別支援教育を学ぶ科目群」に区分して編成している。

小学校・特別支援学校コースでは、小学校教諭、特別支援学校教諭及び幼稚園教諭の養成に必要な授業科目を中心に、保育園・幼稚園コースでは、保育士及び幼稚園教諭の養成に必要な授業科目を中心に履修する教育課程をそれぞれ編成している。そして、科目区分ごとに卒業要件単位と免許状の種類別の必修科目、選択必修科目、履修推奨科目等を指定している。

キャリア教育については、平成30(2018)年度に大幅な見直しを行い、大学での学修のための基礎力養成や、保育者、教師、また教育・保育・福祉関連企業や施設等への就職といった多様な視点を取り入れたキャリア形成が可能な体制を構築した。

#### 大学院音楽研究科における教育課程編成

大学院音楽研究科の教育課程は、「演奏芸術領域」と「音楽文化領域」の2領域に分けている。さらに専門性を高めるために「演奏芸術領域」を4研究領域に、「音楽文化領域」を2研究領域に分けて編成し、開設科目は、それぞれの専門に関わる「領域科目」と、各領域共通の「関連科目」及び「その他の科目」によって構成している。

「領域科目」は、主に専門分野の個人実技(主科)と演習科目を設定し、「関連科目」は、専門分野以外の個人実技(副科)と各種講義、演習を設定している。学位審査は修了論文、修了演奏、作品発表のいずれかで行う。ただし、修了演奏、作品発表を選択した者には「修了副論文」を必修科目として課している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-3】履修系統図

【資料3-2-4】シラバス作成要領【資料3-1-6と同じ】

【資料3-2-5】学生便覧2020年度(P.10~11)【資料F-5と同じ】

#### 3-2-④ 教養教育の実施

本学及び併設短期大学では、教養教育の充実のため「教養教育専門部会」を組織している。「教養教育専門部会」は「全学教務委員会」の委員(各学部・学科の教務委員長及び教育支援室職員)で構成され、本学及び併設短期大学における教養教育全般や教育課程についての意見・情報交換を行うとともに、共通する事項について協議・調整を行っている。そして協議された事項は、さらに「学科会議」や「教授会」等で審議・検討されることとしている。

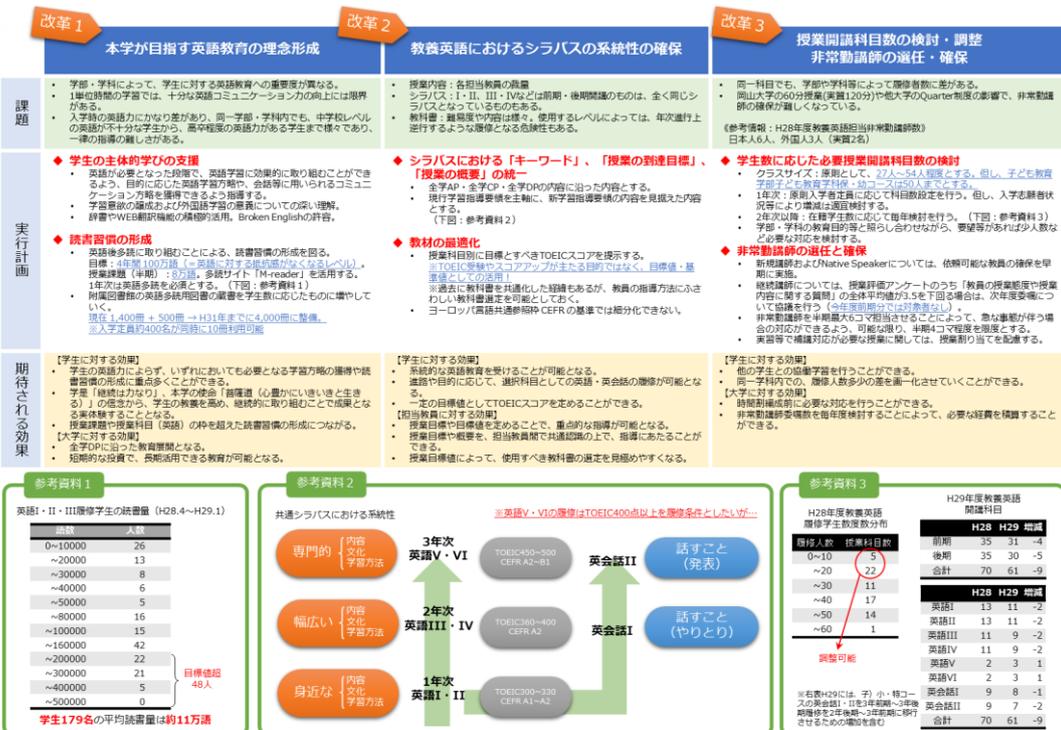
「教養に関する科目」には、建学の精神を基盤とした学生の主体的な学修を促すため、必修科目として、「宗教Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」、「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」を1年次前期

から開設している。また、英語力や情報活用能力の学士課程教育に必要な基礎力を形成するための共通教育も行っている。英語力向上・グローバル人材育成については、平成29(2017)年度より全学共通英語教育コア・カリキュラムに基づき、全学的な英語教育を推進している【図 3-2-1】。また、「情報活用演習」では単なるコンピュータの操作技術に留まらず、現代社会において求められる情報リテラシーや情報モラルの育成にも重点を置いた指導を行っている。

さらに本学では、「COC 事業」における「くらしき若衆」育成プログラムにおいて、地域ニーズをテーマに主体的な学修態度形成を目指して、地域貢献活動を体験する「くらしき学講座」を「アセンブリー・アワー I、II」内に位置付け実施してきた。「COC 事業」終了後の令和元(2019)年度からは、「くらしき学講座」をさらに発展させ、目的や方法等により「くらしき学【音楽】フィールドワーク」、「くらしき学【食】フィールドワーク」、「くらしき学【教育】フィールドワーク」、「音楽を活かした地域貢献実践」、「食を活かした地域貢献実践」、「教育を活かした地域貢献実践」、「大学と地域」、「まちづくりと地域」、「くらしきチャレンジ演習」の9科目に細分化した上で独立した授業科目とした。そのほかにも「インターンシップ A、B」、「若衆実践演習」、「くらしき学（地域創生）研究」等を通して、「くらしき若衆」の育成に取り組んでいる。

そのほかの「教養に関する科目」については、各学部において独自の教育課程を編成しており、「教養に関する科目」の卒業要件単位数も学部・学科ごとに異なっている。これは、前述の建学の精神及び各学部・学科の教養教育に関するカリキュラム・ポリシーに対応したものである。

くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学 全学共通英語教育コア・カリキュラムに関する提案 [2017/01/20, 改革会議(資料), 子ども教育学部 専任講師 佐藤 大介]



【図 3-2-1】全学共通英語教育コア・カリキュラムに関する提案書

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-6】全学共通英語教育コア・カリキュラム

【資料3-2-7】学生便覧2020年度 (P.18) 【資料F-5と同じ】

【資料3-2-8】地域貢献科目一覧

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教授方法に関するFD活動に取り組んでいる。具体的には、学内外の講師によるFD研修を行い、教授方法改善のための各種調査結果の活用、相互主体的な学び(アクティブ・ラーニング)のための指導、各教員の先進的な教授方法の実践事例の共有等に取り組んでいる。さらに、FD活動を通して、現代的学生の心理的特徴を理解し、学生とのかかわりや本学の学生の実態理解、教員自身による建学の精神のさらなる深い理解によって、すべての授業において教授方法の工夫・開発を行う上で、共通した根底理念の形成を図っている。

卒業必修科目である「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」では、併設短期大学と合同開講のため、大学・短大、学部・学科の壁を越えた交流が行われ、お互いを刺激することにより大きな効果をもたらしている。また、この授業では、建学の精神に基づく宗教的情操教育を実践するため、「仏教文化研究センター」がハンドブック「まはーやーな」を独自に作成し、テキストとして使用しており、定期的に「月例集会」や「報謝の集い」をセレモニー形式で開催している。これは本学の宗教的情操教育を行う上で、他にはない特徴である。

平成29(2017)年度から実施している全学共通英語教育コア・カリキュラムでは、「英語多読教育」を行っている。そのために、附属図書館の洋書の整備を図るとともに、オンライン上に英語多読の学習記録を残せるシステムを構築した。これにより学生は、授業外でも英語学習に取り組むと同時に、読書習慣を形成できるようにしている。

令和元(2019)年度から、「COC事業」を発展的に継承し新たに開講した9科目については、シラバスや評価方法を共通化させ、「地域貢献活動計画書・報告書」、「コミュニケーションシート」を活用できるよう開発し、学修成果の評価が9科目において共通して可能な体制を構築している。各科目において、学生は倉敷市内での地域貢献活動に主体的に取り組む機会があり、活動後には、「COC事業」の成果である「くらしき若衆コモンルーブリック」を活用し、学生は自らの地域貢献活動について自己評価することができる。また、「ヤングコンサート」や「キッズキャンパス食育」、「保育支援ボランティア」といった学部の特色を生かした活動以外にも、倉敷市と連携した「地場産業と未来」、「真備災害復興支援」等の活動も展開している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-9】英語多読の学習記録システム

【資料3-2-10】地域貢献活動計画書・報告書

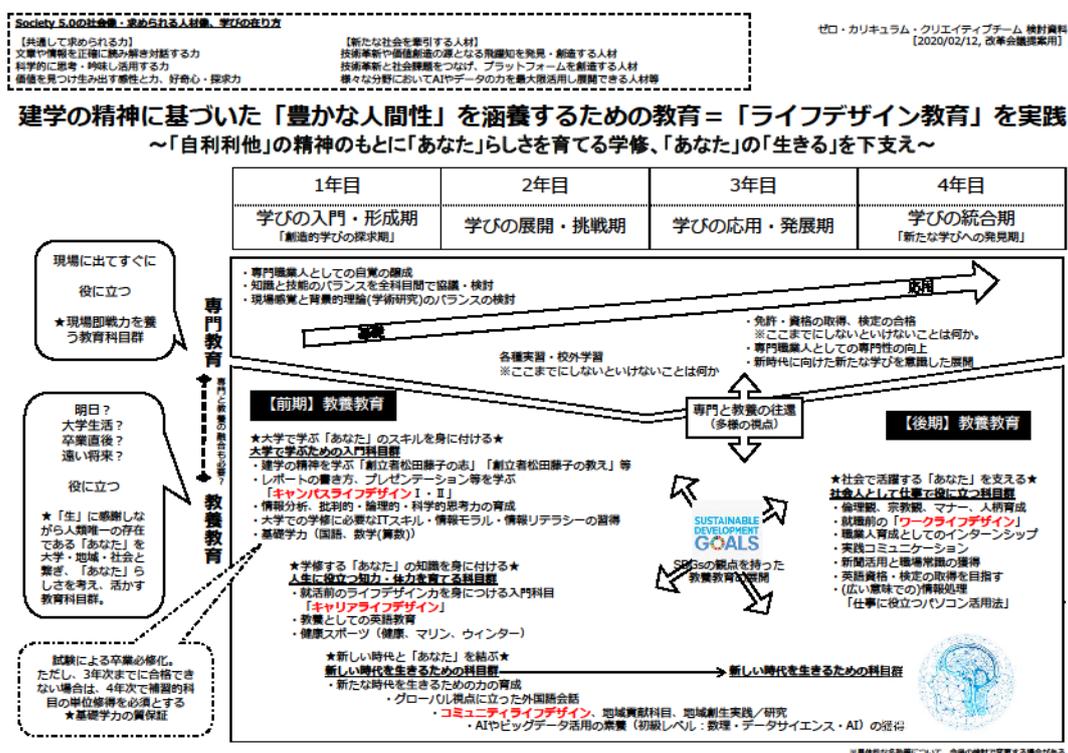
【資料3-2-11】コミュニケーションシート

【資料3-2-12】くらしき若衆コモンルーブリック

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

教授方法については、学生の主体的な学修を促すため、シラバスを平成25(2013)年度に「高等教育研究センター」が検討・提案した様式に変更したが、翌年度以降も「全学教務委員会」がシラバスの様式及び「シラバス作成要領」を検討・修正し、改善を図っている。その成果を検証し、工夫・改善を毎年度行う。

教育課程については、「教養に関する科目」について、抜本的なカリキュラム改革を行うため、令和元(2019)年度に「改革会議」の下に「ゼロカリキュラム・クリエイティブチーム」が組織された。このチームは、学長選抜による教職員が参加し、教育職員と事務職員は対等に意見を出し、教職協働で推進している。チームでの議論については、「建学の精神に基づいた『豊かな人間性』を涵養するための教育」として、「ライフデザイン教育」の実践を検討し、主として1~2年次生を対象とする前期教養教育と、主として3~4年次生を対象とする後期教養教育の考え方を取り入れ、4年間を通して、専門性を下支えする教養教育の在り方について議論している。また、これは本学及び併設短期大学に共通するカリキュラムとして考えており、教養教育の枠を超えた「全学共通開講科目」としての位置付けを検討している。具体的には、「大学で学ぶための入門科目群」、「人生に役立つ知力・体力を育てる科目群」、「新しい時代を生きるための科目群」、「社会人として仕事で役に立つ科目群」、「オープン科目群(他学部開講科目)」に区分して編成し、本学のカリキュラムによって、大学入学から就職までをつなぐ一貫した教育を展開することについて検討している【図3-2-2】。



【図3-2-2】ゼロカリキュラム・クリエイティブチームによる教育課程変更案

また、これまで「教養に関する科目」と「専門に関する科目」のそれぞれで卒業要件単位数を定めていたが、学生の主体的な学修を促す観点から、「全学共通開講科目」と「学部開講科目」の2群合わせて、124単位とし、専門と教養の往還をはかり、Versatile（多様性）の視点を取り入れることも検討している。さらには、3学部からなる本学の特色を活かした教育・研究活動の推進にも寄与すると考えている。

なお、この改革に伴い、各学部の開講科目の見直しも必要であるが、全学共通開講科目の方針が確定した後に検討する予定である。

各学部における改善・向上方策（将来計画）は以下の通りである。

### 音楽学部

履修者が恒常的に減少している科目がある。また、「専門に関する科目」の合奏系演習科目においては楽器編成上のアンバランスがある。履修条件や学年配当等の見直しを含めて教育課程の効率的な運用について検討する。

### 食文化学部

現在の教育課程は概ね適切かつ体系的に設定されているが、学生の多様化や社会的ニーズの変化は、今後さらに急速に進むことが予測される。そのため、これからも教育課程に関する点検を行い、改善・改革を進めていく。

具体的には、学部・学科の目的及び教育課程編成方針と授業内容のさらなる整合化の推進について検討する。

### 子ども教育学部

平成25(2013)年度から、小学校教諭・特別支援学校教諭を目指す「小学校・特別支援学校コース」と、保育士・幼稚園教諭を目指す「保育園・幼稚園コース」の2コース制を取り入れ、1年次から志望する分野に特化して学習できる教育課程を編成した。平成29(2017)年度の教職課程再課程認定及び平成30(2018)年度の指定保育士養成施設の指定及び運営の基準改正により専門に関する教育については大幅な見直しを行った。今後も学生のニーズの多様化や学修成果等を勘案しつつ、教育課程や2コース制の見直しを適宜図っていく。

### 大学院音楽研究科

演奏力の向上を図ることを目的とする学生のニーズに合わせた教育課程の柔軟な運用について検討し、令和2(2020)年度からは音楽学部モスクワ音楽院特別演奏コースで個人実技を担当しているモスクワ音楽院教員による指導を受講できるよう見直した。大学音楽学部との連携を含め、引き続き教育課程の効率的な運用について検討する。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-13】全学共通開講科目（案）

## 3-3. 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

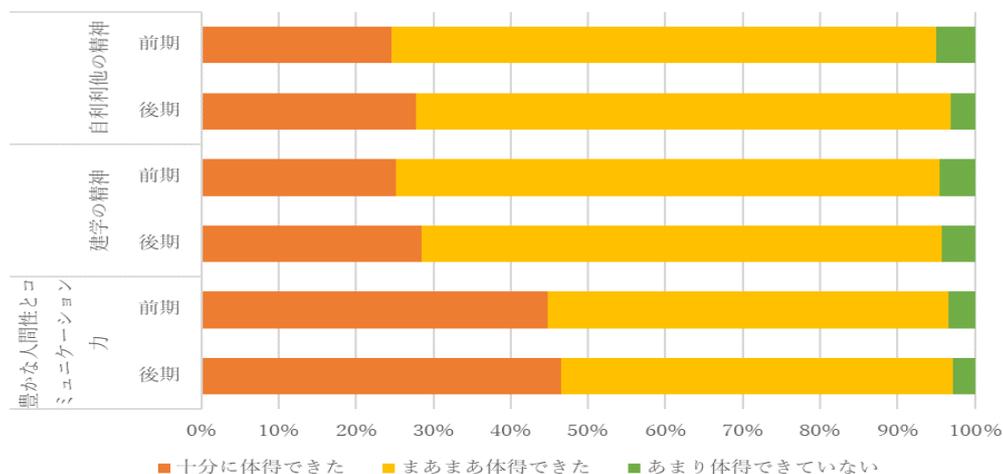
#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 1) アセスメント・ポリシーとオンライン学修ポートフォリオによる学生評価

本学では、平成 30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを策定及び施行し、本学ホームページで公開している。本学のアセスメント・ポリシーは、「学校法人作陽学園 寄付行為細則」第 6 条に基づき、大学のディプロマ・ポリシー達成状況について、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに鑑みて、機関、教育課程、科目における学修成果の評価を実施し、教育改善に活用することとなっており、これにより、3 つのポリシーについて、PDCA サイクルで検討を続けることとなっている。

具体的な学修成果の点検・評価方法として、平成 30(2018)年度後期より、学生による学修ポートフォリオを、「UNIPA」を活用して、オンライン上で半期に 1 回全学生に回答させ、各アドバイザー教員がフィードバックコメントを必ず行っている。これにより学生自身が将来を考える上での気づきを促すとともに、各アドバイザー教員が学生の現状を把握し、より適切な学生指導及び個々の学生の学修状況を把握することができることとなった。学生が、「履修科目の自己評価」、「希望する職業や進路」、「進路決定のために取り組んでいること」、「学生生活の悩みや相談したいこと」などについて記述する項目があり、さらに、本学のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検を行うため、「自利利他の精神」、「建学の精神」、「豊かな人間性とコミュニケーション力」については、3 件法（十分に体得又は獲得できた、まあまあ体得又は獲得できた、あまり体得又は獲得できていない）で回答させている。令和元(2019 年)年度前期及び後期の結果が、【図 3-3-1】である。この結果から十分又はまあまあと回答している学生が 95%以上となっており、一定の成果を挙げていると考えられる。



【図 3-3-1】学修ポートフォリオにおける学修成果（2019 年度）

## 2) 授業評価アンケートによる学修成果の評価

教育目的の達成状況の点検・評価及び改善のため、本学では各学期末に全科目を対象とした、授業方法や授業運営についての「授業評価アンケート」を実施しており、教育目的の達成状況や満足度を点検・評価するための工夫がなされている。アンケート結果は、教育内容改善用データとして各教員にフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導などの改善に役立っている。

また、平成 26(2014)年度までは「授業改善のためのアンケート」という名称で実施していたが、平成 27(2015)年度以降は「授業評価アンケート」と名称を変更し、「A 授業への取り組みに関する質問」（「あなたは、シラバスで授業の到達目標や授業内容について確認しましたか」等 4 問）、「B 教員の授業態度や授業内容に関する質問」（「授業方法の工夫や時間配分は適切でしたか」等 6 問）、「C 授業の成果に関する質問」（「あなたはこの授業のシラバスに示している到達目標に達しましたか」等 4 問）を 5 件法（設問 C14 を除く）により回答する形式を取り、また、授業の成果として、以下の 9 点について当てはまる項目を選択する評価項目（設問 C14）を設け、3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検が可能なアンケートに改善した。

C14-1 専門的知識や技術、または言語能力や ICT 活用の力などが身についた

C14-2 人間や社会、文化や自然などへの理解が深まった

C14-3 表現力やプレゼンテーション能力が身についた

C14-4 さらに関連分野を学ぶ意欲がわいた

C14-5 進んで取り組む実践力が身についた

C14-6 問題を発見して解決する力が向上した

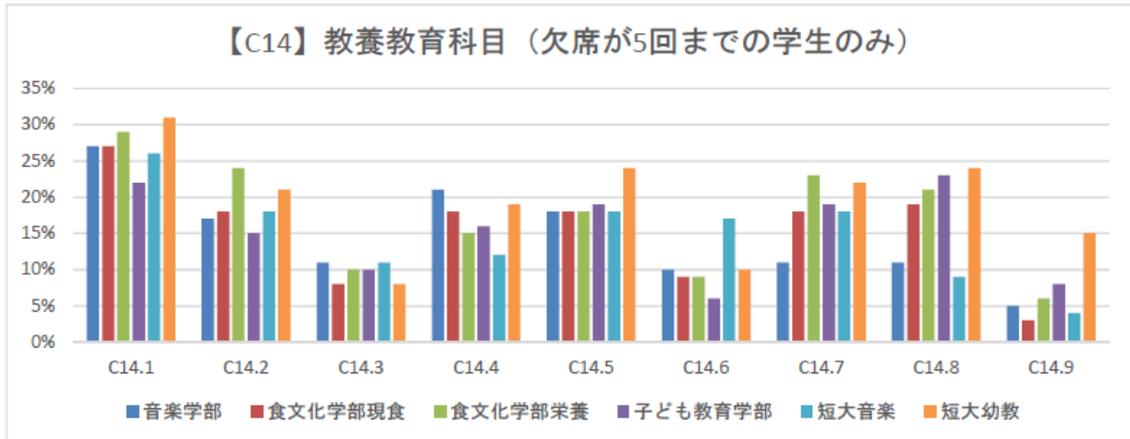
C14-7 人としての生き方を考えたり、人間形成に役立った

C14-8 コミュニケーション能力やお互いに協力しあう力が向上した

C14-9 職業を選択する力の向上や、職業に就く意欲がわいた

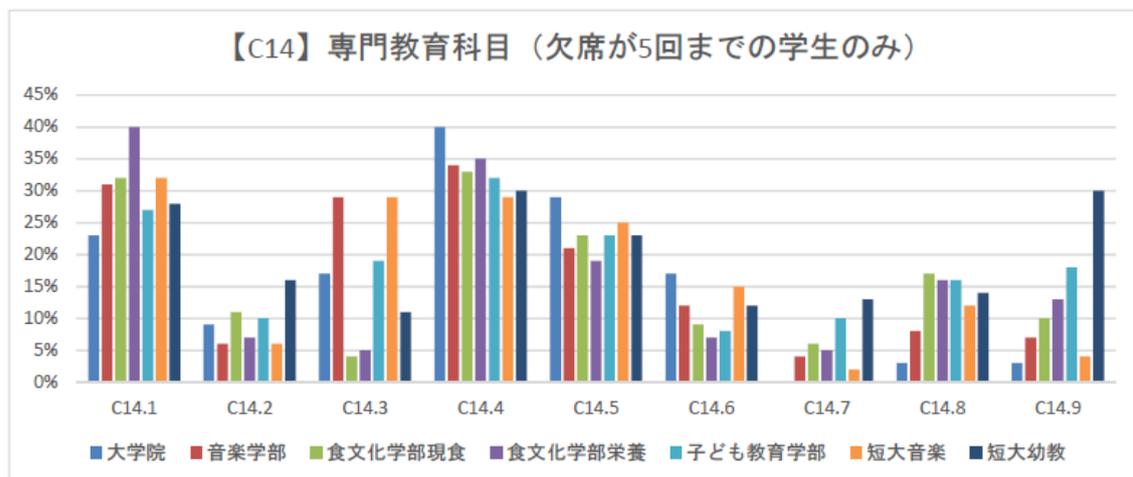
「IR 推進室」（教職員で構成）が作成した「平成 30(2018)年度各種アンケート調査報告書」では、授業成果に関する C14 の項目に関する学生の回答について、以下のように分析している。

教養科目に関する各学部・学科の学生の評価は必ずしも一様ではない【図 3-3-2】。相対的に多くの学生が教養科目を履修した成果として選択したのが、平成 28(2016)・29(2017)年度と同様、「専門的知識や技術、または言語能力や ICT 活用の力などが身についた」、「人間や社会、文化や自然などへの理解が深まった」、「さらに関連分野を学ぶ意欲がわいた」、「進んで取り組む実践力が身についた」、「人としての生き方を考えたり、人間形成に役立った」、「コミュニケーション能力やお互いに協力しあう力が向上した」という項目である。一方、比較的选择されなかったのが「表現力やプレゼンテーション能力が身についた」、「問題を発見して解決する力が向上した」、「職業を選択する力の向上や、職業に就く意欲がわいた」という項目である。各項目を選択した学生の割合は、平成 29(2017)年度の割合と比較すると、数%ずつ上昇している。これは、「授業評価アンケート」の結果が各授業担当者にフィードバックされ、各担当者が授業改善に努めた成果であろう。



【図 3-3-2】 教養教育科目に関する C14 の学部別回答結果

また、専門科目に関して各学部・学科の学生の多くが履修の成果として選択した項目は、平成 28(2016)・29(2017)年度と同じく「専門的知識や技術、または言語能力や ICT 活用の力などが身についた」、「さらに関連分野を学ぶ意欲がわいた」、「進んで取り組む実践力が身に付いた」である【図 3-3-3】。この結果は、学生の専門教育志向という特徴を反映していると思われる。一方、比較的選択されなかった項目は「人間や社会、文化や自然などへの理解が深まった」、「人としての生き方を考えたり、人間形成に役立った」である。これらの項目は専門教育の成果を表すものだと考えられる。また、あまり選択されなかった項目としては、平成 28(2016)・29(2017)年度におけると同様、「職業を選択する力の向上や、職業に就く意欲がわいた」がある。成果として選択されない項目に関しては、引き続き検討を加えたり対策を講じたりする必要がある。



【図 3-3-3】 専門教育科目に関する C14 の学部別回答結果

### 3) 資格取得状況について

音楽学部音楽学科では、演奏芸術コース、教育文化コースいずれにおいても中学校教諭一種免許状（音楽）及び高等学校教諭一種免許状（音楽）の取得が可能である。年度による多寡は見られるが、【表 3-3-6】から、過去 5 年間で平均すると、卒業生全体の 38%の者

が教員免許状を取得している。令和元(2019)年度でいえば、教員免許状取得者は19人(卒業生全体の41%)であり、そのうち14人が教員採用試験を受験した。教員養成を主としない学部学科にあって、14/19(74%)の受験率、いわゆる「免許だけ学生」の少なさは特異といえる。そのうち7人(延べ10人)は公立中高の合格、7人が臨時的任用教員(常勤講師)として任用され、【図3-3-7】に示すように、卒業生全体の30%が教職についていることになる。

食文化学部栄養学科では、管理栄養士国家試験において、ここ数年高い合格率を維持している。【図3-3-4】は管理栄養士の合格者数、合格率の推移を示した図である。棒グラフが本学の合格者数で、赤の折れ線が本学の合格率、紫の折れ線が全国の新卒の合格率をそれぞれ示している。本学の最近3ヶ年の合格率は中国四国地域でトップクラスの実績を維持しており、第32回(平成29(2017)年度)及び第33回(平成30(2018)年度)の合格率は100%を達成することができた。これは、教育目的達成のための学修支援効果が確実に上がっている証拠である。栄養学科の第1期生から第14期生までの管理栄養士合格者数の累計は934人である。また、栄養学科の卒業生の多くの者が管理栄養士、栄養士の資格を生かせる職場(病院、社会福祉法人、給食産業、保育園、学校等)に就職している。

現代食文化学部では、3年生対象に栄養士実力認定試験(一般社団法人全国栄養士養成施設協会主催)を受験することを義務付け、栄養士としての資質向上を図っている。この試験では、栄養士として必要な知識・技術に優れていると認められた者に対し「A」の認定が与えられる。認定証Aの取得率は【図3-3-5】に示すように、平成28(2016)年度95.8%、平成29(2017)年度98.0%、平成30(2018)年度97.0%であり、高い取得率を維持している。

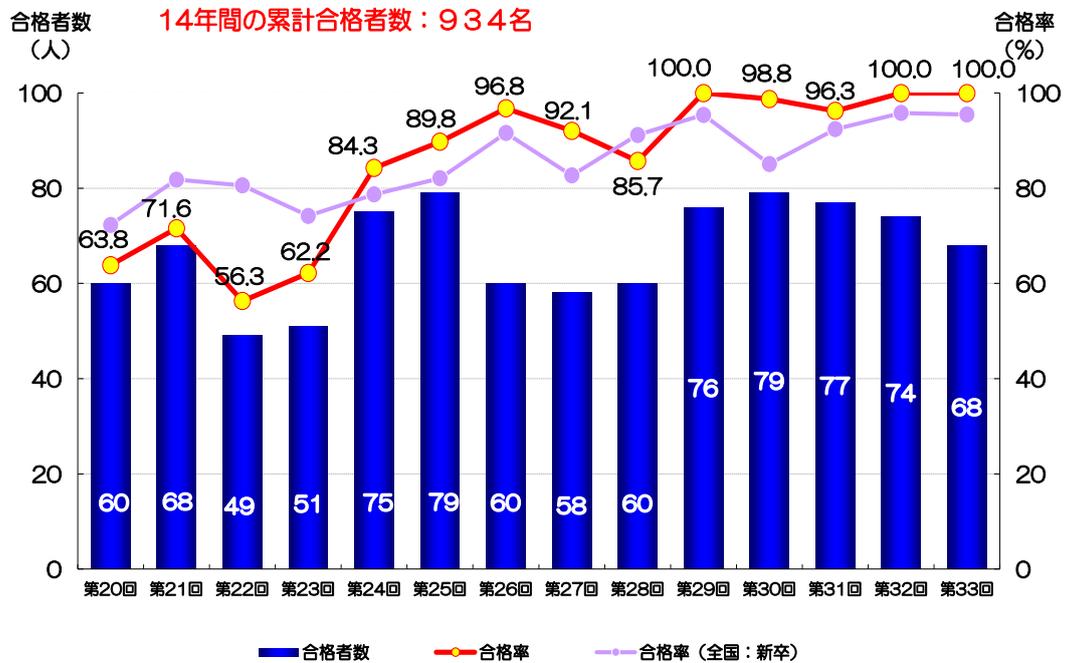
子ども教育学部子ども教育学科保育園・幼稚園コースでは、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状の4種類を、GPA等によるCAP条件が緩和された学生については、卒業までに取得できるカリキュラムを提供している。特に、社会福祉施設等への就職を目指す学生を中心に、特別支援教育に関する専門性を高める観点から、特別支援学校教諭一種免許状の取得を目指す学生も多い。

なお、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの本学における各学部での資格・免許取得状況は【表3-3-6】の通りである。

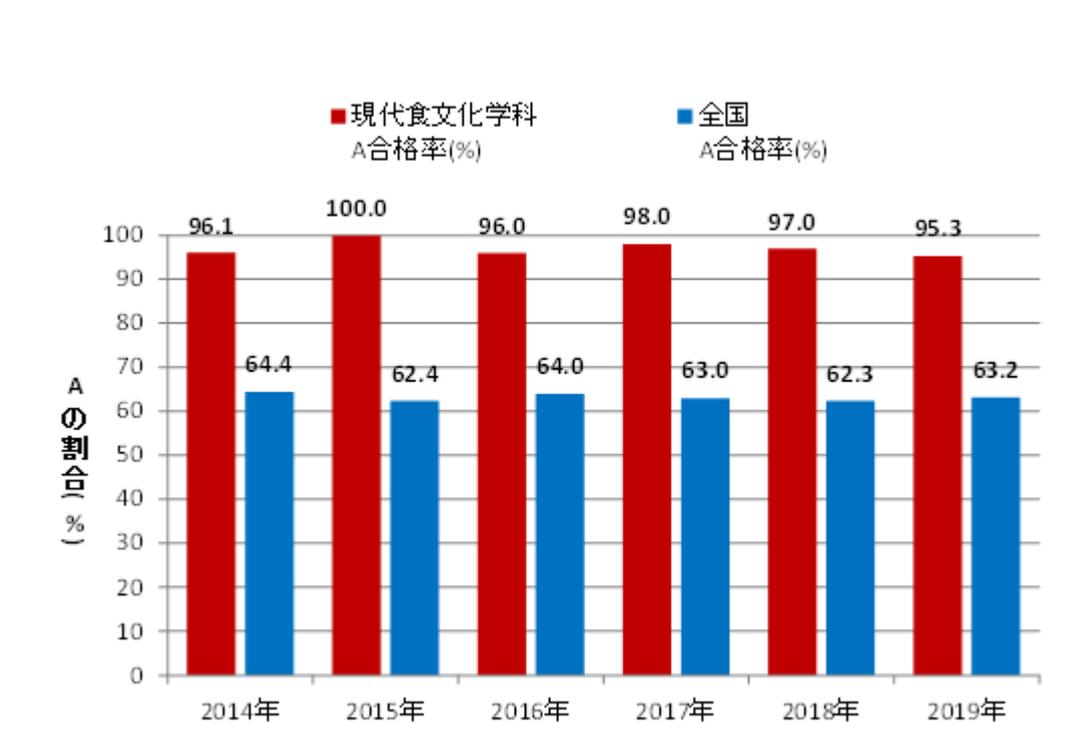
学部・学科	区分	H27	H28	H29	H30	R1
音楽学部	卒業者数	78	68	46	44	47
音楽学科 (音楽教育学科含む)	中学校教諭一種免許状(音楽)	17	35	16	14	19
	高等学校教諭一種免許状(音楽)	17	35	16	14	19
	博物館学芸員	2	1	4	1	0
食文化学部 現代食文化学科	卒業者数	84	68	56	56	38
	中学校教諭一種免許状(家庭)	5	6	5	1	2
	高等学校教諭一種免許状(家庭)	5	6	5	1	2
	博物館学芸員	1	3	2	0	0
	栄養教諭二種免許状	2	8	3	4	7
	栄養士免許	51	43	49	38	31

	食品衛生管理者・食品衛生監視員資格	43	31	38	41	22
	フードスペシャリスト資格	31	25	23	26	15
	フードコーディネーター資格	28	19	16	18	11
食文化学部 栄養学科	卒業者数	89	95	91	72	94
	栄養教諭一種免許状	17	17	9	11	16
	博物館学芸員	3	1	0	0	1
	栄養士免許	85	75	83	65	88
	食品衛生管理者・食品衛生監視員資格	82	83	76	63	81
子ども教育学部 子ども教育学科	卒業者数	87	126	111	155	142
	幼稚園教諭一種免許状	72	86	68	113	109
	小学校教諭一種免許状	33	52	30	48	36
	特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)	44	60	45	48	40
	保育士資格	65	76	78	110	109
	認定ベビーシッター資格	29	57	35	63	94
	ピアヘルパー資格	6	28	8		
	児童厚生一級指導員	0	3	0		
	博物館学芸員	0	0	1	1	0

【表 3-3-6】 本学における資格・免許取得状況（過去5年間）



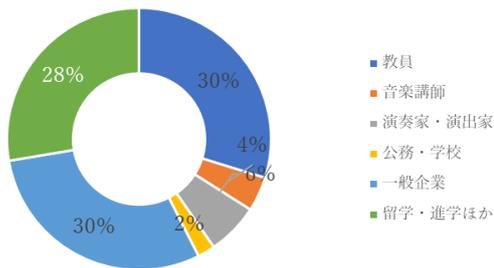
【図 3-3-4 管理栄養士合格者数 (率) の推移】



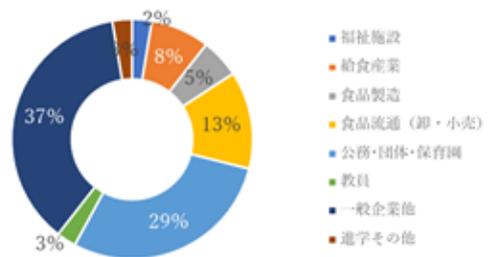
【図 3-3-5】 過去 6 年間の栄養士実力認定試験の A 合格率推移

#### 4) 就職・進学状況について

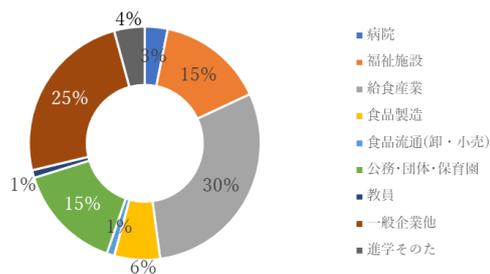
令和元(2019)年度卒業生の就職状況は、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、音楽学部音楽学科 97.1%、食文化学部では現代食文化学科が 97.4%、栄養学科が 100%、子ども教育学部子ども教育学科が 99.3%となっており、進学も含めて 99%以上の就職・進学率を示しており状況は良いといえる。なお、各学部の進路の内訳は【図 3-3-7～図 3-3-10】の通りである。



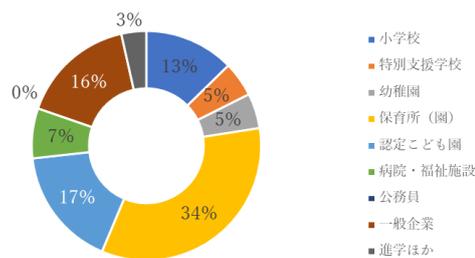
【図 3-3-7】 音楽学部 音楽学科



【図 3-3-8】 食文化学部 現代食文化学科



【図 3-3-9】 食文化学部 栄養学科



【図 3-3-10】 子ども教育学部 子ども教育学科

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-3-1】 本学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー

【資料1-1-16と同じ】

【資料3-3-2】 UNIPA 「学修ポートフォリオ」

【資料3-3-3】 授業評価アンケート 【資料2-6-1と同じ】

【資料3-3-4】 平成30年度各種アンケート調査報告書

**3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック**

毎学期終了時には、全科目において「授業評価アンケート」を実施し、そのアンケート結果を各担当教員にフィードバックすることで、教育方法改善を促している。また、各教員のアンケート結果を学部長が精査し、問題がある場合は教員を個々に呼び出し、直接指導している。平成 28(2016)年度からは、評価の高い教員を「FD&SD 全教職員会議」で表彰(ティーチング・アワード表彰)している。

また、教員全員が毎年度末に提出する「業績貢献自己報告書・人事評価表」には、教育に関連する評価項目として、「教育に関する工夫(大学の基本方針との整合、教育目標達成への取り組み)」、「授業評価と改善(アンケート結果と改善のための見直し)」を設けており、各教員はこれらの項目ごとに自己評価を行っている。「業績貢献自己報告書・人事評価表」は教員の評価に関する資料であり、これに基づいた評価は、学部長や学科長から各教員にフィードバックされる。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-3-5】 FD&SD全教職員会議次第「ティーチング・アワード表彰」

【資料3-3-6】 業績貢献自己報告書・人事評価表 【資料2-6-2と同じ】

**(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)**

教育目的の達成状況を点検する方法として「授業評価アンケート」を継続するとともに、新たな目的の点検、評価方法の工夫を行う。アンケートの結果から得られたデータも、FD活動の有益な指標として組織的に活用する。

音楽学部では、特に評価者の主観に依存して評価指標が曖昧になりがちな実技科目の評価について、客観的で公平感のある評価方法の工夫を行う。近年、その手掛かりとして評

評価者から学生に評価観点ごとのコメントをフィードバックするよう改善したが、さらにルーブリックの導入、専攻楽器の違いを越えた評価基準の平準化など、より明確で公正な評価方法と効果的なフィードバックのあり方を検討する。

食文化学部では、管理栄養士国家試験及び栄養士実力認定試験の合格には地道な知識の積み重ねが必須であるため従来から、基礎・基本となる科目の授業時間ごとに学生の理解度・到達度を確認する課題テストを行い、全体的な解答・解説を行うとともに、理解・到達不十分な学生については次回授業までの間に学習箇所や方法について個別指導を行ってきた。このような形成的評価を未実施の関連科目に拡充かつ学修履歴として活用していくとともに、管理栄養士国家試験の本試験及び模擬試験成績や、栄養士実力認定試験の本試験及び模擬試験成績などを参考にしながら、学生の実情に合わせた教育内容・方法や学修指導の方法についての検討を継続的に行う。

子ども教育学部では、指定保育士養成施設の運営基準の改正及び教職課程再課程認定に伴い教育課程を大幅に変更した。そのため、新たな教育課程において学生の履修状況や学生の理解等を適宜把握しながら、教職課程における履修カルテとも連動させつつ、学修成果の検証を行い、教育内容・方法の改善及び効果的なフィードバックについての検討を行う。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-3-7】評価シート「個人実技評価」

### 【基準3の自己評価】

単位認定、卒業・修了認定ではディプロマ・ポリシーに沿った基準を明確にし、厳正に適用している。教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーを明確にしておき、教育課程の体系的編成や教授方法の工夫・開発も実施している。CAP制度、GPA制度、さらにシラバスの改善と予習・復習の明確化、厳格な成績評価を実施している。教育目的の達成状況の評価については、3つのポリシーを踏まえた「授業評価アンケート」、資格取得状況、就職状況、就職先アンケート等により実施している。各教員への教育に関連する評価のフィードバックは、適切に行っており、「業績貢献自己報告書・人事評価表」にて自己評価している。以上のことから基準3を満たしている。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長（理事長兼務）は、大学を代表するとともに大学の教育研究の全般を管理する旨「学校法人作陽学園教職員組織規則」において規定され、大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮している。そのための学長を補佐する体制として学長補佐 1 名を配置し、教育研究全般について学長を補佐している。また、主要な会議体である「運営会議」、「改革会議」、「教授会」、「合同教学会議」には、学長補佐、学部長が構成員として出席している。以上の通り学長を補佐する体制は整備している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-1-1】学校法人作陽学園教職員組織規則

【資料4-1-2】2020年度 委員会等任命簿【資料2-2-2と同じ】

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の権限及び責任については、「学校法人作陽学園教職員組織規則」において学長、学長補佐、学部長、学科長の配置及び各職務の適切な分散と責任を明確にしている。

また、大学のガバナンスと学長のリーダーシップを適正に機能させるための教学マネジメントの構築のための会議体を設置している。

主要な会議体は、「運営会議」、「改革会議」、「教授会」「合同教学会議」で、これらの会議体を定例的に開催している。

特に「教授会」については本学学則第 27 条から第 32 条及び「くらしき作陽大学学部教授会規程」第 4 条から第 6 条において以下のように定められている。また、学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについては「学生懲戒規程」により学長が定めている。学長の権限と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。

本学学則

第 27 条 本学の各学部には教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。

② 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③ 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の学部教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第28条 学部教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

第29条 全ての学部からの学部教授会に属する一部の者を以て構成する代議員会を置く。

第30条 学部教授会は、別に定めるところにより、代議員会の意見を以て、学部教授会の意見とすることができる。

第31条 学部教授会及び代議員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

第32条 学部教授会及び代議員会に関する必要な事項は別に定める。

くらしき作陽大学学部教授会規程

第4条 学則第27条第2項第3号に定める、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 学則の改廃及び教育課程の編成に関する事項

(2) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

(3) その他、学長が、学部教授会の意見を聴くことが必要を認めた事項

尚、学則第27条第2項第1号及び2号に定める学部教授会が意見を述べるものとする事項は以下の通り。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

第4条の2 学則第27条第3項に定める、学長等の求めに応じて学部教授会が意見を述べるができる事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 学内諸規程に関する事項

(2) 学生の退学、転学、休学、留学、その他学生の身分に関する事項

(3) 学生の厚生補導に関する事項

(4) 学生の賞罰に関する事項

(5) その他教育研究に関して学長等が必要と認めた事項

第5条 学部教授会は別に定める事項について代議員会の意見を以て学部教授会の意見とすることができる。

第6条 この規程の改正は、学長の意見を聴いた後、理事会の議決を経て理事長が行う。但し、4条及び4条の2に関しては、学部教授会の意見を聞いて学長がこれを定める。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-1-3】くらしき作陽大学学則【資料F-3と同じ】

【資料4-1-4】くらしき作陽大学学部教授会規程

【資料4-1-5】学生懲戒規程

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学設置基準の一部改正により、平成29(2017)年4月1日から、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが求められており、「学校法人作陽学園教職員組織規則」においても「教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営をはかること」を示している。

教学マネジメントの組織体制としての「運営会議」及び「改革会議」には事務局長、事務局長補佐が構成員として参加、また「全学教務委員会」にも事務局長補佐が委員として参加しており、職員の適正な配置と教職協働による教学マネジメントの機能性を担保している。

職員の採用及び人事評価については「学校法人作陽学園人事規則」、「等級規程」及び「作陽学園等級細則」によって定め、厳格な運用が行われている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-1-6】学校法人作陽学園事務組織規程

【資料4-1-7】学校法人作陽学園事務分掌細則

【資料4-1-8】2020年度 作陽学園事務組織図

【資料4-1-9】学校法人作陽学園人事規則

【資料4-1-10】等級規程

【資料4-1-11】作陽学園等級細則

【資料4-1-12】人事評価制度概念図

#### (3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

学長の適切なリーダーシップの下、本学の主要な会議体である「運営会議」、「改革会議」、「教授会」、「合同教学会議」での権限の適切な分散と、責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制の下で教員・職員の適正な配置と役割の明確化による教学マネジメントの機能性を維持していく。

### 4-2. 教員の配置・職能開発等

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

##### (2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用及び昇任等については、「くらしき作陽大学教員採用・昇(降)格規程」に基

づき運用している。教員の採用・昇任等に関する事項については、これを審議するための「人事委員会」が置かれ、「教授会（代議員会）」に提案すべき案件を審議している。「教授会（代議員会）」は、候補者の選考・昇任職位等の適否を判断し、意見を述べて学長が決定する。理事長は学長の決定に基づき理事会の議を経て採用の決定を行う。

教員採用については、大学の特性をより理解して教育に活かす目的から広く公募し、慎重な採用を行っている。

教員の昇任等は、「等級規程」に定める等級基準書及び「作陽学園等級細則」に定める職務要件書と昇級・昇格審査基準に従い「人事委員会」にて審議が行われる。昇級・昇格審査基準では、リサイタル等・論文等・その他（受賞等、社会的評価）・勤務年数の4点が業績評価点となり、さらに人事評価の結果も対象となる。

本学の教員の評価体制は、平成16(2004)年度から導入された人事評価制度であり、平成29(2017)年度に改訂が行われ、「業績貢献自己報告書・人事評価表」の書式を改定するとともに数値基準を明確にした教育職員の評価基準を導入した。全教員が、「業績貢献自己報告書・人事評価表」を使用して教育、学生指導支援、研究、運営管理、社会貢献、人事（役付教員のみ対象）の職務領域に関して期初に目標を設定し、期末に実績を報告することとした。人事評価制度のもう一本の柱として、重点目標の達成度が評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園基本方針と、学長が定める大学重点目標に従い、各学部が年度ごとに重点的に注力する目標を設定するものである。全教員は学部・学科の重点目標に従い、「重点目標設定用紙」に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。

目標及び実績が入力された「業績貢献自己報告書・人事評価表」を使用して、数値基準を明確にした教育職員の評価基準に従い狭義の人事評価が行われる。また、目標及び実績が入力された「重点目標設定用紙」を使用して、重点目標達成度評価が行われる。重点目標達成度評価は「業績貢献自己報告書・人事評価表」に転記され、総合評価としての人事評価が決定され、学科長、学部長、学長の順に評価が行われ、最終的に理事長が評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人にフィードバックされる。

大学設置基準に定める本学の必要最低教員数は、学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数、大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数を合わせて53人である。本学ではこれを上回る62人の専任教員を配置している。

音楽学部音楽学科は収容定員280人であり、大学設置基準における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は10人である。本学では、11人の専任教員を配置しており、これを充足している。

食文化学部現代食文化学科は収容定員320人、栄養学科は352人であり、大学設置基準における学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は各7人である。本学では、13人と12人の専任教員を配置しており、これを充足している。また、栄養学科は管理栄養士養成施設、現代食文化学科の食と健康コースは栄養士養成施設であり、それぞれ栄養士法施行規則第9条及び第11条に定められている分野ごとの必要専任教員数も充足している。なお、現代食文化学科は平成30(2018)年度より栄養士養成課程の定員増が承認され、対応した専任教員の配置を行っている。

子ども教育学部子ども教育学科は収容定員614人であり、大学設置基準上における学部

の種類及び規模に応じ定める専任教員数は11人である。本学では26人の専任教員を配置しており、これを充足している。また、子ども教育学科は保育士養成施設でもあり、指定保育士養成施設指定基準、児童福祉法施行規則に定める必要専任教員数も充足している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-2-1】くらしき作陽大学教員採用・昇(降)格規程

【資料4-2-2】等級規程【資料4-1-10と同じ】

【資料4-2-3】作陽学園等級細則【資料4-1-11と同じ】

【資料4-2-4】人事評価制度概念図【資料4-1-12と同じ】

【資料4-2-5】業績貢献自己報告書・人事評価表【資料2-6-2と同じ】

【資料4-2-6】各学部、学科重点目標「教職員便覧」(P.2~4)【資料1-1-7と同じ】

【資料4-2-7】重点目標設定用紙

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD及びSDに関しては、「FD・SD委員会」にて年度ごとに計画を立案、協議の上で実行している。令和2(2020)年度のFD・SD計画における教員能力開発計画(FD)では、大学の重点目標を受けて以下の2点を推進している。

##### ① 魅力ある授業と学園創り

「第二次経営改善計画(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)」に組み込まれたゼロカリキュラム・クリエイティブチームによるカリキュラム改革の目標である「各学部学科の特色を生かした魅力ある教育の実現」へ向けて、教育力向上を目指すプログラムを実施する。

- 1) 子ども教育学部教育学担当者による教授法の講演等
- 2) 顕彰対象教員を主とした模範授業の参観
- 3) 講演・参観を踏まえ、学部混成小グループでのワークショップ開催による振り返りと改善実践の取り組み、ワークショップ参加者の相互参観

##### ② 休学・退学学生発生数の減少

休学・退学学生発生数の減少を達成するために、従来同様に教職協働にて連続欠席学生の調査を行うと共に、抽出された学生への継続的な支援を行う。

平成30(2018)年度のFDの結果を受けて改善されたアドバイザー制度にて、全ての学生との定期的な接触を図ることで、学生の向学意識を向上させ休学や退学を未然に防止する。

本学ではさらに上記FD・SD計画において、教職員協働・共通能力開発計画として、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、FD&SD全教職員会議をはじめとして以下の取り組みを行っている。

##### ① 評価者研修

教職員対象者に適正評価のための人事評価者研修を実施する(例年12月)。本学

人事評価に係る留意点等の説明を行う。

② FD&SD 全教職員会議

4月と9月の年2回の全教職員会議において、経営・財務状況、経営改善計画の実績・進捗等の説明や各種講演を実施する。

③ 学部・学科改善活動

魅力ある学部・学科造りを目指した教職協働での活動を継続する。18歳人口の減少を見据えて、高校生及び学生に魅力ある学部・学科の検討、改善・実施計画の策定、成果の広報など、一連の活動を多年度にわたり継続する。

④ 外部環境の変化への対応

年度中も常に国の動向や大学を取り巻く社会情勢の変化と学生ニーズの多様化に関心を持ち、本学の現状分析等に基づき既存の教職員能力開発計画を修正、若しくは新規の能力開発計画を策定・実施する。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-2-8】2019年度 第8回改革会議・自己点検委員会 議事録

【資料4-2-9】2020年度 教職員能力開発計画 (FD・SD)

【資料4-2-10】評価者研修資料

【資料4-2-11】2019年度 第9回改革会議・自己点検委員会 議事録

【資料4-2-12】2020年度 FD&SD全教職員会議 (案) 【資料1-2-2と同じ】

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教員の資質・能力向上については、今後も教員の研修会等を充実させ、さらなるFD活動の充実に努める。また、教養教育をはじめとして、組織として学部を横断する形での「全学教務委員会」等の活動への要求が高まっており、教職協働で学生の教育に取り組む体制づくりを推し進めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

FD及びSDに関しては、「FD・SD委員会」にて年度ごとに計画を立案、協議の上で実行している。令和2(2020)年度のFD・SD計画における職員能力開発計画(SD)では、本学園の重点目標を受けて以下の3点を推進している。

① 事務基本動作の再確認

ここ数年の事務職員の入れ替えを勘案、事務職員全体の基本動作再確認の為に、

全事務職員、特に若手事務職員の能力開発に取り組む。この為に、新入職員を中心に外部研修への参加を促す。

② 中堅職員の能力開発

事務局或いは全学にて対応する案件において、事務局内での案件ごとのリーダー及び担当者を明確にし、事務局長直接の指揮の下にリーダー及び担当者が補助金獲得や関連省庁の調査適正対応等に向けて行動することで、企画力及び問題解決能力等の対象業務遂行に必要な能力向上を図る。本件による中堅職員のレベルアップにより、事務局全体の業務遂行能力の向上を図る。

③ 学外研修

日本私立学校振興・共催事業団、日本私立大学協会及び日本私立短期大学協会が主催する研修会の受講と受講後の事務局会議または部署内での報告により、業務遂行能力及び発表能力の向上を図る。

一方、職員能力開発計画（SD）における令和 2(2020)年度の重点目標として、各部門の業務遂行能力の向上と事務処理体制の向上を定めている。

本学ではさらに上記 FD・SD 計画において、教職員協働・共通能力開発計画として、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、全教職員会議をはじめとして以下の取組みを行っている。

① 全教職員会議

4 月及び 9 月の年 2 回実施する全教職員会議において、経営・財務状況、経営改善計画の実績・進捗等の説明や各種講演を実施する。

② 評価者研修

例年 12 月に教職員対象者に適正評価のための人事評価者対象研修を実施し、本学人事評価に係る留意点等の説明を行う。

③ 学部・学科改善活動

魅力ある学部・学科造りを目指した教職協働での活動を継続して実施する。18 歳人口の減少を見据えて、高校生及び在学生に魅力ある学部・学科の検討、改善・実施計画の策定、成果の広報といった一連の活動を多年度にわたり継続する。

職員も人事評価制度の対象であり、「等級規程」に定める等級基準書を判断基準として人事評価表を作成する。人事評価制度のもう一本の柱としての重点目標の達成度も教員同様に評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園重点目標に従い、事務局長が年度ごとに重点的に注力する事務局目標を設定する。全職員は事務局目標に対応した各部室の重点目標に従い、「目標成果管理表」に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。平成 29(2017)年度からは、さらに能力開発目標を「目標成果管理表」にて設定する改訂を行い、継続的・自主的な能力開発を促している。

教員と同様に、人事評価表に「目標成果管理表」の結果が転記され、総合評価としての人事評価が決定される。人事評価表は重要な人事評価資料であり、室長、事務局長補佐、事務局長の順に評価が行われ、最終的に理事長が評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人に還元され説明が行われる。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料4-3-1】2019年度 第8回改革会議・自己点検委員会 議事録【資料4-2-8と同じ】
- 【資料4-3-2】2020年度 教職員能力開発計画 (FD・SD) 【資料4-2-9と同じ】
- 【資料4-3-3】2019年度 第9回改革会議・自己点検委員会 議事録【資料4-2-11と同じ】
- 【資料4-3-4】2020年度 FD&SD全教職員会議 (案) 【資料1-2-2と同じ】
- 【資料4-3-5】評価者研修資料【資料4-2-10と同じ】
- 【資料4-3-6】等級規定【資料4-1-10と同じ】
- 【資料4-3-7】事務局目標「教職員便覧」 (P.6) 【資料1-1-7と同じ】
- 【資料4-3-8】目標成果管理表

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

大学設置基準の一部改正により、平成 29(2017)年 4 月 1 日から、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが求められていることから、教員・事務職員等の垣根を越えた教職協働の取り組みを進めていく。

本学における FD・SD 計画はこれまでも教職協働を前提に推進してきたが、上記を踏まえた職員能力開発を一層推し進めていく。

**4-4. 研究支援**

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

**4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

**4-4-③ 研究活動への資源の配分**

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

本学では専任教員全員に個室研究室を備えている。音楽実技系教員の研究室は防音設備が整った二重扉の部屋であり、周りを気にすることなく演奏が可能である。5・6号館には、講義室のほかに、栄養士、管理栄養士、保育士、中・高等学校家庭科教諭、保育士、小学校教諭、幼稚園教諭、特別支援学校教諭を養成するための演習室、実習室及び実験室を設けている。食文化学部の実験系教員の研究室には専用実験室を付設して、学生が実験をできるようにしている。また、非実験系教員の研究室には専用演習室を付設しており、ゼミナールや卒業研究の指導に使用している。専用実験室及び専用演習室は、研究室間に配置し、廊下側のみならず両側の研究室からも直接出入りができる構造となっている。なお、これらの実習・実験室には管理栄養士養成施設、栄養士養成施設に備えるべき機械・器具等を設置している。

以上の各学部の研究環境に加え、「運営会議」の管轄下に置かれている学内附属研究センターとして、「演奏芸術センター」、「商品開発交流研究センター」、「仏教文化研究センター」、

「子ども教育研究センター」があり、本学の研究活動の中核を担っている。

「演奏芸術センター」は、昭和 41(1966)年当時設置されていた「公演研究所」を前身とする「演奏委員会」を経て、平成 18(2006)年 4 月に設立された。

演奏芸術センターの目的は、新しい演奏芸術の創造に関する研究と本学の教育研究の発展に寄与すること、芸術文化を広く発信することである。

本学は岡山県津山市にあった頃より、国内外の著名な演奏家を招聘し、学生や教員に高い次元の感動と刺激を与え、本学の教育力と学生の資質能力向上に大きく貢献してきた。また、「音楽の街・津山を日本のザルツブルグに」をビジョンに掲げ、地域と連携した芸術文化の振興に力を注ぎ、「津山国際総合音楽祭」や「津山第九演奏会」などの創始に寄与した。

平成 8(1996)年、本学の倉敷市移転を契機として、イタリアのヴェルディ音楽院やアメリカのカーセイジ大学など、音楽課程を有する海外の大学と協定を結び、平成 25(2013)年には「ジュゼッペ・ヴェルディ生誕 200 年記念オペラ・ガラコンサート」を開催した。さらに「カーセイジ大学との日米交流演奏会」を平成 17(2005)年から現在まで継続しており、音楽を通じた国際交流を積極的に進めている。平成 11(1999)年には、チャイコフスキー記念ロシア国立モスクワ音楽院と文化交流協定を結び、翌年 4 月、音楽学部にもモスクワ音楽院特別演奏コースを設置するとともに、世界で活躍するモスクワ音楽院の教授陣による多彩な演奏会を開催している。

加えて、平成 22(2010)年から平成 29(2017)年まで、倉敷市美観地区における「倉敷館コンサート」に、平成 27(2015)年から令和元(2019)年まで、総社市における「総社市第九演奏会」に参画するなど、地域と連携した多彩な演奏会を開催したり、本学教員の研究成果を発表する「ファカルティ・コンサート」を開催したりするなど、地域の音楽文化の発展にも貢献している。

「商品開発交流研究センター」は平成 14(2002)年 4 月に設立され、公開シンポジウム、高校生商品開発コンペ、学生懸賞論文、研究セミナー等も主催してきた。センターは多くの食品・健康産業界、企業、各種行政機関、地域市民と連携し、本学が持つ教育・研究の成果を地域や産業の活力創出に貢献するとともに、商品を総合的に理解し独創的な発想のできる学生の養成を目的としている。具体的な活動内容は、①社会貢献として、食品関連企業との共同研究、受託研究、技術相談等への対応、②学生教育として、学生参画による柔軟で斬新な発想に基づく商品開発の実施、③諸行事への関わりとして、地域社会の市民等に向けた公開講座等による食文化啓発活動などである。令和元(2019)年度の商品開発交流研究センターにおける活動は、次のような当初目標を掲げ、取り組んだ。

- ①地元市民に対する食文化学部の地域貢献活動をさらにアピール
- ②産学連携による大学発の商品開発力の一層の向上
- ③地元の食関連イベントへの積極的参加による大学の知名度向上
- ④倉敷市大学連携講座での「地元食材を用いた新レシピ開発」に関する講演会開催
- ⑤外部資金導入：産学連携の協力推進に係る包括協定書、共同研究契約書、技術指導協定書等の締結により、民間企業 6 社との共同研究、受託研究」を推進した。

「仏教文化研究センター」は平成 17(2005)年 4 月に設置された。その目的は建学の精神の理解促進・具現化、建学の精神に関わる行事の企画・実施、仏教文化の研究等である。これらの目的を達成するため、平成 17(2005)年に「月例集会」のテキストである「まはーやーな」を編集・刊行した。そして年 6 回「月例集会」を開催し、毎年「報謝の集い」を企画・開催している。また、月例の公開読書会を行い、さらに公益財団法人仏教伝道協会や他大学の仏教関係研究所等と交流している。研究に関しては、“A Worldly View for Preventing Tragedies in Periods of Paradigm Shift (パラダイム・シフトの時代の悲劇を救う世界観)” (Forum on Public Policy Online.2009)、「メリトクラシーとアマタクラシーの倫理的背反と相補」(本学紀要、2012 年)、「自力としての分別(対象化)の功罪」(本学紀要、2019 年)等の論文を発表している。研究発表はオックスフォード大学でも行った(20<sup>th</sup> Oxford Round Table,2008)。

「子ども教育研究センター」は「子ども教育学部」発足 1 年前の平成 19(2007)年 4 月に開設された「子ども研究センター」を前身としている。子ども教育研究センターの目的は「子どもに関する基礎的・理論的研究及び実証的調査研究を行うとともに、その成果を子ども教育の実践に広く生かし、社会に貢献すること」とした。幅広い地域貢献と本学学生の資質向上を目指し様々な取り組みを行ってきたが、平成 25(2013)年度からは事業を「研修セミナーの開催」と「さくよう森の広場 どんぐりっこの開催」に焦点化し、名称も「子ども教育研究センター」と改め、それぞれの活動をこれまで以上に充実させた。平成 28(2016)年には、「さくよう森の広場 どんぐりっこ」の活動を「子育てカレッジ」の活動に移行させ、研修セミナーのみの活動とした。名称を「リフレッシュセミナー」と称し、毎年数回、子ども教育分野の第一線で活躍している専門家を招聘して、学生や卒業生、地域住民、近隣の保育者、教師、関係機関の職員とともに学び、地域の子育て支援に資している。

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料4-4-1】学校法人作陽学園組織図

【資料4-4-2】2019年度「演奏会のご案内」リーフレット

【資料4-4-3】2019年度「リフレッシュセミナー」開催案内

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学技術の健全な発展を阻害しかねない事態を生み出している。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が求められている。研究者一人ひとり自らを厳しく律し、崇高な倫理観の下に新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待に応じていく必要がある。

本学では、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」、「作陽学園倫理憲章」を定め、研究に関わる者に責任をもち社会の信頼に応えられる行動をするよう求めている。また、「くらしき作陽大学、作陽短期大学 公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程」において、研究活動不正行為の防止に関する対応を規定するとともに、「くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等取扱要領」において、公的研究費の適正な管理・監査等について規定し、厳正に運用している。

研究倫理教育については、e ラーニングプログラムの受講や教職員を対象とした研修会等を行い、教職員の研究倫理に関する理解を深めている。また、毎年行っている科学研究費申請の説明会でも、研究不正防止についての研修を行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-4-4】学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程

【資料4-4-5】作陽学園倫理憲章

【資料4-4-6】くらしき作陽大学、作陽短期大学 公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程

【資料4-4-7】くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等取扱要領

【資料4-4-8】くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等の使用に関する行動規範

【資料4-4-9】公的研究の不正防止体制と不正防止計画について

【資料4-4-10】公的研究費等の不正に係る通報等に関する取扱要領

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、「くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程」に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えている。当該規程の対象となる研究には「個人研究」と「特別研究」の2つがあり、「個人研究」は本学専任教員個人が行う学術発展の為の研究である。「特別研究」は、本学の教育改善、研究の推進上必要であると認められる研究を指す。

「個人研究」は、上記規程と「研究助成基準」等に従い、期初に「個人研究助成金申請書」を対象の専任教員が作成・提出し学科長、学部長の確認を経て最終的には学長が決定する。承認された助成金の使用については、学科長、学部長、及び事務局が上記規程及び関連する規程を準用して確認の上、学長の決裁を経て執行している。期末においては、助成金を受けた専任教員は「個人研究助成金使用報告書」を作成し、学科長、学部長の確認を経て最終的には学長の決裁を得ている。

「特別研究」には、特別学術研究と特別教育研究があり、特別研究費の助成総額は年度ごとに別に定める額の範囲内で配分される。助成のための申請書は、学科長、学部長経由で提出され、「研究推進委員会」において申請の内容について採否及び助成額が審議され、学長が決定し学長裁量経費から助成する。

また、倉敷市や総社市との連携協定、企業との包括協定書、共同研究契約書、受託研究契約書などを締結し、研究活動のための外部資金の導入を進めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-4-11】くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程

【資料4-4-12】個人研究費助成金申請書

【資料4-4-13】個人研究費助成金使用報告書

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、今年度は25年目にあたる。研究

環境は整備しているが、将来に備えてさらなる充実を図っていく。施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っているが、老朽化は避けられない為、施設・設備の更新も考慮していく。一方で、教育と研究は、双方の改善と向上を見据えた取り組みを実施し、コンプライアンス関連の規程等の整備も充実させる。

#### **【基準 4 の自己評価】**

学長の適切なリーダーシップの下、教学マネジメントの機能が維持されている。また、FD・SD 計画は「全教職員会議」をはじめとして、これまでも教職協働を前提に推進してきた。一方で、研究活動の中核となる学内附属研究センターの「演奏芸術センター」、「商品開発交流研究センター」、「仏教文化研究センター」、「子ども教育研究センター」において、地域貢献活動に実績をあげている。これらのうち、「商品開発交流研究センター」を窓口として、大型スーパーマーケットとの連携による「500kcal 台のバランスメニュー」の作成は平成 27(2015)年度から継続しており、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在で 150 メニュー（年間 20 万枚）が発行され、それらをまとめたレシピ集を全 4 巻発刊した。疾病の一次予防に有用なレシピ集として利用者から好評を博している。

研究活動不正や公的研究費の不正使用の防止については、各種規程を整備するとともに教職員対象の研究倫理研修会等のコンプライアンス教育や内部監査を実施している。

また、本学では、「くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程」に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えている。

以上のことから基準 4 を満たしている。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

「学校法人作陽学園寄附行為」及び「学校法人作陽学園教職員組織規則」により大学の組織とその組織における職務権限を定め、「学校法人作陽学園くらしき作陽大学・作陽短期大学就業規則」、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」及び「作陽学園教職員倫理憲章」により倫理規範を定めている。また個人情報保護に関しては「個人情報保護に関する取り扱い事項について」に必要権限を定め、教職員に周知している。ハラスメントの防止に関しては「作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針」を制定するとともに、その内容を教職員に配布する「教職員便覧」に記載している。情報公開については「くらしき作陽大学・作陽短期大学 情報公開規程」を定める等、適切な運営を行っている。

また、組織倫理を確立するため「学校法人作陽学園公益通報等に関する規程」を制定し、法令違反等に対する体制を整備するとともに、「学校法人作陽学園監事監査規程」を定めて経営面や業務面に対する独立したチェック機能の強化を確立することにより、誠実性を確保している。組織に業務監査の機能を持たせるため「学校法人作陽学園内部監査細則」を制定し、内部監査役による業務執行面や人事面における改善項目の抽出と改善の指示を行っている。

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料5-1-1】学校法人作陽学園寄附行為【資料F-1と同じ】

【資料5-1-2】学校法人作陽学園寄附行為細則【資料1-1-2と同じ】

【資料5-1-3】学校法人作陽学園教職員組織規則【資料4-1-1と同じ】

【資料5-1-4】学校法人作陽学園くらしき作陽大学・作陽短期大学就業規則

【資料5-1-5】学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程【資料4-4-4と同じ】

【資料5-1-6】作陽学園倫理憲章【資料4-4-5と同じ】

【資料5-1-7】個人情報保護に関する取り扱い細則について

【資料5-1-8】作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針

【資料5-1-9】くらしき作陽大学・作陽短期大学 情報公開規程

【資料5-1-10】学校法人作陽学園公益通報等に関する規程

【資料5-1-11】学校法人作陽学園監事監査規程

【資料5-1-12】学校法人作陽学園内部監査細則

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

平成 27(2015)年度に中期計画である「学校法人作陽学園 経営改善計画」を策定し、令和元(2019)年度までの 5 か年間、経営の改善活動に取り組んだ。また、新たに令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの「第二次経営改善計画」を策定し、改善活動を継続して行っている。

さらに、毎年、各部門の重点課題を達成するために、各部門が取り組む単年度重点目標を明らかにしている。各部署や個人は、この単年度目標を達成するためにそれぞれの重点目標を設定して、目標達成のために取り組んでいる。

このように、本学では、使命・目的の実現のため、各部門が重点目標を設定し、目標達成のために、経営改善計画等を通して、継続的に活動している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-1-13】第二次経営改善計画【資料1-1-17と同じ】

【資料5-1-14】2020年度 重点目標一覧（事務局）

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、地球環境保全に配慮した省エネルギーや省資源対策に積極的に取り組み、デマンド監視装置の設置、空調機の集中管理による温度設定、クールビズの励行、照明の LED 化、人感センサーによる照明の制御などを実施している。

本学校舎は平成 8(1996)年度以降に完成した建物であり、建築基準法を超える安全対策がとられ、耐震性も基準に合致している。

警備は、外部委託の警備会社が行っており、学内の安全が保たれている。

校地は全体にわたって緑化に努めており、改正健康増進法に基づき、原則敷地内は禁煙である。

危機管理については、様々な事例についての具体的な対策や、教職員の役割等を示した危機管理マニュアルを作成して周知しているほか、「危機管理に関する細則」、「作陽学園消防・防災計画」を整備している。また学生、教職員は毎年行っている防災訓練等で日頃から不測の事態に備えている。

人権については、教職員等が個人としての尊厳を尊重され、男女共に快適な職場・修学できる学園環境を確保することを目的として、「作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針」を定めて、これに従い適切な対応を行っている。

全学共通科目「アSEMBリー・アワーⅠ、Ⅱ」内で学生に対して人権教育を行うとともに、「人権教育委員会」を設置し、人権に配慮している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-1-15】危機管理マニュアル

【資料5-1-16】危機管理に関する細則

【資料5-1-17】作陽学園消防・防災計画

【資料5-1-18】作陽学園（大学・短期大学）ハラスメント防止等に関する指針

【資料5-1-8と同じ】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの推進を図る。

**5-2. 理事会の機能**

**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

本学園の最高意思決定機関である理事会は理事長のリーダーシップの下に年間 7 回（4 月、5 月、9 月、10 月、1 月、2 月、3 月）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規程の改廃等について審議を行っている。5 月の理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われる。10 月の理事会においては、主に補正予算案の審議が行われる。理事会の開催に際しては、冒頭で会議開催要件を満たしていることを確認するなど適切な運営を行っている。

3 月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、寄附行為第 20 条に基づいて、翌年度の事業計画案等についてあらかじめ意見を求めている。また、5 月の理事会開催後には、評議員会に対し前年度の事業報告書及び決算の報告を行っている。

理事の構成は 6 人以上 13 人以内とし、令和 2(2020)年度における理事会構成員は内部理事 5 人、外部理事 3 人である。

選任区分と定員及び選任区分ごとの現員は以下の通りであり、適切に選任されている。

- (1) 作陽学園学園長（現員 1 人）
- (2) くらしき作陽大学学長、作陽短期大学学長、岡山県作陽高等学校校長、くらしき作陽大学附属認定こども園園長のうちから理事会において選任した者（現員 1 人、大学学長、短大学長は兼任）
- (3) 評議員のうち評議員会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 2 人）
- (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 4 人）

監事の定員は 2 人以上 4 人以内となっており、現在の監事の数 は 3 人である。監事は毎回理事会に出席し、積極的に意見を述べるとともに、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎年監査計画に基づいて期末監査及び期中監査を行い、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立に努めている。

また、理事会には法人と教学部門の連携を目的とし、オブザーバーとして学長（理事長兼任）、学長補佐、各学部長、事務局役職者も毎回出席していることから、教学部門の意思が運営に反映できる体制が整っている。

理事会の開催日時は、前年度の 1 月に開催される理事会において理事及び監事の都合も勘案の上決定している。したがって、理事及び監事は、止むを得ない事情を除いて全ての

理事会に出席できる体制がとられている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-2-1】学校法人作陽学園寄附行為【資料F-1と同じ】

【資料5-2-2】理事会議題（2019年度分）

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私学を取り巻く状況が今後さらに厳しくなることは明白であり、本学が機動的かつ安定的に運営を行っていくために、理事会と学内役職者は本学園の永続を基本とし、経営意識を高め学園運営に努めていく。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は学長を兼任しており、「運営会議」、「改革会議」、「教授会」等へ毎回出席している。またこれらの会議体の構成員は、学部長等学内役職者を含んでおり、法人と本学との意思疎通の場として機能し、互いが本学園全体の繁栄を目指して運営に取り組んでいる。

また理事長は、設置校の事務を統括管理する事務局が毎月行っている「事務局会議」にも毎回出席し、日常的な諸問題等を把握している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-3-1】作陽学園運営会議要項

【資料5-3-2】改革会議要項

【資料5-3-3】くらしき作陽大学学部教授会規程【資料4-1-4と同じ】

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は理事長の下に、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織が互いに独立した形態の組織となっており、教学にかかる事項は教員を主とする会議等で、事務にかかる事項は職員を主とする会議等で、共通する事項については教職員合同の会議等で審議することを基本としている。こうした体制をとることによって教学組織と事務組織は適度な緊張関係が保たれており、相互チェックが効率的に機能している。

監事の選任については、寄附行為第8条において「法人の理事、職員、評議員又は役員  
の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のう

ちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されている。職務についても寄附行為第 15 条において以下のように定めており、監事は適切に職務を遂行している。

監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1)この法人の業務を監査すること
- (2)この法人の財産の状況を監査すること
- (3)この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4)この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5)第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (6)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (7)この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

監事は、「監事監査規程」に従い、年度毎に監査計画を策定してそれに基づき業務監査及び会計監査を実施し、監査報告を行っている。また、監事はすべての理事会、評議員会へ出席し、日常の業務について積極的に意見を述べている。また、平成 23(2011)年度から監査役を置いたことにより、内部監査結果報告を監事に行う等、連携体制が整っている。

評議員会については、寄附行為第 18 条において定めている。諮問事項（第 20 条）は以下の通りであり、理事会に先立って予め意見を聞き、決算及び事業の実績については報告し意見を求めている。

- (1)予算及び事業計画
- (2)事業に関する中期的な計画
- (3)借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4)役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6)寄附行為の変更

- (7)合併
- (8)目的たる事業の成功の不能による解散
- (9)寄附金品の募集に関する事項
- (10)その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、年間3回（5月、10月、3月）開催し、構成員は19人以上29人以内と定めている。

令和2(2020)年度における評議員会構成員は寄附行為第22条に基づいて1号評議員4人、2号評議員5人、3号評議員5人、4号評議員5人である。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-3-4】学校法人作陽学園寄附行為【資料F-1と同じ】

【資料5-3-5】評議員会議題（2019年度分）

### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

法人と本学は、定期的に行われる主要な会議（「運営会議」、「改革会議」、「教授会」等）を学内理事と学内役職者で構成していることにより、常に意思疎通、相互チェックを行える体制を整えている。永続的な学園運営を行っていくためのガバナンス強化は当然であるが、教職員全員が大学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、学部の特徴や独自性を明確にし、健全な学園運営に繋げていく。

なお、監査機能強化の観点から、監事、会計監査人、監査役が連携強化を図るため意見交換等の機会をさらに増やし、これを法人運営の適正化に活かしていく。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

#### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和2(2020)年度から5ヶ年の中期計画である「学校法人作陽学園 経営改善計画」に基づき5ヶ年の財務計画表を策定するとともに、教育研究費比率、人件費比率、教育活動収支差額比率、入学定員充足率の目標値を定めた。各年度の目標値は、決算対比で理事会にて報告し、進捗状況を管理している。

また、理事会において決定される予算編成方針の1つに、「学校法人作陽学園 経営改善計画」の視点に立った予算措置とすることを盛り込むとともに、毎年の予算編成作業においては、教職員へ上記の計画を配付し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討を行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-4-1】財務計画表

【資料5-4-2】2020年度予算編成方針

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立に不可欠な外部資金獲得について、科学研究費助成事業に関しては、平成 29(2017)年には 9 件 (内新規 2 件)、平成 30(2018)年には 7 件 (内新規 2 件)、令和元(2019)年には 4 件 (内新規 3 件) の採択があり、助成金の総額は予定額を含めて約 20,937 千円である。また、受託研究に関しては、平成 29(2017)年には 3 件 (内新規 1 件)、平成 30(2018)年には 3 件 (内新規 1 件)、令和元(2019)年には 4 件 (内新規 3 件) の締結があり、受託研究経費の総額は、3,920 千円である。

経常経費の節減については、経費の大部分を占める人件費や業務委託経費、施設設備修繕経費等も常に見直し、不要経費の排除や業務の見直しを踏まえた予算編成に努めている。

支出管理については、目的別予算管理を実施するとともに、会計管理システムにより執行状況をリアルタイムに把握、その状況を毎回の理事会に報告し、支出の適正管理に取り組んでいる。

その結果、過去 3 年間の決算状況は、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度の本学の経常収支差額比率 (経常収支差額/経常収入) の平均が 25.6%で、高い水準を維持している。他の財務比率も良好であり、令和元(2019)年度決算における本学園の積立率 (運用資産/要積立額) は 137.1%と要積立額に対する金融資産の状況も万全であり、借入金もなく、健全な財務状況である。また、日本私立学校振興・共済事業団が示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については、最上位の A1 となっており、客観的にも財政の健全性は明らかである。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-4-3】計算書類 (過去5年間) 【資料F-11と同じ】

【資料5-4-4】令和元年度財産目録

#### (3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

収入の大部分を占める学生生徒納付金収入及び経常費補助金は平成 29(2017)年度以降減少傾向にあり、本学園全体の入学定員充足率も令和元(2019)年度において「学校法人作陽学園 経営改善計画」の目標値を下回っている。支出抑制にも限界があることから学生数の確保はもとより、学生生徒納付金収入に依存しない外部資金の獲得、補助金収入の増額に向け、「経営改善計画 (令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)」に掲げた目標を達成するための活動を行っていく。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-4-5】第二次経営改善計画【資料1-1-17と同じ】

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び本学園が定める「学校法人作陽学園経理規則」等に基づいて、適正な会計処理を行っている。資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等の定められた計算書類のほか、部門別（学部等別）の収支状況をより詳しく把握するために本学独自の事業活動収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。計算書類作成に至るまでの事務処理、予算管理については、会計管理システムを利用し適正に処理している。

また、会計処理上の不明確事項等は、その都度、会計監査人と相談して処理し、補助金に影響を及ぼす可能性のある処理区分については、特に注意を払っている。

予算は、前年度の3月までに決定する必要があるため、学生生徒納付金収入や人件費支出等に関しては、予測による数値を基準として予算を策定している。また、修繕費等、想定外の支出が必要となる場合があるため、補正予算案を策定し、正確な予算額に基づいた事業活動収支の均衡を保てるよう、10月開催の理事会及び評議員会の議を経て、補正予算を策定している。

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料5-5-1】学校法人作陽学園経理規則

【資料5-5-2】計算書類（過去5年間）【資料F-11と同じ】

【資料5-5-3】令和2年度 収支予算書

【資料5-5-4】令和元年度理事会議事録（3月、10月）

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第14条による会計監査人の監査と法人役員の監事による監査を実施している。

会計監査人の監査は、毎年、監査基準に準拠した期末監査（5月）及び期中監査（12月）がそれぞれ4日間実施されている。その内容は、主に資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表、重要な会計方針及びそのほかの注記等の計算書類と、それらに関連する証憑書類について行われている。

監事監査における会計監査は、監査計画書に基づいた期末監査（5月）及び期中監査（12月、3月）を計3日間実施し、監査機能の強化を図っている。

また、監事は会計監査人、内部監査部門との連絡会を年3回開催し、意見交換を行うなどして連携体制を整えている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-5-5】 監事監査報告書（過去5年間） 【資料F-11と同じ】

【資料5-5-6】 監査計画書

### (3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学校法人会計基準、本学園の経理規則等に準拠して適正な会計処理を行うとともに、厳正な会計監査の実施体制整備に努める。

### 【基準5の自己評価】

本学は「寄附行為」及び「寄附行為細則」により、建学の精神を中心とした教育理念を基に、高等教育機関としての社会的役割を果たすため、適切な学園運営に日々努力している。コンプライアンスの推進についても、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」において理事長を中心とし、各設置校の長をコンプライアンス推進責任者として、法令順守に取り組んでいる。

また、本学管理運営体制の特徴として、教学部門と管理部門の協力体制を挙げることができる。本学における教学部門のほぼ全ての委員会、会議には職員が出席しており、教員と職員との円滑な意思連携と協働体制が取れている。学園運営に関わる重要な会議体も、教員と職員とが合同で組織し、教学部門と管理部門とが一体となっている。そのことにより、教員と職員との密接なコミュニケーションと連携による協働体制が機能している。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

平成 7(1995)年に「くらしき作陽大学・作陽短期大学 自己点検・評価等実施要綱」を定め、「改革会議」「自己点検委員会」を中心として内部質保証のための活動を自主的・自律的に実施している。現在の体制は平成 17(2005)年度に確立した。

「学校法人作陽学園寄附行為細則」には、点検・評価と組織について以下の通り定めている。

##### (内部質保証方針)

第 6 条 くらしき作陽大学及び作陽短期大学（以下「大学」という）は高等教育機関として社会の負託に応えるため、教育研究上の目的等を念頭に置いた質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証における取り組みを恒常的に推進する。

##### (点検・評価)

第 7 条 大学は、建学の精神及び大学の目的を達成するため、学校教育法の定めるところにより、教育研究等の状況について年度ごとに自ら点検及び評価を行うこととする。

##### (組織と実施方法)

第 8 条 大学は、学長を委員長とした自己点検委員会を設けて点検、評価を行う事とする。実施方法については別に定める。

点検・評価は、理事会の下に設けられた「改革会議」が所管している。「改革会議」は、議長を学長・理事長として、副理事長、学長補佐、各学部長、併設短期大学学科長、学生部長、事務局幹部等で構成している。「改革会議」の下部組織として、「自己点検委員会」、「IR 推進室」等がある。

「自己点検委員会」の構成員は、学長を委員長とし、委員は副理事長、学長補佐、各学部長、併設短期大学学科長、事務局幹部等である。

「IR 推進室」の構成員は、各学部と併設短期大学教員及び事務局職員から偏りなく任命している。

このように本学では内部質保証のための組織を整備し、責任体制を確立している。

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料6-1-1】学校法人作陽学園寄附行為細則【資料1-1-2と同じ】

【資料6-1-2】学校法人作陽学園組織図【資料4-4-1と同じ】

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口の減少に伴う生き残りの時代を迎え、大学に対する社会からの要請や期待はこれからも変化していくことが推測される。本学は社会的ニーズに対応した点検・評価の観点を取り入れつつ、使命と教育目的に即した独自の自己点検・評価活動に取り組んでいる。

今後も社会からの要請に応えられるよう自己点検・評価を行い、本学の教育改善に向けた改革を引き続き行っていく。

内部質保証を行うための「IR 推進室」であるが、現状として、報告に留まっており、組織としては責任体制が確立できているものの、さらなる強化が必要である。そのため、「自己点検委員会」や「IR 推進室」による FD 活動などを活発にし、教職員に対して、内部質保証について理解を促すことも重要である。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価は、「本学のディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを起点とする教育の質保証」と「学則に明記された本学の目的を実現するための本学全体の質保証」という本学内部の質保証のために行っている。それは当然「教育の質」と「本学全体の質」の改善・改革のための営みでもある。そしてそれらを自主的・自律的に行うための典拠が、前述した「学校法人作陽学園寄附行為細則」における点検・評価と組織に関わる条項である。

本学では「改革会議」において毎年、前年度の自己点検項目を見直した上で新たに自己点検項目を定めている。それに沿って「自己点検委員会」が自己点検・評価を行うとともに、4年に一度は日本高等教育評価機構の定める自己点検評価項目に基づいた自己点検評価書を作成し、本学ホームページ上に公開している。

また、各部署から偏りなく選出している「自己点検委員会」の構成員は、自己点検・評価の進捗状況等を折にふれて各部署に報告している。したがって、自己点検・評価については、その結果のみならず過程に関する情報も学内で共有している。

それだけでなく、自己点検・評価の結果は、「運営会議」、「改革会議」が、「自己点検委員会」と連携しながら学内の改革改善のために活用している。たとえば、自己点検・評価によって見出した課題は、本学の年度ごとの基本方針に反映させている。この基本方針は理事長が定めるものであり、各部署と各教職員は、この基本方針に基づいて本学全体、学科、事務局及び個人の重点目標をそれぞれ設定する。各重点目標の達成状況は、「運営会議」で報告されるとともに、「FD&SD 全教職員会議」においてそれぞれの取り組み方、進捗状況、及び達成状況を発表するので、自己点検・評価の結果と同様、学内で共有できる。そして重点目標達成への取り組みにより教育の質と本学全体の質の改善を図っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料6-2-1】2019年度 自己点検活動の計画について

【資料6-2-2】2019年度 自己点検評価管理表

【資料6-2-3】2019年度 第4回改革会議・自己点検委員会 議事録

【資料6-2-4】2020年度 FD&SD全教職員会議(案) 【資料1-2-2と同じ】

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の質保証に向けた自己点検・評価のための調査及びデータの分析は、主として「IR推進室」が行っている。「IR推進室」は、平成28(2016)年度に「改革会議」の下に新設した委員会であり、平成23(2011)年度に設置した「高等教育研究センター」をIRに特化したものである。

令和元(2019)年度に実施し、令和2(2020)年度にも実施又は実施予定の調査等は、「授業評価アンケート」、「学修行動調査」、「学生生活満足度調査」、「保護者対象アンケート」、「卒業生対象アンケート」、「企業対象アンケート」、「受験生対象アンケート」、「高校教員対象アンケート」、「大学生基礎力レポート調査」、「休退学調査及び「卒業時アンケート」である。

これらのうち「IR推進室」が分析を担当するのは、「授業評価アンケート」、「学修行動調査」、「学生生活満足度調査」、「保護者対象アンケート」、「卒業生対象アンケート」、「企業対象アンケート」、「受験生対象アンケート」、「高校教員対象アンケート」及び「大学生基礎力レポート調査」である。「学修行動調査」は、学生の学習時間や学修の実態を明らかにしようとするものである。「卒業生対象アンケート」では卒業生の本学への期待や要望を問い、「企業対象アンケート」では、卒業生が就職している企業に採用条件、卒業生の印象、本学の教育への要望などを尋ねる。「大学生基礎力レポート調査」は学生の広義の学力を問うものである。委託業者により実施され、調査結果も業者により分析され、分析結果は各学生に還元される。その上で、「IR推進室」は学生の基礎力の経年による変化を明らかにし、異学年の学生の基礎力を比較する。上記の「授業評価アンケート」以下の調査の分析結果は報告書にまとめて「改革会議」に報告し、また全教職員にも配信している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料6-2-5】平成30年度 各種アンケート調査報告書 【資料3-3-4と同じ】

### (3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

18歳人口の減少に伴う厳しい生存競争の時代を迎え、学生の質が多様化しつつある今日、大学への期待や要請は刻々変化している。そのような状況下で本学が使命を果たすためには、本学に何が求められており、それに応えるには何が必要かと問い続けなければならない。

については、実施する調査等の新設、継続、廃止についての検討や各種アンケート・調査間におけるデータ分析の向上、及び経年変化については、現在データを蓄積している段階

であり、今後は更に充実した分析を行っていく予定である。また、こうした分析に基づき、アンケート調査内容や各質問項目についても、調査目的を明らかにし、精査していくことが必要不可欠である。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、専攻課程等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の自己点検・評価の実施機関である「自己点検委員会」は、理事長、副理事長、学長補佐、各学部長、併設短期大学学科長、事務局幹部等から構成される「改革会議」の下に設けられている。

「改革会議」は年度ごとの活動計画を決定し（Plan）、評価項目の見直し等を行った後、学部・学科及び事務局における職務や教育研究活動等として実施（Do）され、その活動点検（Check）は、下記（①～⑤）に述べる手続きで「自己点検委員会」において実施される。活動の結果に関しては、「改革会議」に逐次報告され、課題がある場合は適宜対応し、改善や規程の見直し等を実施している（Action）。

なお、各年度の活動計画を推進するための「自己点検委員会」における具体的な活動は以下の通りである。

- ①現状の課題：当該年度初期に設定する（前年度からの継続実施事項を含む）。
- ②改善に向けた方策：当該年度初期に設定し、以降状況に応じ適宜追加する。
- ③実施状況：推進部署等において、当該年度中に活動状況を記録する。
- ④「自己点検委員会」を適宜開催し、②③について確認するとともに推進・修正を行う。
- ⑤当該年度に達成できなかった事項を、次年度の継続取組事項として引き継ぐ。

上記①～⑤のサイクルを毎年繰り返すことにより、常時進捗を確認しながら自己点検・評価活動を推進している。この目標による管理や自己点検・評価活動はPDCAのサイクルを意図したものであり、本学には定着した制度である。

こうした「自己点検委員会」による自己点検のほかに、本学では年度単位の重点目標の達成に向けての PDCA サイクルと、教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルも並行して展開している。

年度単位の重点目標達成に向けた PDCA サイクルは次のように展開される。まず、年度ごとの重点目標の基となる年度の基本方針を「運営会議」の審議を経て、理事会が決定する。この基本方針に基づいて、学部・学科、事務局及び事務局各部署が重点目標を設定し、さらに教職員がその所属する部門の目標達成に寄与する個人の目標を設定する（Plan）。その上で各部門の長及び個々の教職員は、それぞれの目標達成に向けて行動し（Do）、各

部門は年2回の「FD&SD 全教職員会議」において、その達成状況について中間報告と結果報告を行う（Check）。

年度末には、個々の教職員はその目標達成度を自己評価するとともに、上司の評価を受ける。各部門と個々の教職員はこの自己評価やフィードバックされる上司の評価に基づき新たな課題に取り組む（Action）。

また、教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルにおいては、各教員が1年を単位とした教育と研究の成果と自己評価を「業績貢献自己報告書・人事評価表」としてまとめている。

この「業績貢献自己報告書・人事評価表」は「教育」、「学生支援」、「研究（演奏を含む）」、「管理運営」、「社会貢献」、「人事」に関する職務領域ごとに記載する欄を設けている。教員はそれぞれの職務領域での目標を設定し（Plan）、1年間の活動（Do）の結果を報告するとともに、「自己評価」を記載（Check）する。この自己評価に基づき次年度教育・研究活動の改善・改革を行う（Action）。

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料6-3-1】自己点検評価活動、目標管理制度、人事評価制度、事業計画（予算）・事業報告書（決算）年間スケジュール

【資料6-3-2】2019年度 自己点検活動の計画について【資料6-2-1と同じ】

【資料6-3-3】2019年度 自己点検評価管理表【資料6-2-2と同じ】

【資料6-3-4】2019年度 第4回改革会議・自己点検委員会 議事録【資料6-2-3と同じ】

【資料6-3-5】2020年度 重点目標設定スケジュール

【資料6-3-6】2019年度 第6回運営会議 議事録

【資料6-3-7】2020年度 重点目標一覧

【資料6-3-8】2019年度 FD&SD全教職員会議次第「重点目標報告」

【資料6-3-9】業績貢献自己報告書・人事評価表【資料2-6-2と同じ】

【資料6-3-10】重点目標設定用紙【資料4-2-7】と同じ

#### (3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

現在の自己点検・評価活動は、前年度の改革活動に関する情報を収集・検証し、それを踏まえて、今後の改善や改革のあり方等を検討し推進することが中心である。近年においては、それぞれの学部学科における定員割れ解消が最重要課題とされており、理事長は年度の基本方針においても問題解消を掲げ、教職員は重点目標として日々努力しているが未だ定員充足には至っていない。特に音楽学部音楽学科、食文化学部現代食文化学科の定員割れが顕著である。

今後においても「自己点検委員会」は、改革活動を PDCA サイクルに対応させてより積極的に展開するために、これまでの活動の継続はもとより、自己点検・評価活動から抽出された諸課題や改革案について検討し、検討結果を「改革会議」へ提案し、課題解決を推進する体制を構築することによって、教職員の自己点検活動に対する意識を高め、自発的な改善活動に繋げていく。

### **【基準 6 の自己評価】**

本学は、内部質保証を効率的に行うための組織体制を整備し、自己点検評価を行ってきた。また、自己点検評価だけでなく、「経営改善計画」をベースとした年度ごとの「事業計画」「事業報告」など各部署の「活動計画」「活動報告」と通じて自己点検と改善を自主的、自律的に行う仕組みを整備してきた。

一方、学修成果の質保証については、平成 29(2017)年度に DP、CP、AP の 3 つのポリシーの改訂を行い、平成 30(2018)年度に DP に基づく到達目標の達成度を評価するためのアセスメント・ポリシーの整備を行った。今後は、このポリシーに沿ったアセスメントを着実にしながら、その精度を高め、教育の改善に活用するための内部質保証の取り組みを継続していく。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会貢献・地域連携

##### A-1. 地域連携事業の推進

##### A-1-① 地域連携事業の推進

##### A-1-② 地方公共団体等との連携

##### A-1-③ 学生による地域貢献活動・ボランティア活動

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 地域連携事業の推進

地（知）の拠点整備事業「文化産業都市倉敷の未来を拓く若衆育成と大学連携モデル創出事業」（平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度）を通して、大学力を高めるために学部を持つ総合的な知的財産を発揮し、さらなる社会貢献・地域連携を推進することで、倉敷を元気にするとともに、倉敷に根を下ろす本学の活力を全国に示すことができた。また、「COC 事業」の意義や目的を継承するための取り組みも始まっている。平成 30(2018)年度の各学部の取り組みについては、次の通りである。

##### 《音楽学部》

「COC 事業」で新設した「音楽貢献実践 A」で学生主体の斬新な演奏会の企画等（年間十数回程度のヤングコンサートと集大成であるヤングホールコンサート）の成果が認められ、玉島市民交流センター賞（同センターの運営に多大な貢献が認められた個人・団体に与えられる）が本学に授与された。

また、前年度の「音楽貢献実践 A」履修生が「倉敷みらい講座」において、学修成果を演奏とスピーチで倉敷市民に披露した他、倉敷市立美術館における各種催事では、倉敷市内の児童や園児と共演し、よい交流が行われた【表 A-1-1】。

	事業名/会場	実施日
第 1 弾～10 弾 ヤングコンサート	玉島市民交流センター	平成 30 年 5 月～ 平成 31 年 3 月
ヤングホールコンサート	玉島市民交流センター	1 月 13 日
第 4 回「倉敷みらい講座」	倉敷市立美術館	5 月 26 日
春の院展 ウェルカムコンサート	倉敷市立美術館	6 月 27 日
倉敷っ子美術展 開会式 ウェルカムコンサート	倉敷市立美術館	1 月 31 日

【表 A-1-1】平成 30(2018)年度実績（音楽学部）

《食文化学部》

社会貢献・地域連携を推進するために、講演活動などを通じて対外的な取り組みを積極的に実施した【表 A-1-2】。

事業名
高等学校教員（家庭科・商業科）対象講座「DHA を用いた食品の開発事例」開催
第 6 回「倉敷みらい講座」、地域とともに取り組む炊き出しシミュレーション、災害食コンシェルジュプログラム
「玉島新町町屋桃和プロジェクト」、倉敷未来プロジェクト採択事業、古民家「桃和」再生の取り組み
(株)倉敷ケーブルテレビで放映の情報新番組～おトクな情報盛りだくさん～「トクもりっ！」で本学教員がコメンテーターとして出演し、食育や食に関連する話題を提供
一次予防ワーキンググループ企画事業として、学生の実践力育成の場である「ヘルスケアレストラン」を活用し、地域の方々をお招きし、健康セミナー及びヘルスケアレストランでの 500kcal 台バランスメニューの提供をし、地域交流を深めた。
高等学校、地域社会との交流、連携活動の推進：専門職種の認知度を上げるために後楽館高校、倉敷中央高校と高大連携事業を進めた。附属認定こども園の給食実施と食育活動の実施。

【表 A-1-2】平成 30(2018)年度実績（食文化学部）

《子ども教育学部》

「COC 事業」等による地域貢献事業の実施及び「くらしき学講座」、「倉敷みらい講座」などの活動を展開した【表 A-1-3】。

事業名	実施日
くらしき学 2「倉敷発見オリエンテーションツアー」	4 月 20~21 日
くらしき学 3「地域貢献活動事前指導」	5 月 14 日
第 2 回倉敷みらい講座（倉敷アートスタート研究シンポ 乳児向け舞台芸術の今日的価値と今後の展望）	5 月 19~20 日
くらしき学 4（倉敷の文化街づくり等）	6 月 4 日
COC 授業を活用した研究推進（倉敷アートスタート研究、五感力育成研究）	6 月 6 日
くらしき学 5「地域貢献コース別グループワーク」	6 月 11 日
現地災害支援ボランティア派遣	7 月 21~22 日
COC くらしき未来講座「気になる子どもの理解と支援」	10 月 30 日
リフレッシュセミナー（年 4 回）	6・11・12・1 月
玉島親子クラブとの交流会	6 月 19 日
さくよう子育てカレッジ	6 月 20 日
倉敷アートスタート研究・ぱれっと 10 周年記念公演	11 月 14 日

「倉敷みらい講座」&若衆・町衆フォーラム	11月26日
五感力育成研究「特別支援教育ラボ研究成果発表会」	2月20日
倉敷みらい講座 アートスタートシンポジウム	2月18日
ぱれっと 各地域公演 (2/15 真備町 2/16 美作市 2/24 早島町 3/14 津山市作陽保等)	随時

【表 A-1-3】平成 30(2018)年度実績 (子ども教育学部)

### A-1-② 地方公共団体等との連携

倉敷市・総社市等の地方公共団体のほか、公共施設、教育機関、商工会議所、民間企業等との連携により、様々な地域や環境で社会貢献活動が実施され、充実拡大しつつある。これらの機関から授業の講師や助言者に招き、直接学生と関わり適切な指導をしていただくほか、倉敷市大学連携事業（倉敷みらい講座）の中で、成果発表機会の提供など多大な協力を得られており、「COC 事業」の取り組みによって、社会に貢献するための学修がより充実した。

子ども教育学部では、子ども教育や子育て支援、特別支援に関する各種研修・教育相談・講演会を地域の教育委員会や学校で実施した。また、平成 24(2012)年度から倉敷市より委託された子育て支援事業「どんぐりっこ」を附属認定こども園内で引き続き実施している。さらに、倉敷市教育委員会との連携を深化させ、特別支援教育を学修した学生を、倉敷市内小学校の特別支援学級の児童の学習支援や倉敷市特別支援アドバイザー事業への支援などへ派遣している。近距離にある岡山県立まきび支援学校とも教育実習、ボランティア等において連携を密にしている。

### A-1-③ 学生による地域貢献活動・ボランティア活動

商工会議所や病院・各種施設等からの依頼に積極的に応じるよう、学生を指導・支援することで、ボランティア活動を充実させてきた。平素より多様な機関からの依頼に積極的に応える形で活動している。まび記念病院イルミネーション点灯式での金管五重奏や倉敷市立自然史博物館で初開催されたナイトミュージアムでのキャンドルコンサートで木管五重奏が好評を博した。また、学部附属の児童文化部「ぱれっと」は乳幼児を対象とした出張公演、地域開催行事へのボランティア活動（年間約 50 公演）を行っている。また、玉島地区を中心とした子どもと保護者のための「さくようキッズキャンパス」事業なども引き続き開催している。

「COC 事業」では地域活性化や地域課題の解決に取り組むことができる人材を育成する「くらしき若衆育成プログラム」を構築し、平成 28(2016)年度から開始し、平成 30(2018)年度までに、小若 256 人、中老 24 人、宿老 13 人を認定している。最高位である宿老になるためには、「若衆実践演習」を履修し、地域課題解決のための改善策を、実現可能な方法で提案するために、文献調査だけではなく地域の関係各所への調査も併せて実施している。平成 30(2018)年度宿老認定となった学生のテーマについては、以下の 5 件であった【表 A-1-4】。

テーマ
倉敷市消防局玉島消防署でのインタビューより 平成 30 年 7 月豪雨災害における調査から見えた地域の課題と対策について
西日本豪雨災害から考えられる食への支援 ～倉敷市保健所でのインタビューより～
西日本豪雨災害に対する教育支援の課題と提案 ～倉敷教育委員会の指導課で学んだこと～
西日本豪雨災害の経験から考えた救助・避難生活への支援 ～自衛隊へのインタビューを通して～
西日本豪雨災害から考えた防災への取り組み ～倉敷市防災危機管理室への調査から～

【表 A-1-4】 宿老認定学生のテーマ

学生たちは平成 30(2018)年 7 月に発生した平成 30 年西日本豪雨災害における対策や防災への取り組みについて、関係各所を分担し調査することで、各分野における課題と、それに対する改善策を提案した。

この災害に対しては、若衆認定を受けた学生以外にも、多くの学生・教職員がボランティア活動に取り組んだ。ボランティアに取り組むに際して、学生たち自身の安全を確保することを目的として、本学学生・教職員向けの「西日本豪雨災害復興支援サイト」を構築し様々な情報発信を行った。また、事前に「被災した子どもたちのための心理的応急処置」講習会を実施し、被災者との接し方などについて学んだ上で、ボランティア活動に取り組んでもらった。

この豪雨災害に伴い、学生や教職員が主導して実施したボランティア活動や地域、特に真備地区の住民や学校園等からの要望等に応える形で実施したボランティア活動は以下の通りである。これらの取り組みについては、大学コンソーシアム岡山主催の「学生ボランティア報告会」にて学生が発表を行った（平成 30(2018)年 11 月 17 日（土）開催、岡山大学、11 大学参加）。

- ・真備町 学童保育復興支援ボランティア
- ・倉敷市立岡田小学校ボランティア
- ・未就学児のお世話係&遊び相手ボランティア
- ・倉敷・総社エリアでの現地災害支援ボランティア【写真 A-1-1】
- ・真備地区避難所における「炊き出し」【写真 A-1-2】
- ・倉敷市立菌幼稚園における保育支援ボランティア
- ・倉敷市立二万幼稚園におけるお遊戯・保育支援ボランティア
- ・学生有志による被災学生のための学内募金活動【写真 A-1-3】
- ・倉敷市立菌小学校子どもの居場所づくり事業ボランティア
- ・食文化学部による災害時の食支援【写真 A-1-4】
- ・株式会社ビッグジョンから提供されたデニムの生地を使い、被災児童への支援を目的とした、家庭科教員志望学生による「おけいこバッグ」製作
- ・以下の作陽チャリティーコンサートの開催【表 A-1-5】

コンサート名	開催日
ヴォーカルサマーコンサート 2018	7月17日(火)
作陽パーカッショングループ第1回サマーコンサート	7月17日(火)
モスクワ音楽院特別演奏コース前期学内公開演奏会IV	7月18日(水)
トロンボーンアンサンブルサマーコンサート	7月18日(水)
作陽弦楽合奏団演奏会	7月19日(木)
作陽トランペットアンサンブル サマーコンサート	7月19日(木)
作品発表の夕べ～作曲専修学生と教員による～	7月20日(金)
室内楽(pf)研究発表会「ピアノデュオ サマーコンサート」	7月24日(火)
作陽サクソフォーンクラス サマーコンサート がんばろう岡山	7月25日(水)
ピアノ伴奏演習 I 研究発表会	7月26日(木)
平成30年度 第5回 学内演奏会	7月27日(金)
大学院サマーコンサート	8月6日(月)
西日本豪雨災害復興チャリティーコンサート	9月13日(木)

【表 A-1-5】平成30(2018)年度「作陽チャリティーコンサート」実績



【写真 A-1-1】現地災害支援ボランティア



【写真 A-1-2】避難所における「炊き出し」



【写真 A-1-3】学内募金活動



【写真 A-1-4】災害時の食支援

また、この災害により防災に関する啓発意識も高まり、倉敷市消防局より、YouTube で公開される救助動画「消防士が教える市民レスキュー」に出演する学生ボランティアの依頼があり、学生が救助動画の撮影に協力した【写真 A-1-7】【写真 A-1-8】。

※公開 URL : <https://www.youtube.com/watch?v=vrvvX3dbBI>



【写真 A-1-7、A-1-8】 倉敷市消防局救助動画撮影

#### <エビデンス集(資料編)>

【資料A-1-1】 COC事業 平成30年度活動報告書

#### (3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

地(知)の拠点整備事業に取り組んでいた平成 30(2018)年度までの 5 年間は「改革会議」の下部委員会として「COC 委員会」が組織され各種協議を行ってきたが、令和元(2019)年度以降、「全学教務委員会」の下部に組織された「地域科目小委員会」で 9 科目 (11 活動) の地域貢献科目について協議することになり、科目担当者間で評価方法を統一することが困難な状況にある。この点を早急に解決すべく、各授業の状況を相互に情報共有しながら協議を行っていく。

また、くらしき若衆制度の最高位である宿老の認定証を毎年 1 回倉敷市長(副市長)から授与していただき、授与式の様子が倉敷市広報に紹介されているが、若衆(制度)の認知度の向上が進捗していない現状であるため、さらなる工夫、方策を検討したい。

#### 【基準 A の自己評価】

「COC 事業」の取り組みによって、社会に貢献するための学修がより充実したと言えるを受け止めている。くらしき学という分野の学びを設定し、倉敷の街づくりに貢献してきた方々を講師に招き、「倉敷を知る。倉敷で学ぶ。」をモットーに歴史と現状、課題を学ぶことから始め、学生が地域の課題を解決することを念頭に地域貢献活動に積極的に取り組む中で実践力を磨き、課題を発見し解決を試みるために、自身に必要な学びが何かを自身で考察し向き合うことに繋がっており、基準 A に設定した「大学の教育研究機能を生かした社会貢献・地域連携」が本学の教育の質保証に有益であると受け止めている。

## V. 特記事項

### 1. 作陽ジュニア・ウインド・アカデミー

「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」は、吹奏楽の早期教育を通して児童・生徒の健全な育成を図り、地域貢献と幅広い音楽文化の振興を目的として、平成 21(2009)年 6 月に発足した。その前身は倉敷チボリ公園で活躍していた「こども吹奏楽団 (チボリガード)」であり、平成 20(2008)年 12 月に同公園が閉園したことに伴い、本学に移管、設置されることとなった。

「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」は、本学の 11 号館 (音楽交流センター) 及び学内講義室の一部を拠点にして活動しており、毎年実施している定期演奏会や学習発表会は、本学の 10 号館 (藤花楽堂) などで開催し、多くの観客を迎え好評を博している。また、高梁川流域連盟ジョイフルコンサート、玉島音楽フェスティバル、総社ジュニア・バンド・フェスティバルなどへの参加により、地域文化の活性化に寄与している。

団員への個人指導は学生が行っており、将来教員や楽器指導者を目指す学生にとって、実践的指導力を高める良い機会となっている。団員は学校の枠を超えた広い地域から約 60 人が集まり、音楽を通して強い絆で結ばれている。また、卒団生は、高校や中学校の吹奏楽部のリーダーとして活躍し、中には本学へ入学して団員を指導するなど、「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」を通して地域の音楽活動が好循環している。

### 2. さくようヘルスケアレストラン

「さくようヘルスケアレストラン」は、在学生や教職員の健康増進と、学生の社会人力育成を目的として開設された学内レストランである。学内の大量調理施設を使用した、少人数による作業管理で実践面の技術能力の向上を図るとともに、食環境のコーディネートにも取り組んでいる。学生は顧客が満足できる給食サービス及び栄養管理の体験を実践的に学ぶため、利用者の体脂肪率等を定期的に測定し、個人指導を含めた栄養管理も行っている。

また、「さくようヘルスケアレストラン」では学生教育の一環として年間 2 回程度、地域の方々へ一次予防を目的とした健康食の提供とあわせ、教員による健康セミナーも同時開催している。これにより、広く地域の方々の健康増進を図り、開かれた大学教育の場として地域に貢献している。

### 3. 特別支援教育ラボ

平成 27(2015)年 10 月、特別支援学校教諭を目指す学生の実践的指導力の向上を目的に、特別支援教育の実践・教育・研究の地域拠点として、「特別支援教育ラボ」を設立した。水曜日の放課後には、学生が主体となって障害のある子どもへの教育実践活動や、障害のある子どもを支援している関係機関の先生方との定期的な研究会を行っている。

担当教員や学年を超えた仲間との議論や打ち合わせなど、「特別支援教育ラボ」での活動を通して学生は実践的指導力や研究力、企画運営力を身に付け、卒業後は特別支援学校等で教員として活躍している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 2 条に大学の目的を規定し、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学部を設置している。学則第 3 条に規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は 4 年としている。学則第 8 条に規定している。	3-1
第 88 条	—	該当しない。	3-1
第 89 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 9 条に入学資格を規定し、適正に受け入れている。	2-1
第 92 条	○	「学校法人作陽学園教職員組織規則」および学則において組織の職位及び職務について定め、教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営を図っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 27 条および「くらしき作陽大学学部教授会規程」に規定し、遵守している。	4-1
第 104 条	○	学則第 13 条およびくらしき作陽大学学位規程に規定し、遵守している。	3-1
第 105 条	○	学則第 38 条第 3 項に規定している。ただし、現在、本学学生以外の者を対象とした特別課程は設けていない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	「学校法人作陽学園寄附行為細則」第 6 条、7 条、8 条、「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要綱」第 2 条、および学則第 33 条に定め、遵守している。	6-2
第 113 条	○	本学ホームページ等により公表している。	3-2
第 114 条	○	「学校法人作陽学園教職員組織規則」第 6 条、7 条において事務職員及び技術職員の職務について定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 9 条第 2 項に規定し、適正に受け入れている。	2-1
第 132 条	○	学則第 9 条第 2 項に規定し、適正に受け入れている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に記載している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 22 条および「学生懲戒規程」に規定している。	4-1
第 28 条	○	各担当部署で備えている。	3-2

くらしき作陽大学

第 143 条	○	学則第 29 条に規定し、代議員会を置いている。	4-1
第 146 条	○	学則第 17 条に規定し、遵守している。	3-1
第 147 条	—	該当しない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 9 条に規定し、適正に受け入れている。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1
第 154 条	—	該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 9 条に規定し、適正に受け入れている。	2-1
第 162 条	—	該当しない。	2-1
第 163 条	○	学則第 5 条に規定し、遵守している。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 12 条第 3 項および第 14 条第 1 項に規定し、遵守している。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえて、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針を定め、学生便覧および大学ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学校法人作陽学園寄附行為細則」第 6 条、7 条、8 条、「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要綱」第 2 条および学則第 33 条に定め、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、本学ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 12 条に規定し、遵守している。	3-1
第 178 条	○	学則第 9 条第 2 項に規定し、適正に受け入れている。	2-1
第 186 条	○	学則第 9 条第 2 項に規定し、適正に受け入れている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	設置基準を満たした上、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的について定め、学生便覧、教職員便覧、本学ホームページ等に明記している。	1-1 1-2

くらしき作陽大学

第 2 条の 2	○	学則および入学試験要項に規定し、適切に行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	「学校法人作陽学園教職員組織規則」および学則において組織の職位及び職務について定め、教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営を図っている。	2-2
第 3 条	○	各学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他について学部として適当である。	1-2
第 4 条	○	学部には専攻により学科を設けており、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	該当しない。	1-2
第 6 条	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「学校法人作陽学園教職員組織規則」および学則において組織の職位及び職務について定め、教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営を図っている。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目は原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	科目に応じて助手が補助している。	3-2
第 11 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 12 条	○	「くらしき作陽大学教員採用・昇格規程」「等級規程」、「作陽学園等級細則」に規定し、遵守している。	3-2 4-2
第 13 条	○	学部毎の種類及び規模に応じ定められた専任教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「くらしき作陽大学学長候補選考規程」に規定し、遵守している。	4-1
第 14 条	○	「等級規程」に規定し、大学設置基準で定められる教授の資格を充足している	3-2 4-2
第 15 条	○	「等級規程」に規定し、大学設置基準で定められる准教授の資格を充足している	3-2 4-2
第 16 条	○	「等級規程」に規定し、大学設置基準で定められる講師の資格を充足している	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「等級規程」に規定し、大学設置基準で定められる助教の資格を充足している	3-2 4-2
第 17 条	○	「等級規程」に規定し、大学設置基準で定められる助手の資格を充足している	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に規定し、遵守している。	2-1
第 19 条	○	学部毎に定められたカリキュラム・ポリシーに沿って、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	教育課程は必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して	3-2

くらしき作陽大学

		編成している。	
第 21 条	○	学則第 10 条第 1 項第 3 号、第 4 号に規定し、遵守している。	3-1
第 22 条	○	学則第 10 条第 1 項第 2 号に規定し、遵守している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行っている。	3-2
第 24 条	○	「作陽学園諸施設管理運用規程」、「作陽学園諸施設管理実施細則」に規定し、諸施設管理及び運用を円滑に行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 10 条第 1 項第 1 号、第 3 号に規定し、遵守している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対し、シラバス、学生便覧で明示し、適切に行っている。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 33 条第 3 項、および教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する内規に規定し、実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 10 条第 1 項第 9 号に規定し、遵守している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 10 条の 2 および学生便覧に明示し、遵守している。	3-2
第 28 条	○	学則第 21 条に規定し、遵守している。	3-1
第 29 条	○	学則第 21 条の 2 に規定し、遵守している。	3-1
第 30 条	○	学則第 21 条の 3 に規定し、遵守している。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 8 条の 2 に規定し、長期履修制度を設けている。	3-2
第 31 条	○	学則第 34 条～第 38 条および「くらしき作陽大学科目等履修生、聴講生に関する細則」に規定し、科目等履修制度を設けている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 10 条第 1 項第 5 号～第 8 号および第 12 条に規定し、遵守している。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	敷地内に運動場を有している。	2-5
第 36 条	○	基準を満たす校舎等施設を有している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	学部の種類、規模等に応じた資料、設備等を備えている。	2-5
第 39 条	—	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	学部学科の種類に応じた必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は教育研究上の目的にふさわしいものになっている。	1-1

くらしき作陽大学

第 41 条	○	「学校法人作陽学園事務組織規程」「学校法人作陽学園事務分掌細則」に規定し、適切な体制が取られている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行うため、「学生委員会」および事務局教育支援室を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	「進路就職委員会」および事務局進路支援室を配置し、教職協働で連携を図り、キャリア教育に取り組んでいる。	2-3
第 42 条の 3	○	毎年、職員能力開発計画（SD）を定め、研修その他の取組を推進している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当しない。	3-2
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 13 条に規定し、遵守している。	3-1
第 10 条	○	学則第 13 条に規定し、遵守している。	3-1
第 13 条	○	「くらしき作陽大学学位規程」に規定し、遵守している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1

くらしき作陽大学

第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止について遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 34 条第 2 項に寄附行為の備置き及び閲覧について規定し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条 1 項に役員について規定し、理事は 8 人、監事は 3 人配置している。寄附行為第 6 条 2 項に理事長の選任について規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従い遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条に定めるとおり理事会を置き、運営している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 12 条、14 条、15 条に理事長の職務、監事の職務等について規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 7 条、第 8 条に理事の選任、監事の選任等について規定し、遵守している。	5-2
第 39 条	○	私立学校法の規定するところにより、「役員の兼職禁止」について遵守している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に役員の補充について規定し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条に評議員会について規定し、評議員会を置いている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条に諮問事項について規定し、評議員会の意見を聴いている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条に評議員会の意見具申等について規定し、遵守している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条に評議員の選任について規定し、選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 46 条、47 条に責任の免除、責任限定契約について規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法の規定するところにより、「役員の第三者に対する損害賠償責任」について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法の規定するところにより、「役員の連帯責任」について遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条に寄附行為の変更について規定し、変更している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について規定し、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 33 条に決算及び実績の報告について規定し、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 34 条に財産目録等の備付け及び閲覧について規定し、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 36 条及び、学校法人作陽学園役員評議員報酬等規程に役員の報酬について規定し、支給している。	5-2 5-3

くらしき作陽大学

第 49 条	○	寄附行為第 38 条に会計年度について規定し、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条に情報の公表について規定し、公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条に規定し、遵守している。	1-1
第 100 条	○	研究科を設置している。大学院学則第 6 条に規定している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 15 条に規定し、適正に受け入れている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 15 条に規定し、適正に受け入れている。	2-1
第 156 条	—	該当しない。	2-1
第 157 条	—	該当しない。	2-1
第 158 条	—	該当しない。	2-1
第 159 条	—	該当しない。	2-1
第 160 条	—	該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準を満たした上、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的について定め、学生便覧、本学ホームページ等に明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	本学大学院学則および入学試験要項に規定し、適切に行っている。	2-1
第 1 条の 4	○	「学校法人作陽学園教職員組織規則」において組織の職位及び職務について定め、教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営を図っている。	2-2
第 2 条	○	修士課程を置いている。大学院学則第 4 条に規定している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 6 条第 2 項、第 5 条第 1 項に規定し、遵守している。	1-2
第 4 条	—	該当しない。	1-2
第 5 条	○	大学院の研究科は専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 7 条に規定し、1 個の専攻を置いている。	1-2
第 7 条	○	学部と適切に連携している。	1-2

くらしき作陽大学

第7条の2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	適正な教員を配置している。	3-2 4-2
第9条	○	適正な教員を配置している。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第8条に規定し、遵守している。	2-1
第11条	○	大学院学則第25条に規定し、遵守している。	3-2
第12条	○	教育方法は、本学大学院学則第25条第1項に規定し、授業及び研究指導により行っている。	2-2 3-2
第13条	○	第9条に規定の教員が指導を行っている。	2-2 3-2
第14条	—	該当しない。	3-2
第14条の2	○	学生に対し、シラバス、学生便覧で明示し、適切に行っている。	3-1
第14条の3	○	大学院学則26条、および教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する内規に規定し、実施している。	3-3 4-2
第15条	○	大学設置基準を準用するものについて、学部と同様に行い、遵守している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第35条に規定し、遵守している。	3-1
第17条	—	該当しない。	3-1
第19条	○	基準を満たす校舎等施設を有している。	2-5
第20条	○	研究科又は専攻の種類に応じた機械、器具等を備えている。	2-5
第21条	○	教育研究上必要な資料を備えている。	2-5
第22条	○	教育研究上支障を生じないため、学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第22条の2	—	該当しない。	2-5
第22条の3	○	必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものになっている。	1-1
第23条	—	該当しない。	1-1 1-2
第24条	—	該当しない。	2-5

くらしき作陽大学

第 25 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 30 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	○	「学校法人作陽学園事務組織規程」「学校法人作陽学園事務分掌細則」に規定し、適切な体制が取られている。	4-1 4-3
第 43 条	○	毎年、職員能力開発計画（SD）を定め、研修その他の取組を推進している。	4-3
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5

第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1

くらしき作陽大学

第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 36 条、および「くらしき作陽大学学位規程」に規定し、遵守している。	3-1
第 4 条	—	該当しない。	3-1
第 5 条	—	該当しない。	3-1
第 12 条	—	該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	・学校法人作陽学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・大学案内 2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	・くらしき作陽大学学則	
	・くらしき作陽大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・入学試験要項	
	・学部 3 年次編入 入学試験要項	
	・くらしき作陽大学大学院 入学試験要項	
	・学校推薦型選抜(指定校)要項	

【資料 F-5】	学生便覧	
	・学生便覧 2020 年度（音楽学部・大学院音楽研究科、食文化学部、子ども教育学部）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	・2020 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	・2019 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・大学までのアクセス	
	・校舎等建物の配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	・作陽学園規程類集 目次	
	・作陽学園内規集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・学校法人作陽学園 役員名簿	
	・学校法人作陽学園 評議員名簿	
	・2019 年度 理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・計算書類 ・監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・学生便覧 2020 年度 音楽学部（P. 9～18、P. 43～70） 食文化学部（P. 9～18、P. 44～72） 子ども教育学部（P. 9～18、P. 44～80） 大学院（P. 9～18、P. 71～71）（音楽学部と合冊）	【資料 F-5】と同じ
	・シラバス（電子データ）	
	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・学生便覧 2020 年度（P. 1～4）	
【資料 F-13】	【資料 F-5】と同じ	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	・該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	・改善状況報告書	
【資料 F-16】	大学及び法人の規程集など	
	・規程類集、内規集	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	学校法人作陽学園寄附行為細則	
【資料 1-1-3】	くらしき作陽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	くらしき作陽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-5】	本学ホームページ 大学概要 本学の理念	
【資料 1-1-6】	学生便覧 2020 年度（P. 1）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-7】	2020 年度 教職員便覧（P. 1）	
【資料 1-1-8】	まはーやーな（P. 4～5）	
【資料 1-1-9】	建学の精神レポート	
【資料 1-1-10】	学生便覧 2020 年度（P. 1～5）	【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-11】	2020 年度 教職員便覧 (P.1~7)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-1-12】	本学ホームページ トップページ	
【資料 1-1-13】	大学案内 2021 (表紙)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-14】	中期計画	
【資料 1-1-15】	経営改善計画	
【資料 1-1-16】	本学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー	
【資料 1-1-17】	第二次経営改善計画	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人作陽学園寄附行為細則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-2】	2020 年度 FD&SD 全教職員会議 (案)	
【資料 1-2-3】	2020 年度 教職員便覧 (見開きページ)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-4】	本学ホームページ 大学概要 教育情報の公開	
【資料 1-2-5】	作陽学園報 Vol. 72 (P.13)	
【資料 1-2-6】	シラバス「アセンブリー・アワー I」	
【資料 1-2-7】	シラバス「宗教 I」	
【資料 1-2-8】	創立者伝記「法灯永久に輝かん」	
【資料 1-2-9】	中期計画	【資料 1-1-14】と同じ
【資料 1-2-10】	経営改善計画	【資料 1-1-15】と同じ
【資料 1-2-11】	第二次経営改善計画	【資料 1-1-17】と同じ
【資料 1-2-12】	くらしき作陽大学学則	【資料 F-3】と同じ

## 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー	【資料 1-1-16】と同じ
【資料 2-1-2】	入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	作陽音楽講習会 2020 要項	
【資料 2-1-4】	音楽学部 入学前導入教育プログラム案内	
【資料 2-1-5】	オープンセミナー2020 要項	
【資料 2-1-6】	食文化学部 入学前導入教育プログラム案内	
【資料 2-1-7】	子ども教育学部 入学前導入教育プログラム案内	
【資料 2-1-8】	入学試験要項 (大学院)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	全学入試委員会規程	
【資料 2-1-10】	入学試験に係る試験問題作成委員会内規	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	くらしき作陽大学、作陽短期大学委員会等設置規程	
【資料 2-2-2】	2020 年度 委員会等任命簿	
【資料 2-2-3】	2020 年度 教職員便覧「アドバイザー」 (P.20)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-2-4】	UNIPA「アドバイザー関連資料」	
【資料 2-2-5】	UNIPA「オフィス・アワー関連資料」	
【資料 2-2-6】	学生便覧 2020 年度「オフィス・アワー」 (P.13)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-7】	教育向上支援者制度に関する取扱規程	
【資料 2-2-8】	本学ホームページ 在学生・保護者の方 カウンセリングのお知らせ	
【資料 2-2-9】	学生便覧 2020 年度「各種奨学金および特待生制度について」 (P.28~30)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-10】	2019 年度 第 6 回改革会議・自己点検委員会 議事録	
【資料 2-2-11】	UNIPA 利用ガイド (保護者版)	
【資料 2-2-12】	学生健康調査表	

2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス（キャリア科目 一部抜粋）	
【資料 2-3-2】	進路決定先一覧表	
【資料 2-3-3】	就職の手引き	
【資料 2-3-4】	進路面談記録一覧表	
【資料 2-3-5】	進路支援システム（求人検索 NAVI）サイト	
【資料 2-3-6】	進路支援システム（求人検索 NAVI）利用件数	
【資料 2-3-7】	進路状況一覧表	
【資料 2-3-8】	就職講座、キャリアガイダンス実施一覧	
【資料 2-3-9】	進路決定者アンケート	
【資料 2-3-10】	企業アンケート結果	
【資料 2-3-11】	卒業生アンケート結果	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	UNIPA「スチューデントプロフィール」	
【資料 2-4-2】	カルト勧誘防止パンフレット	
【資料 2-4-3】	「学生生活は危険がいっぱい」パンフレット	
【資料 2-4-4】	「アセンブリー・アワー I、II」日程表	
【資料 2-4-5】	保護者懇談会開催案内	
【資料 2-4-6】	くらしき作陽大学奨学金制度に関する規程	
【資料 2-4-7】	兄弟姉妹が同時に在学する場合の授業料減免要項	
【資料 2-4-8】	卒業生の子の入学料減免要項	
【資料 2-4-9】	高等教育の修学支援制度に基づく授業料等減免取扱内規	
【資料 2-4-10】	くらしき作陽大学特待生規程	
【資料 2-4-11】	くらしき作陽大学教育ローン利子補給奨学金取扱内規	
【資料 2-4-12】	UNIPA「奨学金情報」	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学生便覧 2020 年度「校舎案内図・講義室等配置図」（Ⅷ-1～Ⅷ-10）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-2】	令和 2 年度 学校基本調査 学校施設調査表	
【資料 2-5-3】	図書館利用案内	
【資料 2-5-4】	第二次経営改善計画	【資料 1-1-17】と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	業績貢献自己報告書・人事評価表	
【資料 2-6-3】	学生満足度調査	
【資料 2-6-4】	保健室月報	
【資料 2-6-5】	学生会・サークル一覧	
【資料 2-6-6】	学生会年間行事一覧	
【資料 2-6-7】	改善提案書	

### 基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	本学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー	【資料 1-1-16】と同じ
【資料 3-1-2】	学生便覧 2020 年度 (P. 1～4)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	くらしき作陽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	くらしき作陽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】	学生便覧 2020 年度 (P. 9～11)	【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-6】	シラバス作成要領	
【資料 3-1-7】	UNIPA 利用ガイド (保護者版)	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 3-1-8】	くらしき作陽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	くらしき作陽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-10】	学生便覧 2020 年度 (P. 9~10)	【資料 F-5】と同じ
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	本学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー	【資料 1-1-16】と同じ
【資料 3-2-2】	学生便覧 2020 年度 (P. 1~4)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	履修系統図	
【資料 3-2-4】	シラバス作成要領	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-2-5】	学生便覧 2020 年度 (P. 10~11)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	全学共通英語教育コア・カリキュラム	
【資料 3-2-7】	学生便覧 2020 年度 (P. 18)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-8】	地域貢献科目一覧	
【資料 3-2-9】	英語多読の学習記録システム	
【資料 3-2-10】	地域貢献活動計画書・報告書	
【資料 3-2-11】	コミュニケーションシート	
【資料 3-2-12】	くらしき若衆コモンループリック	
【資料 3-2-13】	全学共通開講科目 (案)	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	本学ホームページ 大学概要 くらしき作陽大学のポリシー	【資料 1-1-16】と同じ
【資料 3-3-2】	UNIPA 「学修ポートフォリオ」	
【資料 3-3-3】	授業評価アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-4】	平成 30 年度各種アンケート調査報告書	
【資料 3-3-5】	FD&SD 全教職員会議次第「ティーチング・アワード表彰」	
【資料 3-3-6】	業績貢献自己報告書・人事評価表	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-7】	評価シート「個人実技評価」	

**基準 4. 教員・職員**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	学校法人作陽学園教職員組織規則	
【資料 4-1-2】	2020 年度 委員会等任命簿	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-3】	くらしき作陽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	くらしき作陽大学学部教授会規程	
【資料 4-1-5】	学生懲戒規程	
【資料 4-1-6】	学校法人作陽学園事務組織規程	
【資料 4-1-7】	学校法人作陽学園事務分掌細則	
【資料 4-1-8】	2020 年度作陽学園事務組織図	
【資料 4-1-9】	学校法人作陽学園人事規則	
【資料 4-1-10】	等級規程	
【資料 4-1-11】	作陽学園等級細則	
【資料 4-1-12】	人事評価制度概念図	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	くらしき作陽大学教員採用・昇(降)格規程	
【資料 4-2-2】	等級規程	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 4-2-3】	作陽学園等級細則	【資料 4-1-11】と同じ

くらしき作陽大学

【資料 4-2-4】	人事評価制度概念図	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 4-2-5】	業績貢献自己報告書・人事評価表	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 4-2-6】	各学部、学科重点目標「教職員便覧」(P.2~4)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 4-2-7】	重点目標設定用紙	
【資料 4-2-8】	2019年度 第8回改革会議・自己点検委員会 議事録	
【資料 4-2-9】	2020年度 教職員能力開発計画 (FD・SD)	
【資料 4-2-10】	評価者研修資料	
【資料 4-2-11】	2019年度 第9回改革会議・自己点検委員会 議事録	
【資料 4-2-12】	2020年度 FD&SD 全教職員会議 (案)	【資料 1-2-2】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	2019年度 第8回改革会議・自己点検委員会 議事録	【資料 4-2-8】と同じ
【資料 4-3-2】	2020年度 教職員能力開発計画 (FD・SD)	【資料 4-2-9】と同じ
【資料 4-3-3】	2019年度 第9回改革会議・自己点検委員会 議事録	【資料 4-2-11】と同じ
【資料 4-3-4】	2020年度 FD&SD 全教職員会議 (案)	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 4-3-5】	評価者研修資料	【資料 4-2-10】と同じ
【資料 4-3-6】	等級規程	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 4-3-7】	事務局目標「教職員便覧」(P.6)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 4-3-8】	目標成果管理表	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学校法人作陽学園組織図	
【資料 4-4-2】	2019年度「演奏会のご案内」リーフレット	
【資料 4-4-3】	2019年度「リフレッシュセミナー」開催案内	
【資料 4-4-4】	学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程	
【資料 4-4-5】	作陽学園倫理憲章	
【資料 4-4-6】	くらしき作陽大学、作陽短期大学公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程	
【資料 4-4-7】	くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等取扱要領	
【資料 4-4-8】	くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-9】	公的研究の不正防止体制と不正防止計画について	
【資料 4-4-10】	公的研究費等の不正に係る通報等に関する取扱要領	
【資料 4-4-11】	くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程	
【資料 4-4-12】	個人研究費助成金申請書	
【資料 4-4-13】	個人研究費助成金使用報告書	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人作陽学園寄附行為細則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人作陽学園教職員組織規則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人作陽学園くらしき作陽大学・作陽短期大学就業規則	
【資料 5-1-5】	学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 5-1-6】	作陽学園倫理憲章	【資料 4-4-5】と同じ
【資料 5-1-7】	個人情報保護に関する取り扱い細則について	
【資料 5-1-8】	作陽学園 (大学・短期大学) ハラスメントの防止等に関する指針	

【資料 5-1-9】	くらしき作陽大学・作陽短期大学 情報公開規程	
【資料 5-1-10】	学校法人作陽学園公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-11】	学校法人作陽学園監事監査規程	
【資料 5-1-12】	学校法人作陽学園内部監査細則	
【資料 5-1-13】	第二次経営改善計画	【資料 1-1-17】と同じ
【資料 5-1-14】	2020 年度 重点目標一覧（事務局）	
【資料 5-1-15】	危機管理マニュアル	
【資料 5-1-16】	危機管理に関する細則	
【資料 5-1-17】	作陽学園消防・防災計画	
【資料 5-1-18】	作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針	【資料 5-1-8】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事会議題（2019 年度分）	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	作陽学園運営会議要項	
【資料 5-3-2】	改革会議要項	
【資料 5-3-3】	くらしき作陽大学学部教授会規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	評議員会議題（2019 年度分）	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	財務計画表	
【資料 5-4-2】	2020 年度予算編成方針	
【資料 5-4-3】	計算書類（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	令和元年度財産目録	
【資料 5-4-5】	第二次経営改善計画	【資料 1-1-17】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人作陽学園経理規則	
【資料 5-5-2】	計算書類（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-3】	令和 2 年度 収支予算書	
【資料 5-5-4】	令和元年度理事会議事録（3 月、10 月）	
【資料 5-5-5】	監事監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-6】	監査計画書	

**基準 6. 内部質保証**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為細則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 6-1-2】	学校法人作陽学園組織図	【資料 4-4-1】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2019 年度 自己点検活動の計画について	
【資料 6-2-2】	2019 年度 自己点検評価管理表	
【資料 6-2-3】	2019 年度 第 4 回改革会議・自己点検委員会 議事録	
【資料 6-2-4】	2020 年度 FD&SD 全教職員会議（案）	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 6-2-5】	平成 30 年度各種アンケート調査報告書	【資料 3-3-4】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	自己点検評価活動、目標管理制度、人事評価制度、事業計画（予算）・事業報告（決算）年間スケジュール	
【資料 6-3-2】	2019 年度 自己点検活動の計画について	【資料 6-2-1】と同じ

【資料 6-3-3】	2019 年度 自己点検評価管理表	【資料 6-2-2】と同じ
【資料 6-3-4】	2019 年度 第 4 回改革会議・自己点検委員会 議事録	【資料 6-2-3】と同じ
【資料 6-3-5】	2020 年度 重点目標スケジュール	
【資料 6-3-6】	2019 年度 運営会議 議事録	
【資料 6-3-7】	2020 年度 重点目標一覧	
【資料 6-3-8】	2019 年度 FD&SD 全教職員会議次第「重点目標報告」	
【資料 6-3-9】	業績貢献自己報告書・人事評価表	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 6-3-10】	重点目標設定用紙	【資料 4-2-7】と同じ

**基準 A. 社会貢献・地域連携**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携事業の推進		
【資料 A-1-1】	COC 事業 平成 30 年度活動報告書	